

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-4 添付資料3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備番号</th> <th>設備名称</th> <th>火災感知器の検出範囲</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>火災設備</th> <th>消火設備</th> <th>消火設備の設置状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-4-8</td> <td>中央制御室熱気ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-9</td> <td>制御室電源入室修室ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-11</td> <td>制御室電源入室修室ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-12</td> <td>制御室電源入室修室ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-13</td> <td>制御室電源入室修室ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-14</td> <td>中央制御室熱気ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-15</td> <td>制御室電源入室修室ルーパー室</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備番号</th> <th>設備名称</th> <th>火災感知器の検出範囲</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>火災設備</th> <th>消火設備</th> <th>消火設備の設置状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-4-6</td> <td>煙検器</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-1</td> <td>HDRPポンプ室</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-3</td> <td>HDRPポンプ室</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-4</td> <td>HDRPポンプ室</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-5</td> <td>送引ケーブル束検出センサ</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-7</td> <td>送引ケーブル束検出センサ</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-10</td> <td>送引ケーブル束検出センサ</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-16</td> <td>DSDR1連検出センサ</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-17</td> <td>送引ケーブル束検出センサ</td> <td>無</td> <td>煙検器</td> <td>煙検器</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-18</td> <td>煙検器</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-19</td> <td>D5</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> <tr> <td>D-4-20</td> <td>D5</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気消火器</td> <td>手動</td> <td>消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。</td> </tr> </tbody> </table>	設備番号	設備名称	火災感知器の検出範囲	火災感知器の検出方式	火災設備	消火設備	消火設備の設置状況	備考	D-4-8	中央制御室熱気ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-9	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-11	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-12	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-13	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-14	中央制御室熱気ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-15	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	設備番号	設備名称	火災感知器の検出範囲	火災感知器の検出方式	火災設備	消火設備	消火設備の設置状況	備考	D-4-6	煙検器	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-1	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-3	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-4	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-5	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-7	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-10	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-16	DSDR1連検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-17	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-18	煙検器	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-19	D5	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。	D-4-20	D5	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。		<p>【女川】 ■設計の相違 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違</p>
設備番号	設備名称	火災感知器の検出範囲	火災感知器の検出方式	火災設備	消火設備	消火設備の設置状況	備考																																																																																																																																																																				
D-4-8	中央制御室熱気ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-9	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-11	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-12	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-13	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-14	中央制御室熱気ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-15	制御室電源入室修室ルーパー室	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
設備番号	設備名称	火災感知器の検出範囲	火災感知器の検出方式	火災設備	消火設備	消火設備の設置状況	備考																																																																																																																																																																				
D-4-6	煙検器	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-1	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-3	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-4	HDRPポンプ室	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-5	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-7	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-10	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-16	DSDR1連検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-17	送引ケーブル束検出センサ	無	煙検器	煙検器	消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-18	煙検器	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-19	D5	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				
D-4-20	D5	無	—	—	熱気消火器	手動	消火設備が、可燃物等により可燃物を感知しない状態となるが、コンクリートの壁で覆われていないことから防火設備は必要と見做されない。																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-4 添付資料3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
設備番号	設備名称	火災感知器が設置されている箇所	火災感知器が設置されている箇所	火災感知器の設置状況	消火方法	消火設備の設置状況	備考
7-1-3	SF ₆ 絶縁設備燃焼検知装置	無	無	無	無	無	
7-1-5	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-4	SF ₆ V/S	無	無	無	無	無	
7-1-7	絶縁棒架設用ケーブル架	無	無	無	無	無	
7-1-8	絶縁棒架設用ケーブル架	無	無	無	無	無	
7-1-4	GIS	無	無	無	無	無	
7-1-10	T-04 絶縁架	無	無	無	無	無	
7-1-11	E/V架	無	無	無	無	無	
7-1-12	絶縁架	無	無	無	無	無	
7-1-13	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-14	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-15	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-16	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-17	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-18	T-04 絶縁架	無	無	無	無	無	
7-1-19	T-04 絶縁架	無	無	無	無	無	
7-1-20	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-21	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-22	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-23	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-24	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-25	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-26	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-27	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-28	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-29	T-04 絶縁架	無	無	無	無	無	
7-1-30	GIS	無	無	無	無	無	
7-1-31	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-32	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-33	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-34	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-35	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-36	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-37	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-38	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-39	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-40	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-41	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-42	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-43	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-44	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-45	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-46	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-47	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-48	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-49	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-50	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-51	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-52	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-53	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-54	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-55	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-56	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-57	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-58	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-59	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-60	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-61	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	
7-1-62	ケーブル桥架	無	無	無	無	無	

【女川】
 ■設計の相違
 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<table border="1" data-bbox="757 150 1279 448"> <thead> <tr> <th>照度番号</th> <th>照度名称</th> <th>火災防護対策 の取組状況</th> <th>火災感知器 の設置状況</th> <th>火災感知器 の設置状況</th> <th>防火設備</th> <th>消火方法</th> <th>消火設備の 設置状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E-2-3</td> <td>DS</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>軽油着火機</td> <td>手動</td> <td>消火器</td> <td>燃焼が広く、可燃物管理が難しい運用とす。コンクリートの壁で囲われていることから火災の影響を受けないため火災感知器を設置しない</td> </tr> <tr> <td>Y-1-1</td> <td>ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災</td> <td>有</td> <td>煙感知器(点検)</td> <td>O(点検)</td> <td>軽油着火機又は、電動式消火装置</td> <td>手動</td> <td>消火器</td> <td>煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない</td> </tr> <tr> <td>Y-1-2</td> <td>ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災</td> <td>有</td> <td>煙感知器(点検)</td> <td>O(点検)</td> <td>軽油着火機又は、電動式消火装置</td> <td>手動</td> <td>消火器</td> <td>煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない</td> </tr> <tr> <td>Y-1-3</td> <td>ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災</td> <td>有</td> <td>煙感知器(点検)</td> <td>O(点検)</td> <td>軽油着火機又は、電動式消火装置</td> <td>手動</td> <td>消火器</td> <td>煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない</td> </tr> <tr> <td>Y-1-4</td> <td>ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災</td> <td>有</td> <td>煙感知器(点検)</td> <td>O(点検)</td> <td>軽油着火機又は、電動式消火装置</td> <td>手動</td> <td>消火器</td> <td>煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1115 432 1240 448">設計仕様により変更もありえる</p> <p data-bbox="712 491 1326 1038"> ※1 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器・放射性物質貯蔵等の機能を有する機器・重大事故等対処設備のうち、火災防護対策が必要な機器であり、火災防護対象機器の耐震クラスに応じた機能維持設計とする。 ※2 ルーバ室、給気ケーシング室、給気室、ブローアウトシャフト室、ダクトスペース、パイプスペース、トレンチ (予備スペース) は、発火源となるようなものが設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とするうえ、コンクリートの壁で囲われているため火災の影響を受けないことから火災感知器を設置しない設計とする。 ※3 使用済燃料プール、復水貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵槽、浄化系沈降分離槽は内部が水で満たされており、火災が発生するおそれはないことから火災感知器を設置しない設計とする。 ※4 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構造物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けないことから、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計とする。 ※5 防爆型感知器を示す。 ※6 非アナログ式感知器を示す。 </p>	照度番号	照度名称	火災防護対策 の取組状況	火災感知器 の設置状況	火災感知器 の設置状況	防火設備	消火方法	消火設備の 設置状況	備考	E-2-3	DS	無	—	—	軽油着火機	手動	消火器	燃焼が広く、可燃物管理が難しい運用とす。コンクリートの壁で囲われていることから火災の影響を受けないため火災感知器を設置しない	Y-1-1	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない	Y-1-2	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない	Y-1-3	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない	Y-1-4	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない		<p data-bbox="1980 145 2040 165">【女川】</p> <p data-bbox="1980 172 2161 309"> ■設計の相違 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違 </p>
照度番号	照度名称	火災防護対策 の取組状況	火災感知器 の設置状況	火災感知器 の設置状況	防火設備	消火方法	消火設備の 設置状況	備考																																																	
E-2-3	DS	無	—	—	軽油着火機	手動	消火器	燃焼が広く、可燃物管理が難しい運用とす。コンクリートの壁で囲われていることから火災の影響を受けないため火災感知器を設置しない																																																	
Y-1-1	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない																																																	
Y-1-2	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない																																																	
Y-1-3	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない																																																	
Y-1-4	ガスタービン発電機復水貯蔵タンク火災	有	煙感知器(点検)	O(点検)	軽油着火機又は、電動式消火装置	手動	消火器	煙が火災に誘発されることから復水タンクに火災感知器を設置しない																																																	

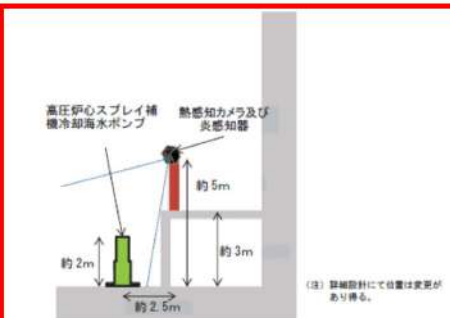
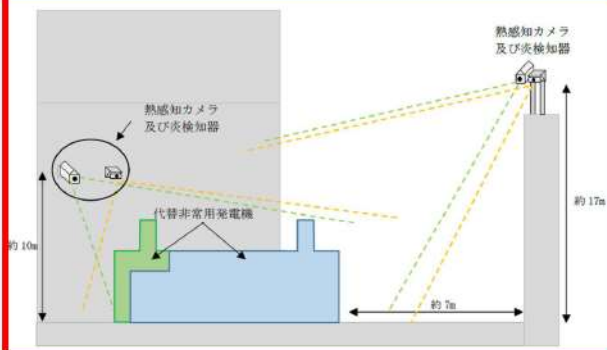
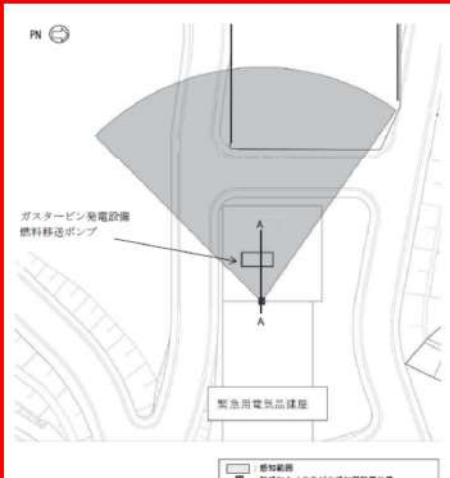
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-4 添付資料4 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設のうち屋外設備の火災感知範囲について）

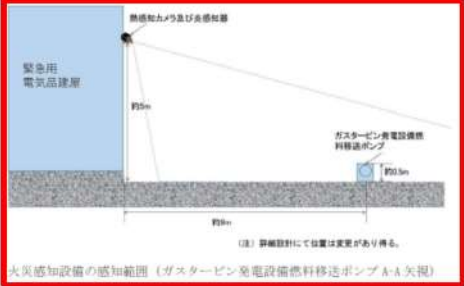
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【対応資料なし】</p>	<p>添付資料4</p> <p>女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設のうち屋外設備の 火災感知範囲について</p> <div data-bbox="728 367 1332 1157" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>火災感知器の感知範囲（海水ポンプ室（補機ポンプエリア））</p> </div>	<p>添付資料4</p> <p>泊発電所3号炉 重大事故等対処施設のうち屋外設備の 火災感知範囲について</p> <div data-bbox="1355 375 1971 853" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>火災感知器の感知範囲（代替非常用発電機エリア）</p> </div>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違（女川実績の反映） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>屋外の重大事故等対処施設の相違</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違（女川実績の反映）

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>火災感知器の感知範囲 (高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室 A-A 矢視)</p>	 <p>火災感知器の感知範囲 (代替非常用発電機エリア A-A 矢視)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 屋外の重大事故等対処施設の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映)
	 <p>火災感知設備の感知範囲 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 屋外の重大事故等対処施設の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>火災感知設備の感知範囲 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプA-A欠視)</p> <p>(注) 詳細設計にて位置は変更があり得る。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>屋外の重大事故等対処施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-5 消火設備（資料4）</p> <p><目次></p> <p>1. 消火設備の設置の考え方</p> <p>2. 消火設備</p> <p>2.1 ハロン消火設備（新設）</p> <p>2.2 スプリンクラー（新設）</p> <p>2.3 二酸化炭素消火設備（既設、新設）</p> <p>2.4 ケーブルトレイ消火設備（新設）</p> <p>2.5 エアロゾル消火設備（新設）</p> <p>2.6 消火器及び消火栓（既設）</p> <p>2.7 移動式消火設備（既設）</p> <p>3. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>3.1 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定</p> <p>3.2 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</p> <p>3.3 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p> <p>3.4 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域に設置する消火設備</p> <p>3.5 火災に対する二次的影響の考慮</p> <p>3.6 消火用の照明器具</p> <p>4. まとめ</p>	<p>41-5 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について</p> <p><目次></p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 消火設備について</p> <p>3.1. 消火設備の設置必要箇所の選定</p> <p>3.2. 消火設備の概要</p> <p>3.2.1. 全域ガス消火設備</p> <p>3.2.2. 局所ガス消火設備</p> <p>3.2.3. 消火器及び水消火設備について</p> <p>3.2.4. 移動式消火設備について</p> <p>4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>6. まとめ</p>	<p>41-5 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について</p> <p><目次></p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 消火設備について</p> <p>3.1. 消火設備の設置必要箇所の選定</p> <p>3.2. 消火設備の概要</p> <p>3.2.1. 全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）</p> <p>3.2.2. 全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）</p> <p>3.2.3. 全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）</p> <p>3.2.4. 消火器及び水消火設備について</p> <p>3.2.5. 移動式消火設備について</p> <p>4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>6. まとめ</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設置する消火設備の相違による資料の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料18 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）	添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）	添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）	【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）
添付資料1 ハロン消火設備	添付資料2 女川原子力発電所2号炉におけるガス消火設備について	添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について	【女川】 ■設備名称の相違
添付資料5 スプリンクラー			
添付資料6 スプリンクラーの確実な動作と誤動作防止について			
添付資料8 ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作			
添付資料9 ケーブルトレイ消火設備			
添付資料10 ケーブルトレイ消火設備実証試験			
添付資料11 エアロゾル消火設備			
添付資料12 エアロゾル消火設備の消火性能			
添付資料2 消火設備の地震時の機能維持	添付資料3 女川原子力発電所2号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について	添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について	【女川】 ■設備名称の相違
添付資料3 ハロン消火設備の動作に伴う機器等への影響	添付資料4 女川原子力発電所2号炉におけるガス消火設備の動作に伴う機器等への影響について	添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の動作に伴う機器等への影響について	【女川】 ■設備名称の相違
	添付資料5 女川原子力発電所2号炉における狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について	添付資料5 泊発電所3号炉における狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について	【女川】 ■設備名称の相違
添付資料4 ハロン消火設備等の消火能力	添付資料6 女川原子力発電所2号炉におけるガス消火設備の消火能力について	添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について	【女川】 ■設備名称の相違
添付資料7 二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）		添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）について	【女川】 ■設計の相違
		添付資料8 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）について	設置する消火設備の相違による資料の相違
添付資料14 消火栓配置図	添付資料7 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設の消火設備の必要容量について	添付資料9 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設の消火設備の必要容量について	【女川】 ■設備名称の相違
添付資料15 消火用の照明機器の配置図	添付資料8 女川原子力発電所2号炉における消火栓配置図並びに手動消火の対象となる低耐震クラス機器リスト	添付資料10 泊発電所3号炉における消火栓配置図	【女川】 ■設備名称の相違【女川】 ■設計の相違
添付資料16 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備を明示した図面			泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料17 重大事故等対処施設周辺の可燃物について</p> <p>添付資料13 消火用水系統図</p>	<p>添付資料9 女川原子力発電所2号炉における移動式消火設備について</p> <p>添付資料10 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設を設けた原子炉建屋通路部の消火方針について</p> <p>添付資料11 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について</p> <p style="text-align: right;">41-5</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について</p> <p>1. 概要 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設への火災を早期に消火するために設置する消火設備について以下に示す。</p> <p>2. 要求事項 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護に係る審査基準」という）」における消火設備の要求事項を以下に示す。</p>	<p>添付資料11 泊発電所3号炉における移動式消火設備について</p> <p>添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について</p> <p>添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について</p> <p>添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について</p> <p style="text-align: right;">41-5</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設への火災を早期に消火するために設置する消火設備について以下に示す。</p> <p>2. 要求事項 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護に係る審査基準」という）」における消火設備の要求事項を以下に示す。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は全域消火設備を設置することから本資料はない。</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 設置する消火設備の相違による資料の相違</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>消火設備</p> <p>1. 消火設備の設置の考え方</p> <p>原子炉施設内の重大事故等対処施設に火災が発生した場合、火災を早期に消火するため、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、「消火設備」を設置する。</p>	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>なお、「2.2.1(2) 消火設備」の要求事項を添付資料1に示す。</p> <p>3. 消火設備について</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、重大事故等対処施設に火災が発生した場合に、火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、「消火設備」を設置する。</p>	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>なお、「2.2.1(2) 消火設備」の要求事項を添付資料1に示す。</p> <p>3. 消火設備について</p> <p>泊発電所3号炉において、重大事故等対処施設に火災が発生した場合に、火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、「消火設備」を設置する。</p>	<p>【大阪】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>消火剤には表1のものがあるが、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づく固定式消火設備は、消火設備が動作したエリアへの安全な立ち入りが消火直後から可能^{※1}で、機器の状態の確認、運転操作を行う上で有利と考えるスプリンクラーを基本とし、次項の観点から抽出される箇所については、ガス消火設備等を設置する。消火設備設置の考え方及び設置箇所を図1に示す。</p> <p>また、基準規則第八条において、火災防護対象機器への設置を進めていたハロン消火設備は、消火設備が動作したエリアへの安全な立ち入りが早期に可能となるよう、局所放出方式とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機に従来から設置している二酸化炭素消火設備（全域放出方式）は、ディーゼル発電機室に他の重大事故等に対処するための機能を有する機器がなく、運転操作等を行うために、消火設備が動作したエリアに早期に立ち入る必要性が低いため、審査基準に適合することを確認のうえ、活用する。</p> <p>（中央制御盤に設置する消火設備の要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御盤内の両系列の火災防護対象機器が、消火剤によって機能喪失しないよう、電気絶縁性の高い消火剤を放出する消火設備であること。 	<p>3.1. 消火設備の設置必要箇所の選定</p> <p>火災防護に係る審査基準では、「2.2 火災の感知、消火」において、火災時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場所に対して固定式消火設備の設置を要求している。</p> <p>このことから、消火活動が困難となる場所への消火設備の設置要否を検討する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画については原則煙の充満により消火活動が困難となる場所として選定し、煙の影響が考えにくい火災区域又は火災区画については「4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方」にて個別に検討する。</p> <p>また、煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、火災により重大事故等対処施設へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画については「5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方」にて個別に検討する。</p>	<p>3.1. 消火設備の設置必要箇所の選定</p> <p>火災防護に係る審査基準では、「2.2 火災の感知、消火」において、火災時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場所に対して固定式消火設備の設置を要求している。</p> <p>このことから、消火活動が困難となる場所への消火設備の設置要否を検討する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画については原則煙の充満により消火活動が困難となる場所として選定し、煙の影響が考えにくい火災区域又は火災区画については「4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方」にて個別に検討する。</p> <p>また、煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、火災により重大事故等対処施設へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画については「5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方」にて個別に検討する。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・中央制御室には常時運転員が滞在しており、消火後も中央制御室で運転操作等を行う必要があることから、消火剤及び燃焼生成物が人体に悪影響を及ぼさない消火剤を放出する消火設備であること</p> <p>※1：消火直後から安全な立ち入りが可能な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人体に悪影響を及ぼす燃焼生成物がない。 ・水の冷却効果により火災が発生した機器が着火温度未満になり、再着火のおそれが高い。 ・消火対象空間を密閉する必要がなく、人の立ち入りにより密閉性が損なわれ、再着火するおそれがない。 <p>(1) ガス消火設備等を設置する箇所</p> <p>a. 火災の種類に対する消火剤の考慮</p> <p>消火剤には、普通火災に適する消火剤と、油類火災に適する消火剤がある。スプリンクラーから放水する水は、普通火災に適する消火剤であるが、油を飛散させ、燃焼を拡大させるおそれがあるため、油類火災が想定される油タンクにスプリンクラーは適さない。</p> <p>なお、消火対象となる機器に油タンクはない。</p> <p>b. 溢水への影響の考慮</p> <p>スプリンクラーからの放水による没水で、安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所（燃料取替用水ポンプ、電動補助給水ポンプ等）、又は高エネルギー配管破損時のスプリンクラーの誤放水により安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所には、ガス消火設備等を設置する。</p> <p>採用するガス消火設備等は、消火対象がケーブルトレイの場合は、ケーブルトレイ消火設備を採用し、機器の場合は、運転中、人が立ち入る可能性があるため、消防法で常時人が滞在する場所でも使用可能とされているハロン消火設備を採用する。</p> <p>c. 現地施工性の考慮</p> <p>以下のように、スプリンクラーの現地施工が適さない箇所には、ガス消火設備等を設置する。設置する消火設備は、消火の対象がケーブルトレイの場合はケーブルトレイ消火設備を採用し、電気盤の場合はエアロゾル消火設備、ポンプ類の場合は、運転中、人が立ち入る可能性等を考慮し、ハロン消火設備を採用する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<ul style="list-style-type: none"> ケーブルトレイ内の火災を消火するようにスプリンクラーを設置するのが適さない、全周に隔壁を施工して密閉するケーブルトレイ 床がグレーチング等で、スプリンクラーを設置するための足場の設置が適さない箇所 消火水配管が近傍がなく、周囲に他の可燃物がないため、局所的な消火設備の設置が適する箇所 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>																														
<p>表1 消火剤の種類と特徴</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火剤</th> <th>効果</th> <th>設備への悪影響</th> <th>人体への悪影響（燃焼生成物含む）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>冷却</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>冷却 窒息</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不活性ガス</td> <td>窒息</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要</td> </tr> <tr> <td>ハロゲン化物</td> <td>窒息 抑制</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要</td> </tr> <tr> <td>粉末</td> <td>窒息 抑制</td> <td>なし*</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				消火剤	効果	設備への悪影響	人体への悪影響（燃焼生成物含む）	備考	水	冷却	あり	なし		泡	冷却 窒息	あり	なし		不活性ガス	窒息	なし	あり	全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要	ハロゲン化物	窒息 抑制	なし	あり	全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要	粉末	窒息 抑制	なし*	なし	
消火剤	効果	設備への悪影響	人体への悪影響（燃焼生成物含む）	備考																													
水	冷却	あり	なし																														
泡	冷却 窒息	あり	なし																														
不活性ガス	窒息	なし	あり	全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要																													
ハロゲン化物	窒息 抑制	なし	あり	全域放出方式の場合、消火対象空間の密閉要																													
粉末	窒息 抑制	なし*	なし																														
<p>※直ちに悪影響を及ぼすものではない。</p>																																	
<p>図1 消火設備設置の考え方及び設置箇所</p>																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 消火設備</p> <p>2.1 ハロン消火設備 (新設)</p> <p>ハロン消火設備 (全域放出方式、局所放出方式) は、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。ハロン消火設備の概要を添付資料1に示す。</p>	<p>3.2. 消火設備の概要</p> <p>3.2.1. 全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満又は放射線の影響により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。</p>	<p>3.2. 消火設備の概要</p> <p>3.2.1. 全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)</p> <p>全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) は、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満又は放射線の影響により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。</p>	<p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>女川は、全域ガス消火設備としてハロゲン化物消火設備のみを設置しているのに対し、泊はハロゲン化物消火設備の他に、二酸化炭素消火設備、イナートガス消火設備を設置しているため、各消火設備毎に概要を記載している。</p> <p>【大阪】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(動作方式等)</p> <p>ハロン消火設備は、消火設備動作の2つの火災感知器が動作することで、ハロンを放出する。</p> <p>消火剤は、添付資料4に示す容量を確保する設計とする。全域放出方式のハロン消火設備を設置する箇所には、自動ダンパを設置し、消火能力を確保する。</p> <p>(電源の確保)</p> <p>ハロン消火設備の制御盤には、設備の動作に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <p>(地震時機能維持)</p> <p>ハロン消火設備は、消火対象となる重大事故対処施設の区分に応じて、機能を維持する設計とする。(添付資料2)</p>	<p>具体的には、重大事故対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火が困難となるところに対しては、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、自動又は中央制御室からの手動操作により起動する「全域ガス消火設備」を設置する。全域ガス消火設備の概要を添付資料2に、全域ガス消火設備の耐震設計を添付資料3に示す。</p> <p>設置に当たっては火災の直接影響のみならず二次的影響が安全機能を有する機器等に悪影響を及ぼさないような設計とし、設置した火災区域又は火災区画に応じて、動的機器の単一故障により機能を喪失することがないよう重大事故対処施設と設計基準対象施設の配置に応じた独立性を備えた設計とする。また、建屋内設備となることから凍結、風水害による影響は考えにくく、地震に対しては添付資料3に示すとおり耐震性を確保する設計とする。その他の洪水、落雷、津波、竜巻、降水、積雪、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮についても建屋内に設置されており影響は考えにくい、機能が阻害される場合は原因の除去又は早期取替、復旧を図る設計とする。</p> <p>全域ガス消火設備は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p> <p>また、全域ガス消火設備の設置に伴い、消火能力を維持するため、自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や、安全対策のための警報装置の設置を行う。</p> <p>さらに、全域ガス消火設備起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、扉を「閉」運用とするよう手順等に定める。また、消火設備起動後には発電所内に設置している避難誘導灯及び安全避難通路等により屋外等の安全な場所へ避難することが可能である。</p> <p>重大事故対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する場所の全域ガス消火設備は、外部電源喪失時にも電源が確保できるよう、非常用電源から受電する。また、外部電源喪失時に代替交流電源設備による非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上*の設備の動作に必要な容量を有する内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <p>※消防法施行規則第二十条「ハロゲン化物消火設備に関する基準」で要求している蓄電池容量以上</p>	<p>具体的には、重大事故対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火が困難となるところに対しては、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、自動起動する「全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)」を設置する。全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の概要を添付資料2に、全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の耐震設計を添付資料3に示す。</p> <p>設置に当たっては火災の直接影響のみならず二次的影響が安全機能を有する機器等に悪影響を及ぼさないような設計とし、設置した火災区域又は火災区画に応じて、動的機器の単一故障により機能を喪失することがないよう重大事故対処施設と設計基準対象施設の配置に応じた独立性を備えた設計とする。また、建屋内設備となることから凍結、風水害による影響は考えにくく、地震に対しては添付資料3に示すとおり耐震性を確保する設計とする。その他の洪水、落雷、津波、竜巻、降水、積雪、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮についても建屋内に設置されており影響は考えにくい、機能が阻害される場合は原因の除去又は早期取替、復旧を図る設計とする。</p> <p>全域ガス消火設備は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p> <p>また、全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の設置に伴い、消火能力を維持するため、自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や安全対策のための警報装置の設置を行う。さらに、全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、扉が「閉」運用とするよう手順等に定める。また、消火設備起動後には発電所内に設置している避難誘導灯、安全避難通路等により屋外等の安全な場所へ避難することが可能である。</p> <p>重大事故対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する場所の全域ガス消火設備は、外部電源喪失時にも電源が確保できるよう、設備の動作に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。また、外部電源喪失時に代替交流電源設備による非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上*の設備の動作に必要な容量を有する内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <p>※消防法施行規則第二十条「ハロゲン化物消火設備に関する基準」で要求している蓄電池容量以上</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊は全域ガス消火設備は内蔵型の蓄電池を設置する設計とする。これは大飯発電所3、4号炉と同様な設計である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(誤動作対策等)</p> <p>ハロンは、電気絶縁性が高いため、ハロン消火設備の破損、誤動作又は誤操作が、重大事故等に対処するための機能を有する機器に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>しかしながら、消火時に発生するフッ化水素等のガスは人体に影響を与える可能性が否定できないことから、動作前に職員等の退避ができるように、警報を吹鳴させる設計とする。(添付資料3)</p> <p>2.2 スプリンクラー（新設）</p> <p>スプリンクラーは、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。</p> <p>スプリンクラーは、タンク、ポンプ、配管で構成される消火水系統から取水し、配管、予作動弁、スプリンクラーヘッドで構成される。スプリンクラーヘッド1個からの放水量は、消防法施行規則第十三条に基づき80 /min以上とする。また、溢水の影響を考慮しスプリンクラー動作時の放水量はオリフィス等により720 /min以下となるよう設計する。</p> <p>スプリンクラーの構成機器は、原則として、消防検定品、認定品を採用する。スプリンクラーの概要を添付資料5に示す。</p> <p>(動作方式等)</p> <p>設置する予作動式のスプリンクラーは、消火設備動作用の火災感知器の2つが作動すると、予作動弁に開信号が入る。予作動弁が開放すると、閉鎖型スプリンクラーヘッドまで通水され、火災の熱により閉鎖型スプリンクラーヘッドが開放すると、スプリンクラーから散水されることとなる。</p> <p>なお、中央制御室からも予作動弁に開信号を入れることができる設計とするが、閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の熱により開放しなければ、散水は開始しない。</p>	<p>全域ガス消火設備の動作に伴う人体及び機器への影響を添付資料4に、狭隘な場所への消火剤（ハロン 1301）の有効性を添付資料5に、全域ガス消火設備の消火能力を添付資料6に示す。</p> <p>なお、添付資料4に示すように全域ガス消火設備の動作に伴う人体への影響はないが、保守的に全域ガス消火設備の動作時に退避警報を発信する設計とする。</p>	<p>全域ガス消火設備の動作に伴う人体及び機器への影響を添付資料4に、狭隘な場所への消火剤（ハロン 1301）の有効性を添付資料5に、全域ガス消火設備の消火能力を添付資料6に示す。</p> <p>なお、添付資料4に示すように全域ガス消火設備の動作に伴う人体への影響はないが、保守的に全域ガス消火設備の動作時に退避警報を発信する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>スプリンクラーの水源は、通常は淡水タンクとし、電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプで構成する既設の消火水系統から取水する。地震等により既設の消火用水供給系が使用できない場合は、新たに設置する消火水バックアップタンクを水源とし、非常用電源から受電する電動ポンプを使用して取水する。バックアップラインについても電動ポンプ、電動弁は多重化し、また、既設の消火用水供給系との分離が可能な設計とする。</p> <p>スプリンクラー（ヘッド）は、メーカーの放水試験結果に基づき約3m間隔で設置する。（添付資料6）</p> <p>水源は、スプリンクラーの2時間の最大放水量（260m³）を確保する設計とする。（淡水タンク2基、消火水バックアップタンク6基）</p> <p>（電源の確保）</p> <p>全交流動力電源喪失時に機能を失わないよう、ディーゼル消火ポンプを1台、代替電源から受電する消火水バックアップポンプ2台を設置する設計とする。また、スプリンクラーの制御盤には、設備の動作に必要な内蔵型の蓄電池を設置する設計とする。</p> <p>（地震時機能維持）</p> <p>バックアップラインのタンクは岩盤上に設置し、電動ポンプは、Sクラス建屋に設置することで、基準地震動Ssに対して機能を維持できる設計とする。配管は3次元はりモデル等により、基準地震動Ssに対して機能維持を確保できる設計（相対変位も考慮）とすることで、消火対象となる重大事故等対処施設の区分に応じて機能を維持する設計とする。（添付資料2）</p> <p>なお、建屋内の既設消火水ラインの地震時の機能維持については、溢水評価にて確認している。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(誤動作対策)</p> <p>消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって、重大事故対処施設の機能が損なわれないよう、消火設備の破損、単一の誤動作又は誤操作でスプリンクラーが放水しない設計とする。</p> <p>具体的には、消火設備動作の2つの火災感知器が作動するアンド条件（熱感知器と煙感知器もしくは煙感知器と煙感知器）と閉鎖型のスプリンクラーヘッドが熱で開放することで、スプリンクラーから放水される設計とする。なお、火災感知器とスプリンクラーヘッドの両方が作動しないと放水しないタイプのスプリンクラーは、重要文化財、病院、電気計算機室などで採用されている誤動作対策である。</p> <p>一方、火災発生時はスプリンクラーを確実に動作させる必要がある。煙感知器は、熱感知器より早く火災を感知するが、消火設備動作の火災感知器として熱感知器を採用する場合は、熱感知器の作動温度をスプリンクラーヘッドが開放する温度より低くし、また、スプリンクラーヘッドの近傍に熱感知器を設置する設計を行うことで、スプリンクラーヘッドが開放する状況では、2つの火災感知器が確実に作動する状況となる。(添付資料6)</p>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 二酸化炭素消火設備 (既設、新設)</p> <p>二酸化炭素消火設備は、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。</p> <p>(動作方式等)</p> <p>ディーゼル発電機室の二酸化炭素消火設備 (既設) は、3つの火災感知器のうち2つの作動により、二酸化炭素を放出する。消火剤は、ディーゼル発電機室の消火に必要な量 (3/4号炉: 約1,598kg) を確保する設計とする。(3/4号炉: 約1,620kg) ディーゼル発電機室の二酸化炭素消火設備の概要を添付資料7に示す。</p> <p>(電源の確保)</p> <p>二酸化炭素消火設備の制御盤は、設備の動作に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <p>(地震時機能維持)</p> <p>二酸化炭素消火設備は、消火対象となる重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持する設計とする。(添付資料2)</p> <p>(誤動作対策)</p> <p>二酸化炭素は、電気絶縁性が高いため、二酸化炭素消火設備の破損、誤動作又は誤操作が、重大事故等に対処するための機能を有する機器に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>しかしながら、放出される二酸化炭素は人体に影響を与えることから、動作前に職員等の退避ができるように、警報を吹鳴させる設計とする。(添付資料8)</p>	<p>3.2.2 二酸化炭素自動消火設備 (全城)</p> <p>油火災が想定される非常用ディーゼル発電機室、非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク室には、全域自動放出方式の二酸化炭素自動消火設備 (全城) を設置し、当該室に必要な消火剤 (約2,469kg (代表として非常用ディーゼル発電機室2C室を記載) に対して十分な消火剤 (約2,475kg (代表として非常用ディーゼル発電機室2C室を記載)) を有する設計とする。二酸化炭素自動消火設備 (全城) の概要を添付資料7に示し、二酸化炭素自動消火設備 (全城) の耐震設計を添付資料3に示す。</p> <p>二酸化炭素自動消火設備 (全城) は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p> <p>また、二酸化炭素自動消火設備 (全城) に用いる二酸化炭素は不活性であり、機器への影響はないが、人体に対する影響があるため、二酸化炭素自動消火設備 (全城) が作動する前に人員の退避が重要であることから、警報を発する設計とする。さらに、二酸化炭素自動消火設備 (全城) 起動時に扉が開状態では消火剤が流出することから、扉を閉運用とするよう手順等に定める。</p> <p>なお、二酸化炭素自動消火設備 (全城) は、消防法施行規則第十九条「不活性ガス消火設備に関する基準」に基づき設置する。二酸化炭素自動消火設備 (全城) は、外部電源喪失時においても電源が確保できるよう、非常用電源から受電する。また、外部電源喪失時に非常用ディーゼル発電機による非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上の設備の作動に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>東海第二発電所 設置許可より参考掲載</p> </div>	<p>3.2.2. 全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備)</p> <p>非常用ディーゼル発電機室、燃料油サービスタンク室には、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) を設置し、当該室に必要な消火剤 (約1574kg (代表としてA-ディーゼル発電機室を記載)) に対して十分な消火剤 (約1595kg (代表としてA-ディーゼル発電機室を記載)) を有する設計とする。全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) の概要を添付資料7に示し、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) の耐震設計を添付資料3に示す。</p> <p>全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p> <p>また、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) に用いる二酸化炭素は不活性であり、機器への影響はないが、人体に対する影響があるため、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) が作動する前に人員の退避が重要であることから、警報を発する設計とする。さらに、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) 起動時に扉が開状態では消火剤が流出することから、扉を閉運用とするよう手順等に定める。</p> <p>なお、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) は、消防法施行規則第十九条「不活性ガス消火設備に関する基準」に基づき設置する。全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) は、外部電源喪失時においても電源が確保できるよう、非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上の設備の作動に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>記載内容については、東海第二発電所と同様な記載とする。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全域ガス消火設備として二酸化炭素消火設備を設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.2.3. 全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）</p> <p>フロアケーブルダクトには、全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）を設置し、当該室に必要な消火剤（約20.8m³（代表として中央制御室フロアケーブルダクトを記載））に対して十分な消火剤（約22.6m³（代表として中央制御室フロアケーブルダクトを記載））を有する設計とする。全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）の概要を添付資料8に示し、全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）の耐震設計を添付資料3に示す。</p> <p>全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p> <p>全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）に用いるイナートガスは不活性であり、機器への影響はなく、人体への影響もない。</p> <p>なお、全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）は、消防法施行規則第十九条「不活性ガス消火設備に関する基準」に基づき設置する。</p> <p>全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）は、外部電源喪失時においても電源が確保できるよう、非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上の設備の作動に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>泊は全域ガス消火設備として、イナートガス消火設備を設置している。記載内容については、前項3.2.2. 全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）と同様な記載とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 ケーブルトレイ消火設備（新規）</p> <p>ケーブルトレイ消火設備は、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備は、発泡性耐火被覆又は鉄板でケーブルトレイ内を密閉空間とし、その中に消火剤（ハロゲン化物FK-5-1-12）を放出する。ケーブルトレイ消火設備の概要を添付資料9に示す。</p> <p>（動作方式等）</p> <p>ケーブルトレイ消火設備は、感知チューブで火災（熱）を感知し、感知チューブが熱によって破損し、内圧が低下すると、消火剤（ハロゲン化物FK-5-1-12）が放出される。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備については、実機への設置条件（感知チューブ、消火ノズルの配置条件、消火剤の量）を決定するために、実証試験を実施した。実証試験においては、ケーブル線種、トレイ内の占積率を考慮し、ケーブル配置、着火箇所及びトレイ寸法をパラメータとした代表性のある条件で、ケーブル火災を消火できることを確認している。消火剤は、実証試験で消火性能が確認された消火剤の濃度と同等以上となるように設計する。（添付資料10）</p> <p>（電源確保）</p> <p>ケーブルトレイ消火設備は、電源を必要としないことから、全交流動力電源喪失時にも機能を失わない。</p> <p>（地震時機能維持）</p> <p>ケーブルトレイ消火設備は、消火対象となる重大事故等対処施設器の区分に応じて、機能を維持する設計とする。（添付資料2）</p>	<p>3.2.2. 局所ガス消火設備</p> <p>局所ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満又は放射線の影響により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する原子炉建屋通路部の早期の消火を目的として設置する。（添付資料10）</p> <p>具体的には、重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する原子炉建屋通路部の油内包機器、ケーブルトレイ、電源盤のうち、火災時に煙の充満により消火が困難となる可能性があるものに対しては、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、自動又は中央制御室からの手動操作により起動する「局所ガス消火設備」を設置する。局所ガス消火設備の概要を添付資料2に、局所ガス消火設備の耐震設計を添付資料3に示す。設置に当たっては火災の直接影響のみならず二次的影響が安全機能を有する機器等に悪影響を及ぼさないような設計とする。また、建屋内設備となることから凍結、風水害による影響は考えにくく、地震に対しては添付資料3に示すとおり耐震性を確保する設計とする。その他の洪水、落雷、津波、竜巻、降水、積雪、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮についても建屋内に設置されており影響は考えにくい、機能が阻害される場合は原因の除去又は早期取替、復旧を図る設計とする。</p> <p>局所ガス消火設備は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。</p>		<p>【女川・大阪】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備、ケーブルトレイ消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(誤動作対策)</p> <p>ケーブルトレイ消火設備の消火剤（ハロゲン化物 FK-5-1-12）は、電気絶縁性が高いため、消火設備の破損、誤動作又は誤操作が、重大事故等に対処するための機能を有する機器に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備の消火剤には、1項に示すとおり、毒性がない。また、ケーブルトレイ消火設備を設置するケーブルトレイは、消火性能を確保するために密閉空間とすることから、消火時に生成されるフッ化水素は、密閉空間となったケーブルトレイ内に留まり、ケーブルトレイ外に有意な影響を及ぼすことはない。このため、ケーブルトレイ消火設備には、退出警報の設置を要しない。</p> <p>2.5 エアロゾル消火設備（新規）</p> <p>エアロゾル消火設備（温度式）は、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。エアロゾル消火設備の概要を添付資料11に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・中央制御室</p> <p>中央制御室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。</p> <p style="text-align: center;">高浜発電所1号炉及び2号炉 設置許可8条より参考掲載</p> </div>	<p>また、局所ガス消火設備の対象に応じて周囲にガスの影響が及ぶ場合は、安全対策のための警報装置の設置を行う。また、外部電源喪失時にも局所ガス消火設備が動作できるよう、非常用電源から受電もしくは電源不要の構成とする。また、動作に電源が必要な場合は、外部電源喪失時に代替交流電源設備による非常用電源の供給が開始されるまでの時間を考慮して70分以上*の設備の動作に必要な内蔵型の蓄電池を設置する。</p> <p>※消防法施行規則第二十条「ハロゲン化物消火設備に関する基準」で要求している蓄電池容量以上</p> <p>局所ガス消火設備の動作に伴う人体及び機器への影響を添付資料4に、狭隘な場所への消火剤（ハロン1301又はFK-5-1-12）の有効性を添付資料5に、局所ガス消火設備の消火能力を添付資料6に示す。</p>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御室は、常駐する運転員により早期消火が可能であることから、二酸化炭素消火器にて消火を行う設計である。これは、高浜1号炉及び2号炉と同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(動作方式等)</p> <p>エアロゾル消火設備（温度式）は、温度感知部が設定温度以上になると、消火剤（エアロゾル化した炭酸カリウム、炭酸水素カリウム等）を放出する。</p> <p>エアロゾル消火設備は、ULの認定を受けた消火設備であり、その消火性能は、実証試験で確認されている。実証試験では、一定の防護容積内で可燃物を燃焼させ、エアロゾル消火設備で消火されることが確認されている（添付資料12）。実機では、実証試験で消火性能が確認された消火剤濃度と同等以上となるように、エアロゾル消火設備を設置する設計とする。（エアロゾル消火設備1個あたりの消火剤が100gであることから盤容積に応じて複数設置）</p> <p>(電源確保)</p> <p>エアロゾル消火設備（温度式）は電源を必要としないことから、全交流動力電源喪失時にも機能を失わない。</p> <p>(地震時機能維持)</p> <p>エアロゾル消火設備は、消火対象となる重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持する設計とする。（添付資料2）</p> <p>(誤動作対策)</p> <p>エアロゾル消火設備の消火剤（エアロゾル化した炭酸カリウム、炭酸水素カリウム等）は、電気絶縁性が高いことから、消火設備の破損、誤動作又は誤操作が、重大事故等に対処するための機能を有する機器に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、消火剤には毒性がなく、消火時に有毒な燃焼生成物を発生しないため、退出警報の設置を要しない。</p>	<p>・中央制御室</p> <p>中央制御室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高浜発電所1号炉及び2号炉 設置許可8条より参考掲載</p>		<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御室は、常駐する運転員により早期消火が可能であることから、二酸化炭素消火器にて消火を行う設計である。これは、高浜1号炉及び2号炉と同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以上により、消火活動が困難となるおそれがある火災区域又は火災区画に対して自動又は中央制御室からの手動操作により起動する固定式消火設備を設置し、消防法施行規則等に基づき必要な消火剤の容量を確保すること、火災の二次的影響を考慮した設計とすること、外部電源喪失時にも機能を失わないような設計とすること、故障警報を中央制御室に発報する設計とすること、周囲に消火ガスの影響が及ぶ場合には作動前に警報を発報させる設計とすること、屋内設置により凍結、風水害等に対して消火設備の性能が著しく阻害されるものではないこと、安全機能を有する機器等の耐震クラスに応じて耐震性を確保すること、消火剤の種類は誤動作時の安全機能への影響を考慮して選定していることから、火災防護に係る審査基準に適合するものとする。</p>	<p>以上により、消火活動が困難となるおそれがある火災区域又は火災区画に対して自動起動する固定式消火設備を設置し、消防法施行規則等に基づき必要な消火剤の容量を確保すること、火災の二次的影響を考慮した設計とすること、外部電源喪失時にも機能を失わないような設計とすること、故障警報を中央制御室に発報する設計とすること、周囲に消火ガスの影響が及ぶ場合には作動前に警報を発報させる設計とすること、屋内設置により凍結、風水害等に対して消火設備の性能が著しく阻害されるものではないこと、安全機能を有する機器等の耐震クラスに応じて耐震性を確保すること、消火剤の種類は誤動作時の安全機能への影響を考慮して選定していることから、火災防護に係る審査基準に適合するものとする。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映） 【女川】 ■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>
<p>2.6 消火器及び消火栓（既設）</p> <p>原子炉施設内の火災区域又は火災区画には消火活動に使用する消火器又は消火栓を設置する。</p> <p>消火用水供給系の水源については、スプリンクラーの2時間の最大放水量（260m³）に対して、十分な水量（淡水タンク2基、消火水バックアップタンク6基）を確保する設計とする。また、消火ポンプについては、電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプを1台ずつ、消火水バックアップポンプ2台を有し、多重性又は多様性を備えている。</p> <p>消火水を供給する淡水タンクは、消火水を2時間以上使用しても、十分余裕のある容量を確保する設計とする。添付資料13に消火用水の系統図を示す。</p>	<p>3.2.3. 消火器及び水消火設備について</p> <p>重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備の消火が早期に行えるよう、消火器、消火栓等を配置する。優先的な水消火設備の使用が想定される火災区域又は火災区画にあっては、消火水による安全機能への影響を考慮し、必要な対策を講じる設計とする。</p> <p>水消火設備のうち、屋内消火栓の水源である消火水槽及び消火水タンクについては、供給先である屋内消火栓に関し2時間の放水に必要な水量（31.2m³）に対して十分な水量（消火水槽：約110m³、消火水タンク：約110m³）を確保している。これは1、2号炉間での共用を考慮した場合に必要な水量62.4m³に対しても十分な容量である。また、屋外消火栓の水源である屋外消火水タンクについては、供給先である屋外消火栓に関し2時間の放水に必要な水量（84.0m³）に対して十分な水量（屋外消火水タンク2基：約100m³）を確保している。なお、水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は消防法施行令第十一条、屋外消火栓は消防法施行令第十九条に基づき算出した容量とする。</p>	<p>3.2.4. 消火器及び水消火設備について</p> <p>重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備の消火が早期に行えるよう、消火器、消火栓等を配置する。優先的な水消火設備の使用が想定される火災区域又は火災区画にあっては、消火水による安全機能への影響を考慮し、必要な対策を講じる設計とする。</p> <p>水消火設備の水源であるろ過水タンクについては、供給先である屋内消火栓及び屋外消火栓に関し2時間の放水に必要な水量（屋内：31.2m³、屋外：84.0m³）に対して十分な水量（1号、2号及び3号炉共用のろ過水タンク約1500m³を2基、ろ過水タンク約1500m³を2基）を確保している。</p> <p>これは、1号、2号及び3号炉での共用を考慮した場合に必要な必要となる最大水量252m³に対して、十分な容量である。</p> <p>なお、水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は消防法施行令第十一条、屋外消火栓は消防法施行令第十九条に基づき算出した容量とする。</p>	<p>【大飯】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備は設置していないため、当該記載がない。 【女川・大飯】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映） 【女川】 ■設計の相違 泊は屋内消火栓、屋外消火栓のいずれも1号、2号及び3号炉共用であることから、屋外の最大水量と水源の容量を比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径25mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。消火栓の配置を添付資料14に示す。消火器は、消防法施行規則第六条「大型消火器以外の消火器具の設置」及び消防法施行規則第七条「大型消火器の設置」に基づき設置する。</p> <p>「2.6 消火器及び消火栓（既設）」より転記</p> <p>また、消火ポンプについては、電動消火ポンプ、ディーゼル消火ポンプを1台ずつ、消火水バックアップポンプ2台を有し、多重性又は多様性を備えている。</p>	<p>また、屋内消火栓の消火ポンプについては、電動機駆動消火ポンプを2台有し、多重性を備えている。屋外消火栓の消火ポンプについては、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプを各1台有し、多様性を備えている。</p> <p>ポンプ容量については消防法施行令にて要求される屋内消火栓及び屋外消火栓の必要流量（屋内消火栓：130 L/min×2 個、屋外消火栓：350 L/min×2 個）に対して十分な容量（屋内消火栓：192m³/h（3,200L/min）、屋外消火栓：約66m³/h（約1,100L/min））を有しており、設置場所についても風水害に対して性能を著しく阻害されないよう浸水対策を施した建屋内に設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令第十一条の要求 屋内消火栓必要水量=2（個の消火栓）×130L/min×2時間=31.2m³ ・消防法施行令第十九条の要求 屋外消火栓必要水量=2（個の消火栓）×350L/min×2時間=84.0m³ <p>なお、屋内消火栓は1号炉と一部共用しているため、万一、1号炉、2号炉においてそれぞれ単一の火災が同時に発生し、屋内消火栓による放水を実施した場合に必要な量は以下のとおりである。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1号炉：屋内消火栓 31.2m³ 2号炉：屋内消火栓 31.2m³ 1号炉 31.2m³ + 2号炉 31.2m³ = 62.4m³</p> </div> </div>	<p>また、屋内消火栓及び屋外消火栓の消火ポンプについては、1号、2号及び3号炉共用の電動消火ポンプ、1号、2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプを各1台有し、多様性を備えている。</p> <p>ポンプ容量については消防法施行令にて要求される屋内消火栓及び屋外消火栓の必要流量（屋内消火栓：130L/min×2 個、屋外消火栓：350L/min×2 個）に対して十分な容量（1号、2号及び3号炉共用の屋内消火栓及び屋外消火栓：300m³/h（5,000L/min））3号炉の屋内消火栓及び屋外消火栓：390m³/h（6,500L/min））を有しており、設置場所についても風水害に対して性能を著しく阻害されないよう浸水対策を施した屋内に設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令第十一条の要求 屋内消火栓必要水量=2（個の消火栓）×130L/min×2時間=31.2m³ ・消防法施行令第十九条の要求 屋外消火栓必要水量=2（個の消火栓）×350L/min×2時間=84.0m³ <p>なお、屋内消火栓及び屋外消火栓は1号炉、2号炉と一部共用しているため、万一、1号炉、2号炉及び3号炉においてそれぞれ単一の火災が同時に発生し、消火栓による放水を実施した場合に必要な最大水量は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1号炉：屋外消火栓 84m³ 2号炉：屋外消火栓 84m³ 3号炉：屋外消火栓 84m³ 1号炉 84m³ + 2号炉 84m³ + 3号炉 84m³ = 252m³</p> </div> </div>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】 ■設備の相違 泊は屋内消火栓及び屋外消火栓の水源が同じであり、また、1号、2号炉及び3号炉共用であることから、屋外の最大水量と水源の容量を比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、水消火設備の耐震クラスについては、これまで耐震Cクラスとして整理されているが、火災防護に係る審査基準において消火設備に対して地震等の自然現象によっても消火の機能、性能が維持される設計であることが求められる。建屋内の重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備が設置される火災区域又は火災区画については、Ss 機能維持された固定式消火設備が設置され、地震後も消火機能が維持される。一部の火災区域又は火災区画については内包する可燃物量（火災の発生・延焼が考えにくい弁のグリス・計装ラック、金属管体に覆われた分電盤、金属製容器に収納された持込物品等を除く）について1,000MJ、等価火災時間0.1時間を基準として設け、現場の詳細な調査の結果、添付資料12に示すとおり、いずれの可燃物についても金属製管体に覆われ、煙が充満しにくく、可燃物間の相互の延焼防止が図られ大規模な火災や煙が発生しにくい環境であることを確認しており、消火器による手動消火活動が可能である。なお、地震後の手動消火活動への影響を考慮すると、低耐震クラスの油内包機器からの油漏えい火災又は電源盤からの火災発生が考えられる。重大事故等対処施設を有する火災区域又は火災区画*のうち、固定式消火設備を設けない火災区域又は火災区画とそれらの火災区域又は火災区画に設置された低耐震クラス機器について添付資料8に示す。添付資料8に示すとおり低耐震クラス機器については、以下のとおり分類され、また火災による安全機能への影響を考慮し、耐震性の確保を行うことから消火器による手動消火に影響を与えないと考える。</p> <p>① 可燃物量が特に大きく、通常時に発火の可能性が否定できないことから Ss 機能維持された局所固定式消火設備の設置対象としている機器</p> <p>② 金属管体に覆われ、外部への影響が考えにくく、可燃物量が少ない機器であることから消火器による手動消火が可能な機器</p> <p>③ 使用時のみ電源を入れ、使用中の発火の際は周囲の作業員により初期消火活動が可能な機器</p> <p>*リスト上では安全機能を有する火災区域又は火災区画を含む</p>	<p>また、水消火設備の耐震クラスについては、これまで耐震Cクラスとして整理されているが、火災防護に係る審査基準において消火設備に対して地震等の自然現象によっても消火の機能、性能が維持される設計であることが求められる。建屋内の重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備が設置される火災区域又は火災区画については、Ss 機能維持された固定式消火設備が設置され、地震後も消火機能が維持される。一部の火災区域又は火災区画については内包する可燃物量（火災の発生・延焼が考えにくい弁のグリス・計装ラック、金属管体に覆われた分電盤、金属製容器に収納された持込物品等を除く）について1,000MJ、等価火災時間0.1時間を基準として設け、現場の詳細な調査の結果、添付資料12に示すとおり、いずれの可燃物についても金属製管体に覆われ、煙が充満しにくく、可燃物間の相互の延焼防止が図られ大規模な火災や煙が発生しにくい環境であることを確認しており、消火器による手動消火活動が可能である。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

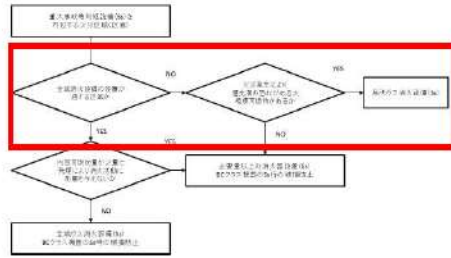
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「2.6 消火器及び消火栓（既設）」より転記</p> <p>消火水配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には機械式継手ではなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないう、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。</p> <p>また、建屋外部から建屋内の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する設計とする。</p>	<p>よって、固定式消火設備を設置しない火災区域又は火災区画について、地震後も消火器による手動消火活動が可能と考えることから消火機能が維持される。屋外の火災区域又は火災区画については消火器による手動消火活動又は移動式消火設備を基準地震動Ssに対して転倒しない設計とすることから、消火機能が維持される。以上より、地震後も固定式消火設備、消火器、移動式消火設備によって各火災区域又は火災区画の消火の機能が維持される（第41-5-1図）ことから水源・ポンプも含めて耐震Cクラス設計とする。ただし、消火配管は、地震時における地盤変位対策として、消火配管の地上化又はトレンチ内設置並びに給水接続口の設置を考慮した設計とし、原子炉建屋、制御建屋内では消火配管の破断等が生じない設計とする。</p> <p>また、消火配管が屋外に設置されることも踏まえ、保温材の取付けや消火栓内部に水が溜まらないような自動排水機構を有する消火栓の採用といった凍結防止を図る設計とする。</p> <p>屋外に設置された消火系の機器がその他津波、洪水、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮といった自然現象によって機能を阻害される場合は、原因の除去または早期の取替、復旧を図る設計とする。</p> <p>消火用水供給系は、他系統と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火系の供給を優先する設計とする。</p>	<p>よって、固定式消火設備を設置しない火災区域又は火災区画について、地震後も消火器による手動消火活動が可能と考えることから消火機能が維持される。屋外の火災区域又は火災区画については消火器による手動消火活動又は移動式消火設備を基準地震動Ssに対して転倒しない設計とすることから、消火機能が維持される。以上より、地震後も固定式消火設備、消火器、移動式消火設備によって各火災区域又は火災区画の消火の機能が維持される（第41-5-1図）ことから水源・ポンプも含めて耐震Cクラス設計とする。ただし、消火配管は、地震時における地盤変位対策として、消火配管の建屋接続部には機械式継手を採用しないこととし、「原子力発電所の火災防護規程（JEAG4626-2010）」により耐震性の確保及び給水接続口の設置を考慮した設計とし、原子炉建屋、原子炉補助建屋内では消火配管の破断等が生じない設計とする。</p> <p>また、消火配管が屋外に設置されることも踏まえ、保温材の取付けや消火栓内部に水が溜まらないような自動排水機構を有する消火栓の採用といった凍結防止を図る設計とする。</p> <p>屋外に設置された消火系の機器がその他津波、洪水、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮といった自然現象によって機能を阻害される場合は、原因の除去又は早期の取替、復旧を図る設計とする。</p> <p>消火用水供給系は、他系統と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火系の供給を優先する設計とする。</p>	<p>【大阪】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川・大阪】 ■設計の相違 泊は凍結防止も考慮し、消火水配管は埋設を基本としており、地盤変位対策が異なっている。</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■記載名称の相違</p>
<p>「2.6 消火器及び消火栓（既設）」より転記</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径25mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。消火栓の配置を添付資料14に示す。消火器は、消防法施行規則第六条「大型消火器以外の消火器具の設置」及び消防法施行規則第七条「大型消火器の設置」に基づき設置する。</p>	<p>なお、消火栓は、消防法施行令第十一条「屋内消火栓設備に関する基準」及び消防法施行令第十九条「屋外消火栓設備に関する基準」に基づき、全ての火災区域及び火災区画を消火できるように設置する。火災区域及び火災区画における消火栓の配置を添付資料8に示す。消火器は、消防法施行規則第六条「大型消火器以外の消火器具の設置」及び消防法施行規則第七条「大型消火器の設置」に基づき設置する設計とする。</p>	<p>なお、消火栓は、消防法施行令第十一条「屋内消火栓設備に関する基準」及び消防法施行令第十九条「屋外消火栓設備に関する基準」に基づき、すべての火災区域及び火災区画を消火できるように設置する。火災区域及び火災区画における消火栓の配置を添付資料10に示す。消火器は、消防法施行規則第六条「大型消火器以外の消火器具の設置」及び消防法施行規則第七条「大型消火器の設置」に基づき設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

以上により、消火用水供給系について水源の多重化、ポンプの多重化又は多様化を図ること、消防法施行令に基づき必要な水量、ポンプ容量を備える設計とすること、また1号炉及び2号炉の共用に対し十分な容量を有していること、消火配管は地震時の地盤変位や風水害、凍結等を考慮した設計とすることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。また、消火栓に関して、全ての火災区域及び火災区画を消火できるように設置すること、消防法施行令に基づき必要な容量を確保することから火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。



第41-5-1図：重大事故等対処設備を有する火災区域又は火災区画における消火設備の耐震性について

2.7 移動式消火設備 (既設)

移動式消火設備については、化学消防自動車を1台配備し、消火ホース等の資機材を備え付けている。また、化学消防自動車が点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。

また、消火用水のバックアップラインとして、建屋内部消火栓に給水することが可能な給水接続口に化学消防自動車の給水口を取り付けることで、各消火栓への給水も可能である。

3.2.4. 移動式消火設備について

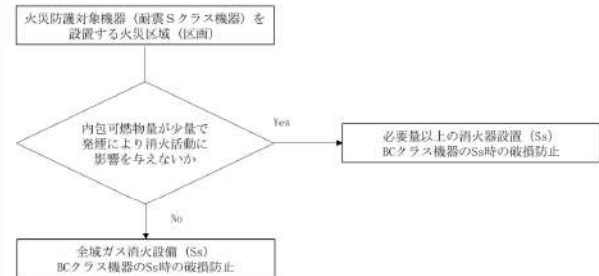
移動式消火設備については、化学消防自動車を2台配備し、消火ホース等の資機材を備え付けている。添付資料9に、移動式消火設備について示す。

また、消火用水のバックアップラインとして原子炉建屋等に設置された給水接続口に移動式消火設備を接続することで、建屋内の屋内消火栓に対しても給水が可能である。移動式消火設備については、屋外の重大事故等対処設備を有する火災区域又は火災区画の消火に用いることから、地震により転倒しない設計とする。

なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の事務本館等に24時間体制で待機している初期消火要員にて実施する。

以上により、移動式消火設備を配備していることから火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。

以上により、消火用水供給系について水源の多重化、ポンプの多重化又は多様化を図ること、消防法施行令に基づき必要な水量、ポンプ容量を備える設計とすること、また1号、2号及び3号炉の共用に対し十分な容量を有していること、消火配管は地震時の地盤変位や風水害、凍結等を考慮した設計とすることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。また、消火栓に関して、すべての火災区域及び火災区画を消火できるように設置すること、消防法施行令に基づき必要な容量を確保することから火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。



第41-5-1図：重大事故等対処設備を有する火災区域又は火災区画における消火設備の耐震性について

3.2.5. 移動式消火設備について

移動式消火設備については、化学消防自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台を配備し、消火ホース等の資機材を備え付けている。添付資料11に、移動式消火設備について示す。

また、消火用水のバックアップラインとして原子炉建屋等に設置された給水接続口に移動式消火設備を接続することで、建屋内の屋内消火栓に対しても給水が可能である。移動式消火設備については、屋外の重大事故等対処設備を有する火災区域又は火災区画の消火に用いることから、地震により転倒しない設計とする。

なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の51m倉庫・車庫等に24時間体制で待機している初期消火要員にて実施する。

以上により、移動式消火設備を配備していることから火災防護に係る審査基準に適合しているものとする。

【大阪・女川】
 ■設計の相違
 設備及び系統構成の相違

【女川】
 ■設計の相違
 泊は局所ガス消火設備を設置しないため、当該記載はない。

【大阪】
 ■記載方針の相違
 (女川実績の反映)

【女川】
 ■設計の相違
 配備する移動式消火設備の相違

【大阪】
 ■設備名称の相違

【女川】
 ■記載表現の相違
 待機場所の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画を早期に消火するために、火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し、消火設備を以下のとおり設置する。（添付資料16）</p> <p>なお、建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>3.1 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定</p> <p>屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定し、このうち、原子炉格納容器内のループ室は、放射線の影響も考慮し消火活動が困難な場所として選定する。</p> <p>3.2 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</p> <p>消火活動が困難とならない屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域並びに屋内の火災区域又は火災区画のうち消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を以下に示す。</p> <p>消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画とは、火災が発生しても煙が大気に放出され煙の充満するおそれがない屋外の火災区域、可燃物の設置状況等により火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画、運転員が常駐することにより早期の火災感知及び消火活動が可能な火災区域又は火災区画である。</p>	<p>4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.2.1(2) 消火設備」では、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところには、自動消火又は手動操作による固定式消火設備の設置が要求されていることから、ここでは「火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難な火災区域又は火災区画」の選定方針について示す。</p> <p>女川原子力発電所2号炉では、補足説明資料41-2「火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について」の添付資料1「重大事故等対処施設一覧表」に記載されている設備等を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に「火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難な場所」として設定した。</p> <p>ただし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるかを考慮した結果、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場所として以下を選定した。これらについては、消火活動により消火を行う。</p>	<p>4. 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.2.1(2) 消火設備」では、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところには、自動消火又は手動操作による固定式消火設備の設置が要求されていることから、ここでは「火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難な火災区域又は火災区画」の選定方針について示す。</p> <p>泊発電所3号炉では、補足説明資料41-2「火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について」の添付資料1「重大事故等対処施設一覧表」に記載されている設備等を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に「火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難な場所」として設定した。</p> <p>ただし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるかを考慮した結果、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場所として以下を選定した。これらについては、消火活動により消火を行う。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

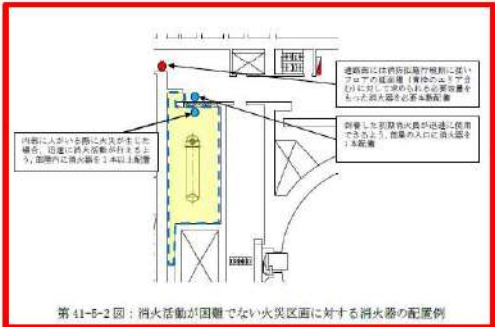
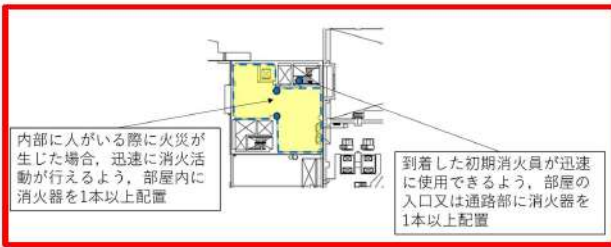
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2より転記</p> <p>(3)運転員が常駐する火災区域又は火災区画</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室 <p>中央制御室は、常駐する運転員によって、早期の火災感知が可能であり、火災発生時の煙が充満する前に、消火可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>3.4より転記</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室 <p>中央制御室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。</p> <p>また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。</p>	<p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災が拡大する前に消火可能であること、万一、火災によって煙が発生した場合でも建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって排煙が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>このため、中央制御室は二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。</p> <p>なお、中央制御室床下ケーブルピットは、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器（煙感知器と熱感知器）、及び自動消火設備である局所ガス消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災が拡大する前に消火可能であること、万一、火災によって煙が発生した場合でも建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって排煙が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>このため、中央制御室は二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。</p> <p>なお、フロアケーブルダクトは、固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器（煙感知器と熱感知器）、及び自動消火設備である全域ガス消火設備（イナートガス消火設備）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の装置 ■記載表現の相違 <p>火災防護審査基準改正による相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>泊はフロアケーブルダクトの消火設備として全域ガス消火設備にて消火する設計である。</p>
<p>3.2より転記</p> <p>(3)運転員が常駐する火災区域又は火災区画</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>緊急時対策所は、常駐する運転員等によって、早期の火災感知が可能であり、火災発生時の煙が充満する前に、消火可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>泊は緊急時対策所は全域ガス消火設備にて消火する設計とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 より転記</p> <p>(2)可燃物の設置状況等により火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画</p> <p>・使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア</p> <p>使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア周辺に設置している火災源になり得る機器は、制御・計装品、クレーンに限られる。制御・計装品は、火災が発生したとしても金属製の筐体等で構成されていることから周囲に拡大せず、煙の発生は抑制される。クレーンは作業時のみ通電し、火災が発生しても、煙が充満する前に作業者によって消火が可能である。また、可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>添付資料17に対象機器周辺の可燃物の状況を示す。</p>	<p>(2) 可燃物が少ない火災区域又は火災区画</p> <p>可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、各火災区域又は火災区画の状況(可燃物の有無・エリア容積・天井高さ・換気有無)から総合的に判断して、煙の充満により消火活動が困難とはならない箇所として選定する。(添付資料11)</p> <p>これらの火災区域又は火災区画は、持込み可燃物の仮置きは禁止とするが、やむを得ず仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を配備する。</p> <p>なお、消火器については、消火器の技術上の規格を定める省令により、各火災源に対する消火試験にて消火能力が定められる。一般的な10型粉末消火器(普通火災の消火能力単位:3、油火災の消火能力単位:7)について、消火能力単位の測定試験時に用いられるガソリン火源(油火災の消火能力単位が7の場合燃焼表面積1.4㎡、体積42L)の発熱速度は、FDTS^{*1}により算出すると3,100kWとなる。また、この発熱速度に相当する潤滑油の漏えい量は、NUREG/CR-6850^{*2}の考え方に則り燃焼する油量を内包油量の10%と仮定して算出すると1.8L(燃焼表面積2.5㎡)となるが、いずれの火災区域又は火災区画でもこれを上回る漏えい火災が想定される潤滑油内包機器はない。</p> <p>一方、盤については、NUREG/CR-6850^{*2}表G-1に示された発熱速度(98%信頼上限値で最大1,002kW)を包絡していることを確認した。さらに、これらの火災区域又は火災区画にケーブルトレイがないことを確認している。</p> <p>よって、これらの火災区域又は火災区画に対する消火手段として、消火器が十分な消火能力を有しているものとする。また、消火器の配備数としては消防法施行規則第六、七条に基づき各フロアの床面積から算出される必要消火能力単位を有する消火器を必要数、建屋通路部に設置することに加え、裕度を見込み可燃物が少ない火災区域又は火災区画の入口扉の内側近傍及び外側近傍に普通火災の消火能力単位3以上の消火器を2以上追加で設置する設計とする。(第41-5-2図)なお、火災荷重の基準値である1,000MJについては、消火性能試験におけるガソリン量42L(約1,400MJ)とほぼ同等の可燃物量である。また、小型の盤や計装ラックについても同程度の可燃物量であり、これらの可燃物について瞬間的な発熱速度を考慮しても十分な消火が可能と考えることから、消火可能な可燃物量の基準値として設けるものである。</p>	<p>(2) 可燃物が少ない火災区域又は火災区画</p> <p>可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、各火災区域又は火災区画の状況(可燃物の有無・エリア容積・天井高さ・換気有無)から総合的に判断して、煙の充満により消火活動が困難とはならない箇所として選定する。(添付資料12)</p> <p>これらの火災区域又は火災区画は、持込み可燃物の仮置きは禁止とするが、やむを得ず仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を配備する。</p> <p>なお、消火器については、消火器の技術上の規格を定める省令により、各火災源に対する消火試験にて消火能力が定められる。一般的な10型粉末消火器(普通火災の消火能力単位:3、油火災の消火能力単位:7)について、消火能力単位の測定試験時に用いられるガソリン火源(油火災の消火能力単位が7の場合燃焼表面積1.4㎡、体積42L)の発熱速度は、FDTS^{*1}により算出すると3,100kWとなる。また、この発熱速度に相当する潤滑油の漏えい量は、NUREG/CR-6850^{*2}の考え方に則り燃焼する油量を内包油量の10%と仮定して算出すると1.8L(燃焼表面積2.5㎡)となるが、いずれの火災区域又は火災区画でもこれを上回る漏えい火災が想定される潤滑油内包機器はない。</p> <p>一方、盤については、NUREG/CR-6850^{*2}表G-1に示された発熱速度(98%信頼上限値で最大1,002kW)を包絡していることを確認した。さらに、これらの火災区域又は火災区画にケーブルトレイがないことを確認している。</p> <p>よって、これらの火災区域又は火災区画に対する消火手段として、消火器が十分な消火能力を有しているものとする。また、消火器の配備数としては消防法施行規則第六、七条に基づき各フロアの床面積から算出される必要消火能力単位を有する消火器を必要数、建屋通路部に設置することに加え、裕度を見込み可燃物が少ない火災区域又は火災区画の入口扉の内側近傍及び外側近傍に普通火災の消火能力単位3以上の消火器を2以上追加で設置する設計とする。(第41-5-2図)なお、火災荷重の基準値である1,000MJについては、消火性能試験におけるガソリン量42L(約1,400MJ)とほぼ同等の可燃物量である。また、小型の盤や計装ラックについても同程度の可燃物量であり、これらの可燃物について瞬間的な発熱速度を考慮しても十分な消火が可能と考えることから、消火可能な可燃物量の基準値として設けるものである。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:青色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・復水ビットエリア 復水ビットの側面と底面は金属に覆われており、ビット内は水で満たされていること、復水ビットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>・燃料取替用水ビットエリア 燃料取替用水ビットの側面と底面は金属に覆われており、ビット内は水で満たされていること、燃料取替用水ビットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>・アニュラスエリア アニュラスエリアに設置している火災源になり得る機器は、制御・計装品に限られる。これらは、火災が発生したとしても金属製の筐体等で構成されていることから周囲に拡大せず、煙の発生は抑制されること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。 添付資料17に対象機器周辺の可燃物の状況を示す。</p>	<p>※1: "Fire Dynamics Tools (FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program", NUREG-1805</p> <p>※2: EPRI/NRC-RES Fire PRA Methodology for Nuclear Power Facilities, Final Report, (NUREG/CR-6850, EPRI 1011989)</p>  <p>第41-5-2図：消火活動が困難でない火災区画に対する消火器の配置例</p>	<p>※1: "Fire Dynamics Tools (FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program", NUREG-1805</p> <p>※2: EPRI/NRC-RES Fire PRA Methodology for Nuclear Power Facilities, Final Report, (NUREG/CR-6850, EPRI 1011989)</p>  <p>第41-5-2図：消火活動が困難でない火災区画に対する消火器の配置例</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 火災区画の設定箇所の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・原子炉補機冷却水サージタンク室 原子炉補機冷却水サージタンク室に設置している火災源になり得る機器は、制御・計装品に限られる。これらは、火災が発生したとしても金属製の管体等で構成されていることから周囲に拡大せず、煙の発生は抑制されること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。 添付資料17に対象機器周辺の可燃物の状況を示す。</p> <p>・中央制御室非常用循環フィルタユニット室 中央制御室非常用循環フィルタユニット室に設置している火災源になり得る機器は、制御・計装品に限られる。これらは、火災が発生したとしても金属製の管体等で構成されていることから周囲に拡大せず、煙の発生は抑制されること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。 添付資料17に対象機器周辺の可燃物の状況を示す。</p>			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>
<p>3.2より転記 (1)屋外の火災区域</p> <p>・海水ポンプ室及び空冷式非常用発電装置エリア 海水ポンプ室及び空冷式非常用発電装置エリアは、火災が発生しても煙が大気に放出されることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p>	<p>(3) 屋外の火災区域又は火災区画 重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外開放のため、煙の充満により消火活動が困難とならない場所として選定し、消火器又は移動式消火設備により消火活動を行う設計とする。(添付資料11)</p> <p>a. 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）、燃料移送ポンプ室、ケーブルピット及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）、燃料移送ポンプ室、ケーブルピット及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは、屋外の火災区域又は火災区画であり、火災が発生しても煙は大気に放出されるため充満しないことから煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。</p>	<p>(3) 屋外の火災区域又は火災区画 重大事故等対処施設のうち、火災により機能が影響を受ける設備を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外開放のため、煙の充満により消火活動が困難とならない場所として選定し、消火器又は移動式消火設備により消火活動を行う設計とする。(添付資料12)</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊は海水ポンプ室及び燃料移送ポンプは屋内に設置されており、全城ガス消火設備にて消火する設計であることから、当該記載はない。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.4より転記</p> <p>・海水ポンプ室及び空冷式非常用発電装置エリア</p> <p>海水ポンプ室及び空冷式非常用発電装置エリアは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。なお、海水ポンプには、火災の影響軽減のための対策として二酸化炭素消火設備を設置する。</p>	<p>このため、海水ポンプ室（補機ポンプエリア）、燃料移送ポンプ室、ケーブルピット及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。</p> <p>消火剤の必要量の算出にあたっては、消防法施行規則第六条に準拠し消防法施行令別表第一(十五)項（前各項に該当しない事業場）を適用する。</p> <p>主要構造部が耐火構造であり、消火器の能力単位の算定基準※は「消火能力\geq（延面積又は床面積）/400m^2」を適用して、消火器を室内に設置する。</p> <p>また、海水ポンプ室（補機ポンプエリア）には電気設備があることから、上記消火能力を有する消火器に加え、消防法施行規則第六条第四項※に従い、電気火災に適応する消火器を床面積100m^2以下毎に1本設置する。</p> <p>以上から、海水ポンプ室（補機ポンプエリア）、燃料移送ポンプ室、ケーブルピット及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアの各部屋の火災対応として算出される消火器の本数を第41-5-1表に示す。なお、到着した初期消火要員が迅速に使用できるよう入口扉の外側近傍に消火器を1本追加配備する。（第41-5-3図）</p>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室及び燃料移送ポンプは屋内に設置されており、全城ガス消火設備にて消火する設計であることから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<p>第41-5-1表：海水ポンプ室（補機ポンプエリア）他の必要とされる消火剤容量（小型及び大型粉末消火器）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>床面積 (㎡)</th> <th>床面積あたりの必要本数 (本)</th> <th>電気人員の電圧する床面積あたりの必要本数 (本)</th> <th>合計 (本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ (A) (C) 室</td> <td>171</td> <td>2 (大型)</td> <td>2 (小型)</td> <td>3 (大型1, 小型2)</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>112</td> <td>1 (大型)</td> <td>2 (小型)</td> <td>3 (大型1, 小型2)</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ (B) (E) 室</td> <td>200</td> <td>2 (大型)</td> <td>2 (小型)</td> <td>4 (大型2, 小型2)</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ (A) 室</td> <td>13</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ (B) 室</td> <td>25</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ (C) 室</td> <td>37</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ケーブルピット (A)</td> <td>6</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ケーブルピット (B)</td> <td>8</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ケーブル集合ピット (A)</td> <td>37</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ケーブル集合ピット (B)</td> <td>6</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ケーブル集合ピット (C)</td> <td>23</td> <td>1 (小型)</td> <td>-*</td> <td>1 (小型)</td> </tr> <tr> <td>ボスタービシ発電機群 燃料移送ポンプエリア</td> <td>284</td> <td>2 (大型)</td> <td>-*</td> <td>2 (大型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*電気設備室内</p>	品名	床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	電気人員の電圧する床面積あたりの必要本数 (本)	合計 (本)	海水ポンプ (A) (C) 室	171	2 (大型)	2 (小型)	3 (大型1, 小型2)	海水ポンプ室	112	1 (大型)	2 (小型)	3 (大型1, 小型2)	海水ポンプ (B) (E) 室	200	2 (大型)	2 (小型)	4 (大型2, 小型2)	燃料移送ポンプ (A) 室	13	1 (小型)	-*	1 (小型)	燃料移送ポンプ (B) 室	25	1 (小型)	-*	1 (小型)	燃料移送ポンプ (C) 室	37	1 (小型)	-*	1 (小型)	ケーブルピット (A)	6	1 (小型)	-*	1 (小型)	ケーブルピット (B)	8	1 (小型)	-*	1 (小型)	ケーブル集合ピット (A)	37	1 (小型)	-*	1 (小型)	ケーブル集合ピット (B)	6	1 (小型)	-*	1 (小型)	ケーブル集合ピット (C)	23	1 (小型)	-*	1 (小型)	ボスタービシ発電機群 燃料移送ポンプエリア	284	2 (大型)	-*	2 (大型)		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違により、海水ポンプ室及び燃料油移送ポンプ室は屋外の火災区域又は火災区画ではないため、当該記載はない。</p>
品名	床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	電気人員の電圧する床面積あたりの必要本数 (本)	合計 (本)																																																																
海水ポンプ (A) (C) 室	171	2 (大型)	2 (小型)	3 (大型1, 小型2)																																																																
海水ポンプ室	112	1 (大型)	2 (小型)	3 (大型1, 小型2)																																																																
海水ポンプ (B) (E) 室	200	2 (大型)	2 (小型)	4 (大型2, 小型2)																																																																
燃料移送ポンプ (A) 室	13	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
燃料移送ポンプ (B) 室	25	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
燃料移送ポンプ (C) 室	37	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ケーブルピット (A)	6	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ケーブルピット (B)	8	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ケーブル集合ピット (A)	37	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ケーブル集合ピット (B)	6	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ケーブル集合ピット (C)	23	1 (小型)	-*	1 (小型)																																																																
ボスタービシ発電機群 燃料移送ポンプエリア	284	2 (大型)	-*	2 (大型)																																																																
	 <p>第41-5-3図：屋外の火災区画（海水ポンプエリア）に対する消火器の配置例</p>																																																																			
	<p>※ 消防法施行規則後附 (大型消火器以外の消火器具の設置) 第六条 令第1条第一項 各号に掲げる防火対象物（第五条第十項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適合するものとする消火器具（大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条まで、住宅用消火器にあつてはこの条から第十條までにおいて同じ。）を、その能力単位の数値（消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第三條又は消防法に定める方法により測定した能力単位の数値。（一部省略）以下同じ。）の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延焼面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数（第五條第十項第一号に掲げる号にあつては、一）以上の数値となるように設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防火対象物の区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令別表第一（一）項イ、（二）項、（十六の二）項、（十六の三）項及び（十七）項に掲げる防火対象物</td> <td>五十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>令別表第一（一）項ロ、（三）項から（六）項まで、（九）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物</td> <td>百平方メートル</td> </tr> <tr> <td>令別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物</td> <td>二百平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（開口部、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一條第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）とした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。</p> <p>4 第一項の防火対象物又はその部分に高圧路、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、前三項の規定によるほか、令別表第二において電気設備の消火に適合するものとする消火器を、当該電気設備がある場所の床面積百平方メートル以下ごとに一箇設けなければならない。</p>	防火対象物の区分	面積	令別表第一（一）項イ、（二）項、（十六の二）項、（十六の三）項及び（十七）項に掲げる防火対象物	五十平方メートル	令別表第一（一）項ロ、（三）項から（六）項まで、（九）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物	百平方メートル	令別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物	二百平方メートル																																																											
防火対象物の区分	面積																																																																			
令別表第一（一）項イ、（二）項、（十六の二）項、（十六の三）項及び（十七）項に掲げる防火対象物	五十平方メートル																																																																			
令別表第一（一）項ロ、（三）項から（六）項まで、（九）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物	百平方メートル																																																																			
令別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物	二百平方メートル																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>消火器の消火能力については、消火器の技術上の規格を定める省令により、各火災源に対する消火試験にて定められる。</p> <p>一般的な10型粉末消火器（普通火災の消火能力単位：3、油火災の消火能力単位：7）について、消火能力単位の測定試験時に用いられるガソリン火源（油火災の消火能力単位が7の場合燃焼表面積1.4m²、体積42L）の発熱速度は、FDTS^{*1}により算出すると3,100kWとなる。</p> <p>また、この発熱速度に相当する潤滑油の漏えい量は、NUREG/CR-6850^{*2}の考え方に則り燃焼する油量を内包油量の10%と仮定して算出すると1.8Lとなる。当該室では、想定される漏えい量が1.8Lを超えるものとして、原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機があるが、原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機には、大型消火器（油火災の消火能力単位：20）を設置する。</p> <p>それ以外は、油火災の消火能力単位が7以上の消火器を設置することで消火能力を確保する設計とする。</p> <p>大型粉末消火器（油火災の消火能力単位：20）は、消火能力単位の測定試験時に用いられるガソリン火源（油火災の消火能力単位が20の場合燃焼表面積4m²、体積120L）の発熱速度は、FDTS^{*1}により算出すると約9,500kWとなる。原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機の想定される漏えい量は、NUREG/CR-6850^{*2}の考え方に則り燃焼する油量を内包油量の10%と仮定して算出すると2.6Lとなる。この潤滑油の漏えい量に相当する発熱速度は、約5,000kWとなり大型消火器の発熱速度以下であることを確認した。</p> <p>盤については、NUREG/CR-6850^{*2}表G-1に示された発熱速度（98%信頼上限値で最大1,002kW）を包絡していることを確認した。</p> <p>ケーブルトレイについては、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>一方、10型粉末消火器1本の消火能力単位の測定試験時に用いられるガソリン火源の発熱速度は3,100kWであること、NUREG/CR-7010^{*3}によるとケーブルトレイの発熱速度が250kW/m²であることから、万一ケーブルトレイで火災が発生した場合でも、10型粉末消火器及び大型消火器を設置することによって十分な消火能力を有している。（第41-5-2表）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違により、海水ポンプ室及び燃料油移送ポンプ室は屋外の火災区域又は火災区画ではないため、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、地下タンクとして屋外に設置し、火災が発生しても煙が大气に放出されることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>3.4より転記</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、乾燥砂で覆われ地下に設置されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="728 151 1310 438"> <caption>第41-5-2表：粉末消火器能力</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">サイズ</th> <th colspan="2">消火器</th> </tr> <tr> <th>発熱速度 消火能力単位の測定試験時に用いられる ガソリン火源からFDT^{※1}により算出</th> <th>火災源の発熱速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型消火器（10型）</td> <td>約3,100kW (ガソリン火源熱換表面積1.6㎡、体積42L)</td> <td>油内包機罩 1.8L漏えい時の発熱速度3,100kW 盤 発熱速度1,002kW ケーブルトレイ 発熱速度250kW/㎡</td> </tr> <tr> <td>大型消火器（50型）</td> <td>約9,500kW (ガソリン火源熱換表面積4㎡、体積120L)</td> <td>油内包機罩の想定される最大の漏えい量は原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機2.6L漏えい時発熱速度3,000kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：“Fire Dynamics Tools (FDTs):Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program”, NUREG-1805</p> <p>※2：EPRI/NRC-RES Fire PRA Methodology for Nuclear Power Facilities, Final Report, (NUREG/CR-6850, EPRI 1011989)</p> <p>※3：Cable Heat Release, Ignition, and Spread in Tray Installations During Fire (CHRISTIFIRE), Phase 1: Horizontal Trays, NUREG/CR-7010</p> <p>b. 軽油タンクエリア及びガスタービン発電設備軽油タンク室 非常用ディーゼル発電機燃料及びガスタービン発電機燃料を地下に貯蔵する軽油タンクは、屋外設置のため、火災が発生しても煙は充満しないことから煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。</p> <p>このため、軽油タンクエリア及びガスタービン発電設備軽油タンク室は、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。</p> <p>消火剤の必要量の算出にあたっては、消防法施行規則第六条に準拠し消防法施行令別表第一(十五)項（前各項に該当しない事業場）を適用する。</p>	サイズ	消火器		発熱速度 消火能力単位の測定試験時に用いられる ガソリン火源からFDT ^{※1} により算出	火災源の発熱速度	小型消火器（10型）	約3,100kW (ガソリン火源熱換表面積1.6㎡、体積42L)	油内包機罩 1.8L漏えい時の発熱速度3,100kW 盤 発熱速度1,002kW ケーブルトレイ 発熱速度250kW/㎡	大型消火器（50型）	約9,500kW (ガソリン火源熱換表面積4㎡、体積120L)	油内包機罩の想定される最大の漏えい量は原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機2.6L漏えい時発熱速度3,000kW	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) ディーゼル発電機燃料を地下に貯蔵するディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) は、屋外に設置するため、火災が発生しても煙は充満しないことから煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。</p>	<p>【女川】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違により、海水ポンプ室及び燃料油移送ポンプ室は屋外の火災区域又は火災区画ではないため、当該記載はない。</p> <p>【女川・大飯】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊はガスタービン発電設備軽油タンク室がない、</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 泊は重油タンクエリアがない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は乾燥砂で覆われ地</p>
サイズ	消火器													
	発熱速度 消火能力単位の測定試験時に用いられる ガソリン火源からFDT ^{※1} により算出	火災源の発熱速度												
小型消火器（10型）	約3,100kW (ガソリン火源熱換表面積1.6㎡、体積42L)	油内包機罩 1.8L漏えい時の発熱速度3,100kW 盤 発熱速度1,002kW ケーブルトレイ 発熱速度250kW/㎡												
大型消火器（50型）	約9,500kW (ガソリン火源熱換表面積4㎡、体積120L)	油内包機罩の想定される最大の漏えい量は原子炉補機冷却海水系ポンプ用電動機2.6L漏えい時発熱速度3,000kW												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>主要構造部が耐火構造であり、消火器の能力単位の算定基準は「消火能力\geq（延面積又は床面積）/400m²」を適用して、消火器を室内に設置する。</p> <p>貯蔵燃料油は軽油であり、消防法に基づく危険物第4類第二石油類であること、軽油タンクが地下貯蔵タンク構造であることから、危険物の規制に関する政令第二十条三号※1による、危険物の規制に関する規則第三十五条第一号※2を適用し、消火器を2本以上設置する。</p> <p>以上から、軽油タンクエリア及びガスタービン発電設備軽油タンク室の各部屋の火災対応として算出される消火器の本数を第41-5-3表に示す。なお、到着した初期消火要員が迅速に使用できるよう入口扉の外側近傍に消火器を1本追加配備する。（第41-5-4図）</p>	<p>貯蔵燃料油は軽油であり、消防法に基づく危険物第4類第二石油類であること、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）が地下貯蔵タンク構造であることから、危険物の規制に関する政令第二十条三号※1による、危険物の規制に関する規則第三十五条第一号※2を適用し、消火器を2本以上設置する。</p> <p>以上から、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）の火災対応として算出される消火器の本数を第41-5-1表に示す。</p>	<p>下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 ■設計の相違 設備構成の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊はガスタービン発電設備軽油タンク室がない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を2個以上設置する。</p>

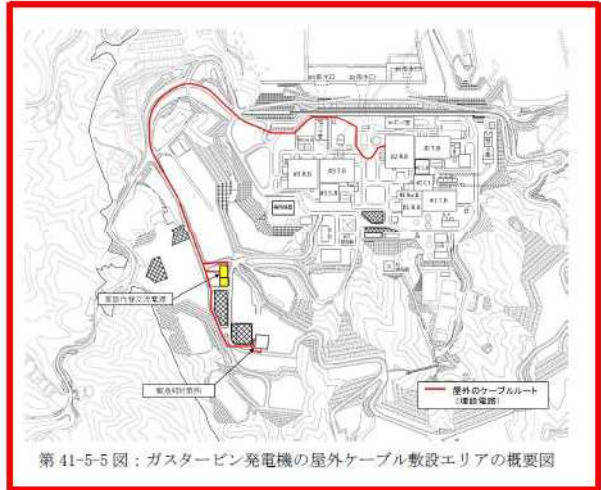
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
	<p>第41-5-3表：軽油タンクエリアに必要とされる消火剤容量 (小型粉末消火器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>床面積 (㎡)</th> <th>床面積あたりの必要本数 (本)</th> <th>危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)</th> <th>合計 (本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油タンク室 (A)</td> <td>207</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク室 (B)</td> <td>207</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク室 (B)</td> <td>96</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室</td> <td>96</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室</td> <td>96</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室</td> <td>96</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 危険物の規制に関する政令技術 (消火設備の基準) 第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 三 前二号の総務省令で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適合するものとされる消火設備のうち、<u>第五種の消火設備を設置すること。</u></p> <p>※2 危険物の規制に関する規則技術 (その他の製造所等の消火設備) 第三十五条 令第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 地下タンク貯蔵所にあつては、第五種の消火設備を二個以上設けること。</p>	部屋	床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)	合計 (本)	軽油タンク室 (A)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	軽油タンク室 (B)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	軽油タンク室 (B)	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	<p>第41-5-1表：ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) に必要とされる消火剤容量 (小型粉末消火器)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)</th> <th>合計 (本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> <tr> <td>B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA) ※</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>※1 危険物の規制に関する政令 (消火設備の基準) 第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 三 前二号の総務省令で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適合するものとされる消火設備のうち、<u>第五種の消火設備を設置すること。</u></p> <p>※2 危険物の規制に関する規則 (その他の製造所等の消火設備) 第三十五条 令第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 地下タンク貯蔵所にあつては、第五種の消火設備を二個以上設けること。</p>	部屋	危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)	合計 (本)	A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)	B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)	燃料タンク (SA) ※	2 (小型)	2 (小型)	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を2個以上設置する。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊には常設代替交流電源設備ケーブル敷設エリアと同様な箇所はない。</p>
部屋	床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)	合計 (本)																																														
軽油タンク室 (A)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
軽油タンク室 (B)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
軽油タンク室 (B)	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室	96	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																																														
部屋	危険物の規制に関する規程第三十五条第一号適用 (本)	合計 (本)																																																
A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)																																																
B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)																																																
燃料タンク (SA) ※	2 (小型)	2 (小型)																																																
	<p>第41-5-4図：屋外の火災区画 (軽油タンクエリア) に対する消火器の配置例</p> <p>c. 常設代替交流電源設備ケーブル敷設エリア 常設代替交流電源設備ケーブル敷設エリアについては、以下に示すとおり、屋外においては消火活動が困難とならない場所として選定し、建屋内においては消火器又は固定式ガス消火設備により消火可能な設計とする。</p>	<p>第41-5-3図：屋外の火災区域 (A1, A2-燃料油貯油槽) の消火器の配置例</p>																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ガスタービン発電機の屋外ケーブル敷設エリアの概要を第41-5-5図に示す。ガスタービン発電機のケーブルは、屋外においては火災の発生するおそれがないようケーブルを埋設して敷設し、建屋内においては電線管敷設となる火災区域又は火災区画については煙充満により消火活動が困難とならない場所として選定し、消火器にて消火を行う設計とする。また、ケーブルトレイ敷設となる火災区域又は火災区画については固定式ガス消火設備を設置し、火災発生時においても早期消火可能な設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の建屋内のケーブル敷設エリアについては、非常用ディーゼル発電機ケーブルの敷設エリアと重複しない設計とする。</p>	<p>b. 代替非常用発電機</p> <p>代替非常用発電機は、屋外に設置しており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満しないことから、消火器又は移動式消火設備で消火が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。（添付資料12）</p> <p>取り扱う燃料油は軽油及び潤滑油であり、消防法に基づく危険物第4類第二石油類であること、代替非常用発電機が一般取扱所であることから、危険物の規制に関する政令第二十条三号^{※1}による、危険物の規制に関する規則第三十五条第三号^{※2}を適用し、消火器を2本以上設置する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊には常設代替交流電源設備ケーブル敷設エリアと同様な箇所はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による設定する火災区域の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>(4) トーラス室</p> <p>トーラス室において万一火災が発生した場合でも、トーラス室の空間体積(約11,000m³)に対して換気風量が21,600m³/h、原子炉棟排風機の容量が85,500 m³/h(1台当たり)であることから、煙が充填しないため、消火活動が可能である。</p> <p>トーラス室に設置している機器は、電動弁、ケーブルトレイ、電線管等であり、これらは不燃材、難燃材で構成されており、可燃物は設置しておらず、ケーブルトレイに敷設しているケーブル以外は電線管及び金属製の可とう電線管で敷設している。</p> <p>また、消火要員のアクセス性については、トーラス室上部通路へのアクセスルートを5箇所設けていること、及び通路から天井までの高さが約3.2m~3.9m確保されていることから、速やかに火災発生場所へアクセスすることが可能である。</p> <p>よって、トーラス室の消火については、消火器を用いて行う設計とする。また、消火栓を用いても対応できる設計とする。</p> <p>トーラス室の火災に対して設置する消火器については、消防法施行規則第六、七条に基づき算出される必要量の消火剤を有する消火器を設置する設計とする。設置位置についてはトーラス室上部フロアの火災防護対象機器並びに火災源から消防法施行規則に定めるところの20m以内の距離に配置する。</p> <p>トーラス室での消火栓による消火活動を考慮し、消火栓内に必要な数量の消火ホースを配備する設計とする。</p> <p>添付資料11に現場の状況を示す。</p>	<p>以上から、代替非常用発電機エリアの火災対応として算出される消火器の本数を第41-5-2表に示す。</p> <p>第41-5-2表：代替非常用発電機エリアに必要とされる消火剤容量 (小型粉末消火器)</p> <table border="1" data-bbox="1355 319 1964 478"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>危険物の規制に関する規則第三十五条第三号適用(本)</th> <th>合計(本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3A-代替非常用発電機</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> <tr> <td>3B-代替非常用発電機</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 危険物の規制に関する政令 (消火設備の整備) 第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 三 第二号の総務省令で定める製造所等以外の製造所等については、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について両表においてその消火に適合するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備を設置すること。 第三十五条 市第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。 三 第二号に掲げるもの以外の製造所等については、第五種の消火設備を、その能力単位が総重量が建築物その他の工作物及び危険物の貯蔵単位の総重量に達するように設けること。ただし、当該製造所等に第一種から第四種までの消火設備を設けるときは、当該設備の敷設能力範囲内の部分について第五種の消火設備を、その能力単位の総重量が当該貯蔵単位の総重量の五分の一以上になるように設けることをもって足りる。</p>	部屋	危険物の規制に関する規則第三十五条第三号適用(本)	合計(本)	3A-代替非常用発電機	2 (小型)	2 (小型)	3B-代替非常用発電機	2 (小型)	2 (小型)	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による設定する火災区域の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊はトーラス室はないため、当該記載はない。</p>
部屋	危険物の規制に関する規則第三十五条第三号適用(本)	合計(本)										
3A-代替非常用発電機	2 (小型)	2 (小型)										
3B-代替非常用発電機	2 (小型)	2 (小型)										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) ガスタービン発電機室</p> <p>ガスタービン発電機室は、外壁がルーバ構造となっていることから、万一火災によって煙が発生した場合でも、ルーバから外気に煙が排煙されること、屋外と接続している扉を開放し扉の外側から消火器又は移動式消火設備で消火が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。（添付資料11）</p> <p>消火剤の必要量の算出にあたっては、消防法施行規則第六条に準拠し消防法施行令別表第一(十五)項（前各項に該当しない事業場）を適用する。</p> <p>主要構造部が耐火構造であり、消火器の能力単位の算定基準は「消火能力\geq（延面積又は床面積）/400m^2」を適用して、消火器を室内に設置する。</p> <p>また、ガスタービン発電機室には、電気設備（ガスタービン発電機）があることから、床面積に加え、消防法施行規則第六条第四項に準拠し、電気火災に適応する消火器を床面積100m^2 毎に1本設置する。</p> <p>ガスタービン発電機車及び制御車の燃料（発電用、車両用）は、軽油を使用する設備であり、消防法に基づく危険物第4類第二石油類にあたることから、ガスタービン発電機室を「危険物の規制に関する政令」の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第二十条一項第二号を準拠し、大型消火器1個以上、小型消火器1個以上を設置する設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊はガスタービン発電機室はないため、当該記載はない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※危険物の規制に関する政令抜粋 (消火設備の基準)</p> <p>第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所のうち、その規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、火災が発生したとき消火が困難と認められるもので総務省令で定めるものは、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第四種及び第五種の消火設備を設置すること。</p> <p>※※危険物の規制に関する規則抜粋 (消火困難な製造所等及びその消火設備)</p> <p>第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。</p> <p>三 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所にあつては、前条第一項第三号及び第四号に掲げるもの以外のもの (高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの及び第六類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)</p> <p>2 令第二十条第一項第二号の規定により、前項各号に掲げる製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所にあつては、第四種及び第五種の消火設備をそれぞれ一個以上設けること。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊はガスタービン発電機室はないため、当該記載はない</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3.3 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</p> <p>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、1項の考え方に従って選定する自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置する。固定式消火設備は、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定するため、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」表B.2の火災源となりえる機器に対して設置する。</p> <p>ただし、以下の火災区域又は火災区画は、上記と異なる消火設備を設置し消火を行う設計とする。</p>	<p>以上から、ガスタービン発電機室の火災対応として算出される消火器の本数を第41-5-4表に示すと通りの設計とする。なお、到着した初期消火要員が迅速に使用できるよう入口扉の外側近傍に消火器を1個追加配備する。</p> <div data-bbox="721 331 1335 539" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第41-5-4表：ガスタービン発電機室消火器数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>床面積 (㎡)</th> <th>床面積あたりの必要本数 (本)</th> <th>電気火災に適合する床面積あたりの必要本数 (本)</th> <th>危険物の種類に関する規則第三十四条第二項第二号適用 (本)</th> <th>合計 (本)</th> <th>配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>532</td> <td>1 (小型1)</td> <td>6 (大型1, 小型5)</td> <td>2 (大型1, 小型1)</td> <td>10 (大型2, 小型8)</td> <td>室内 大型1 小型8 室外 大型1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>以下に示す火災区域又は火災区画は、火災により重大事故等対処施設へ影響を及ぼす可能性が十分低いことから、消防法又は建築基準法に基づく消火を行う設計とする。</p> <p>(1) 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された火災防護対象機器を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>火災防護対象機器のうち、不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構造物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p>	床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	電気火災に適合する床面積あたりの必要本数 (本)	危険物の種類に関する規則第三十四条第二項第二号適用 (本)	合計 (本)	配置	532	1 (小型1)	6 (大型1, 小型5)	2 (大型1, 小型1)	10 (大型2, 小型8)	室内 大型1 小型8 室外 大型1	<p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼす可能性が十分低い火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>以下に示す火災区域又は火災区画は、火災により重大事故等対処施設へ影響を及ぼす可能性が十分低いことから、消防法又は建築基準法に基づく消火を行う設計とする。</p> <p>(1) 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された火災防護対象機器を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>火災防護対象機器のうち、不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構造物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊はガスタービン発電機室はないため、当該記載はない</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映：着色せず)</p>
床面積 (㎡)	床面積あたりの必要本数 (本)	電気火災に適合する床面積あたりの必要本数 (本)	危険物の種類に関する規則第三十四条第二項第二号適用 (本)	合計 (本)	配置										
532	1 (小型1)	6 (大型1, 小型5)	2 (大型1, 小型1)	10 (大型2, 小型8)	室内 大型1 小型8 室外 大型1										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器 原子炉格納容器内にスプリンクラーを適用とした場合、ケーブルが密集して設置されているため、スプリンクラーが有効に動作するように配管及びヘッドを設置することは適さない。 また、ガス消火設備を適用とした場合、原子炉格納容器の自由体積は約7万m³あることから、原子炉格納容器内全体にガス消火設備の消火剤を充填させるには時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充填による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消火要員による消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充填及び放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。 3.4 火災発生時の煙の充填等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 火災時の煙の充填等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、消火器又は消火栓で消火を行う設計とする。ただし、以下については、上記と異なる消火設備により消火を行う設計とする。 ・使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。 ・燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットは金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。したがって、燃料取替用水ピットエリアは、消火設備を設置しない設計とする。 ・復水ピットエリア 復水ピットは金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。したがって、復水ピットエリアは、消火設備を設置しない設計とする。 ・アニュラスエリア アニュラスエリアには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 重大事故対処施設が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・原子炉補機冷却水サージタンク室 原子炉補機冷却水サージタンク室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</p> <p>・中央制御室非常用循環フィルタユニット室 中央制御室非常用循環フィルタユニット室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</p> <p>3.5 火災に対する二次的影響の考慮 消火設備は、火災時の消火剤を放出しても、火災が発生していない重大事故等対処施設に二次的影響が及ばないように、以下の設計を行う。</p> <p>（スプリンクラー） ポンプの消火設備には採用せず、温度が上昇している箇所のみに放水する閉鎖型ヘッドを採用することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない重大事故等に対処するための機能を有する機器に及ばない設計とする。</p> <p>（ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備） 電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない重大事故等に対処するための機能を有する機器に及ばない設計とする。</p> <p>また、これら消火設備のガスボンベ及び制御盤は、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>（ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備） 電気絶縁性が高い消火剤を採用するとともに、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留めることで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない重大事故等に対処するための機能を有する機器に及ばない設計とする。</p>			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
<p>3.6 消火用の照明器具</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明を設置する設計とする。重大事故等対処施設を設置している火災区域又は火災区画の消火栓、消火設備現場盤、出入経路の照明の蓄電池は、代替電源から給電できる設計とし、代替電源から給電されるまでの容量を有するものとする。照明の配置図を添付資料15に示す。</p>	<p>6. まとめ</p> <p>女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備を第41-5-5表に示す。</p>	<p>6. まとめ</p> <p>泊発電所3号炉における重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備を第41-5-3表に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p>																																																																																													
<p>4. まとめ</p> <p>原子炉施設内の重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備を表2に示す。</p>	<p>6. まとめ</p> <p>女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備を第41-5-5表に示す。</p>	<p>6. まとめ</p> <p>泊発電所3号炉における重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備を第41-5-3表に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>																																																																																													
<p>表2 重大事故等に対処するための機能を有する火災区域に設置する消火設備</p>	<p>第41-5-5表 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設を設置する場所の消火設備</p>	<p>第41-5-3表: 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設を設置する場所の消火設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊は局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備はないため、当該記載はない。また、二酸化炭素消火器による消火する設計であるため、エアロゾル消火設備は設置していない。</p>																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備</th> <th>消火剤</th> <th>消火剤量</th> <th>主な消火対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域ハロン消火設備</td> <td>ハロン1301</td> <td>消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上</td> <td>火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、電気絶縁性の要求が高い箇所</td> </tr> <tr> <td>局所ハロン消火設備</td> <td>ハロン1301</td> <td>消防法施行規則第20条に基づき、開口部を考慮して算出</td> <td>火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、ポンプ（火災防護対象機器）</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>水</td> <td>消防法施行規則第13条に基づく量以上</td> <td>火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火設備</td> <td>二酸化炭素</td> <td>消防法施行規則第19条に基づき、開口部を考慮して算出</td> <td>ディーゼル発電機室</td> </tr> <tr> <td>ケーブルトレイ消火設備</td> <td>ハロゲン化物 (FK-5-1-12)</td> <td>約4.3kg/m²以上</td> <td>発熱性耐火被覆の隔壁を設置するケーブルトレイ、又は、スプリンクラーからの放水による放水で安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所に設置されているケーブルトレイ</td> </tr> <tr> <td>エアロゾル消火設備</td> <td>炭酸カリウム等</td> <td>100g/個</td> <td>電気盤内</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ設備</td> <td>水</td> <td>1,200m³/h</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>水</td> <td>130 l/min 以上 (屋内) 350 l/min 以上 (屋外)</td> <td>全火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>粉末等</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象	全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、電気絶縁性の要求が高い箇所	局所ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき、開口部を考慮して算出	火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、ポンプ（火災防護対象機器）	スプリンクラー	水	消防法施行規則第13条に基づく量以上	火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火設備	二酸化炭素	消防法施行規則第19条に基づき、開口部を考慮して算出	ディーゼル発電機室	ケーブルトレイ消火設備	ハロゲン化物 (FK-5-1-12)	約4.3kg/m ² 以上	発熱性耐火被覆の隔壁を設置するケーブルトレイ、又は、スプリンクラーからの放水による放水で安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所に設置されているケーブルトレイ	エアロゾル消火設備	炭酸カリウム等	100g/個	電気盤内	格納容器スプレイ設備	水	1,200m ³ /h	格納容器	消火栓	水	130 l/min 以上 (屋内) 350 l/min 以上 (屋外)	全火災区域又は火災区画	消火器	粉末等	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備</th> <th>消火剤</th> <th>必要消火剤量</th> <th>主な消火対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域ガス消火設備</td> <td>ハロン 1301</td> <td>1m³あたり 0.32kg 以上</td> <td>煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">局所ガス消火設備</td> <td>ハロン 1301</td> <td>1m³あたり 5.0kg 以上</td> <td>原子炉建屋通路部等の油内包機器、電源盤</td> </tr> <tr> <td>FK-5-1-12</td> <td>1m³あたり 0.84~1.46kg に 開口補償を見込む</td> <td>原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ</td> </tr> <tr> <td>水消火設備</td> <td>水</td> <td>屋内：130 L/min 以上 屋外：350 L/min 以上</td> <td>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>粉末等</td> <td>消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に 裕度を見込む</td> <td>煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>移動式消火設備</td> <td>水等</td> <td>400L/min×60min ×2口</td> <td>屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画</td> </tr> </tbody> </table>	消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象	全域ガス消火設備	ハロン 1301	1m ³ あたり 0.32kg 以上	煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画	局所ガス消火設備	ハロン 1301	1m ³ あたり 5.0kg 以上	原子炉建屋通路部等の油内包機器、電源盤	FK-5-1-12	1m ³ あたり 0.84~1.46kg に 開口補償を見込む	原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ	水消火設備	水	屋内：130 L/min 以上 屋外：350 L/min 以上	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画	消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に 裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	移動式消火設備	水等	400L/min×60min ×2口	屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備</th> <th>消火剤</th> <th>必要消火剤量</th> <th>主な消火対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全域ガス消火設備</td> <td>ハロン1301</td> <td>1m³あたり 0.32kg以上</td> <td>煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>0.78kg/m²以上 0.8 kg/m²以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)</td> <td>煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>イナートガス</td> <td>0.472m³/m²以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)</td> <td>煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>水消火設備 (消火栓)</td> <td>水</td> <td>屋内：130L/min以上 屋外：350L/min以上</td> <td>全火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>粉末等</td> <td>消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に裕度を見込む</td> <td>煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>移動式消火設備</td> <td>水等</td> <td>400L/min×60min ×2口</td> <td>屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画</td> </tr> </tbody> </table>	消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象	全域ガス消火設備	ハロン1301	1m ³ あたり 0.32kg以上	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	二酸化炭素	0.78kg/m ² 以上 0.8 kg/m ² 以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	イナートガス	0.472m ³ /m ² 以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画	水消火設備 (消火栓)	水	屋内：130L/min以上 屋外：350L/min以上	全火災区域又は火災区画	消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	移動式消火設備	水等	400L/min×60min ×2口	屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊は局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備はないため、当該記載はない。また、二酸化炭素消火器による消火する設計であるため、エアロゾル消火設備は設置していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊は局所ガス消火設備はないため、当該記載はない。また、泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備、イナートガス消火設備を設置している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象																																																																																													
全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、電気絶縁性の要求が高い箇所																																																																																													
局所ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき、開口部を考慮して算出	火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、ポンプ（火災防護対象機器）																																																																																													
スプリンクラー	水	消防法施行規則第13条に基づく量以上	火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画。又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画																																																																																													
二酸化炭素消火設備	二酸化炭素	消防法施行規則第19条に基づき、開口部を考慮して算出	ディーゼル発電機室																																																																																													
ケーブルトレイ消火設備	ハロゲン化物 (FK-5-1-12)	約4.3kg/m ² 以上	発熱性耐火被覆の隔壁を設置するケーブルトレイ、又は、スプリンクラーからの放水による放水で安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所に設置されているケーブルトレイ																																																																																													
エアロゾル消火設備	炭酸カリウム等	100g/個	電気盤内																																																																																													
格納容器スプレイ設備	水	1,200m ³ /h	格納容器																																																																																													
消火栓	水	130 l/min 以上 (屋内) 350 l/min 以上 (屋外)	全火災区域又は火災区画																																																																																													
消火器	粉末等	—	—																																																																																													
消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象																																																																																													
全域ガス消火設備	ハロン 1301	1m ³ あたり 0.32kg 以上	煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画																																																																																													
局所ガス消火設備	ハロン 1301	1m ³ あたり 5.0kg 以上	原子炉建屋通路部等の油内包機器、電源盤																																																																																													
	FK-5-1-12	1m ³ あたり 0.84~1.46kg に 開口補償を見込む	原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ																																																																																													
水消火設備	水	屋内：130 L/min 以上 屋外：350 L/min 以上	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画																																																																																													
消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に 裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画																																																																																													
移動式消火設備	水等	400L/min×60min ×2口	屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画																																																																																													
消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象																																																																																													
全域ガス消火設備	ハロン1301	1m ³ あたり 0.32kg以上	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																																																																																													
	二酸化炭素	0.78kg/m ² 以上 0.8 kg/m ² 以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																																																																																													
	イナートガス	0.472m ³ /m ² 以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画																																																																																													
水消火設備 (消火栓)	水	屋内：130L/min以上 屋外：350L/min以上	全火災区域又は火災区画																																																																																													
消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画																																																																																													
移動式消火設備	水等	400L/min×60min ×2口	屋外及び煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料1 8</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>2) 消火設備</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>③ 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>④ 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。</p> <p>⑤ 消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。</p> <p>⑥ 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。</p> <p>⑦ 移動式消火設備を配備すること。</p> <p>⑧ 消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>⑨ 消火用水供給系をサービス系または水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>⑩ 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。</p> <p>⑪ 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>⑫ 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。</p> <p>⑬ 固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。</p> <p>⑭ 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質</p>	<p style="text-align: center;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>2) 消火設備</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>③ 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>④ 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。</p> <p>⑤ 消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。</p> <p>⑥ 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。</p> <p>⑦ 移動式消火設備を配備すること。</p> <p>⑧ 消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>⑨ 消火用水供給系をサービス系または水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>⑩ 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。</p> <p>⑪ 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>⑫ 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。</p> <p>⑬ 固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。</p> <p>⑭ 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質</p>	<p style="text-align: center;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>2) 消火設備</p> <p>① 消火設備については、以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。</p> <p>b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。</p> <p>c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。</p> <p>d. 移動式消火設備を配備すること。</p> <p>e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>f. 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。</p> <p>g. 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器 相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。</p> <p>h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>i. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>j. 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要の照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋））

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>⑮ 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>(参考) (2) 消火設備について</p> <p>①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。</p> <p>上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。</p> <p>①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。</p> <p>④ 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。</p> <p>⑦ 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第85条の5を踏まえて設置されていること。</p> <p>⑧ 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。</p> <p>なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。</p> <p>上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では、1,136,000リットル(1,136m³)以上としている。</p>	<p>を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>⑮ 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>(参考) (2) 消火設備について</p> <p>①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。</p> <p>上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。</p> <p>①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。</p> <p>④ 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。</p> <p>⑦ 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第85条の5を踏まえて設置されていること。</p> <p>⑧ 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。</p> <p>なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。</p> <p>上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では、1,136,000リットル(1,136m³)以上としている。</p>	<p>様性を備えた設計であること。</p> <p>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>d. 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>③ 消火剤にガスを使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。</p> <p>(参考) (2) 消火設備について</p> <p>①-d 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第83条第3号を踏まえて設置されていること。</p> <p>①-g 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。</p> <p>①-h-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。</p> <p>①-h-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。</p> <p>②-b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。</p> <p>なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。</p> <p>上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide1.189では、1,136,000リットル(1,136m³)以上としている。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-5 添付資料1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋))

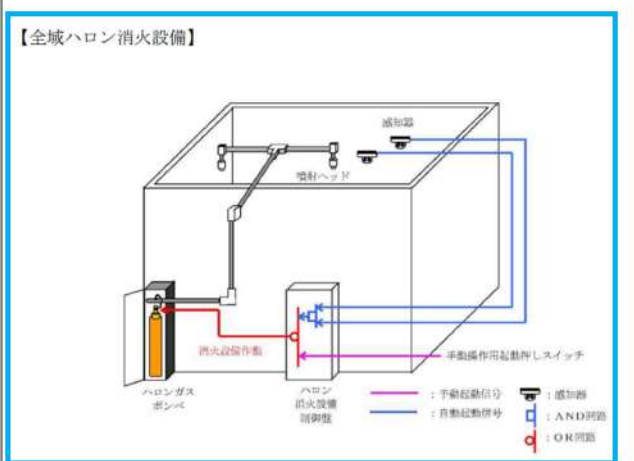
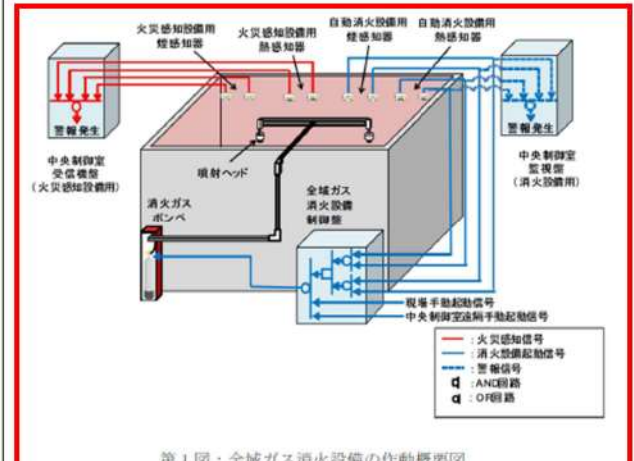
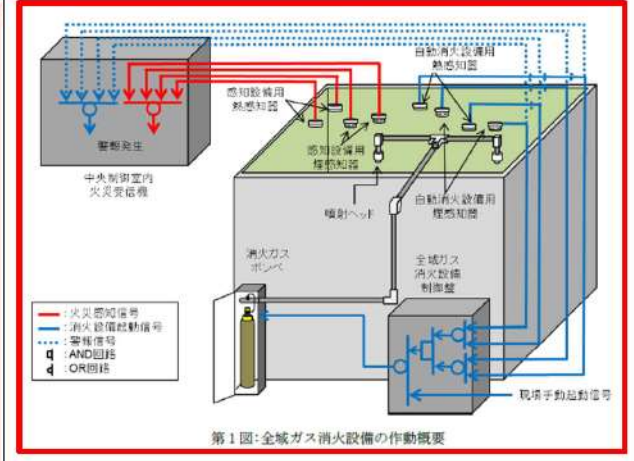
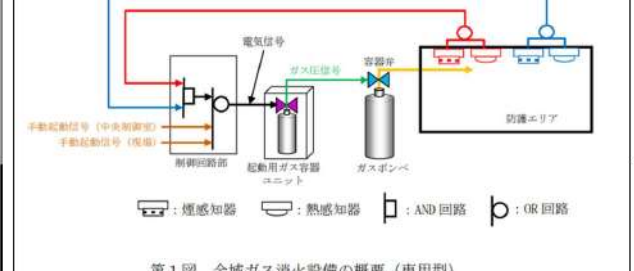
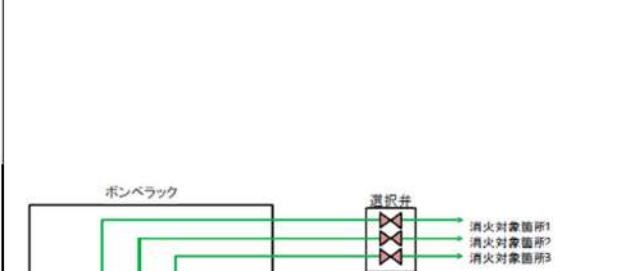

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考) 火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されることであるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることはないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考) 火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されることであるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることはないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考) 火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されることであるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることはないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

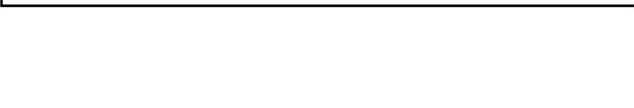

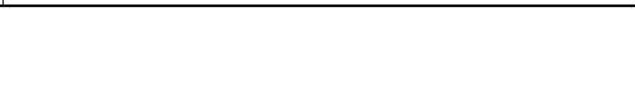
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
添付資料1	添付資料2	添付資料2																																																																																		
ハロン消火設備	女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備について	泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について	【女川】 ■設備名称の相違 ■記載表現の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 【女川・大飯】 ■設計の相違 消火設備作動ロジックの相違。(泊は煙+煙又は熱+熱でも動作)また、泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。																																																																																	
<p>1. 設備概要及び系統構成</p> <p>審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる火災区域又は火災区画には、ハロン消火設備を設置する。</p> <p>ハロン消火設備の概要については図1に示す。</p>	<p>1. 設備構成及び系統構成</p> <p>火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のある火災区域又は火災区画に必要となる固定式消火設備として、人体、設備への影響を考慮し、「全域ガス消火設備並びに局所ガス消火設備」を設置する。</p> <p>ガス消火設備の仕様の概要を第1表に、単一の部屋に対して使用する単独放出方式の全域ガス消火設備を第1図に、複数の部屋から当該火災エリアを選択する選択放出方式の全域ガス消火設備を第2図に示す。また、油内包機器、モータコントロールセンタに使用する局所ガス消火設備を第3~4図に、ケーブルトレイに使用する局所ガス消火設備を第5図に示す。</p> <p>なお、ガス消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。</p>	<p>1. 設備構成及び系統構成</p> <p>火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のある火災区域又は火災区画に必要となる固定式消火設備として、人体、設備への影響を考慮し、「全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)」を設置する。</p> <p>ガス消火設備の仕様の概要を第1表に、単一の部屋に対して使用する単独放出方式の全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) を第1図に、複数の部屋から当該火災エリアを選択する選択放出方式の全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) を第2図に示す。</p> <p>なお、ガス消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。</p>																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火薬剤</td> <td>ハロン 1301</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>連鎖反応抑制 (負触媒効果)</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備および人体に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>消火設備動作の火災感知器 (感知器2系統のAND信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式及び局所放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	消火剤	消火薬剤	ハロン 1301	消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)	消火剤の特徴	設備および人体に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	消火設備動作の火災感知器 (感知器2系統のAND信号)	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式及び局所放出方式	電源	蓄電池を設置	<p>第1表：ガス消火設備の仕様の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">全域</td> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火剤</td> <td>ハロン 1301</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>連鎖反応抑制 (負触媒効果)</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備及び人体に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器 (異なる種類の感知器のAND信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (中央制御室又は現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用電源及び蓄電池を室内に設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">局所*</td> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火剤</td> <td>FK-5-1-12</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>連鎖反応抑制 (負触媒効果)</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備及び人体に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>センサーチューブ方式</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>局所放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>電源不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ハロン1301の局所ガス消火設備については全域と同様の仕様</p>	項目	仕様	全域	消火剤	消火剤	ハロン 1301	消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)	消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器 (異なる種類の感知器のAND信号)	放出方式	自動 (中央制御室又は現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源及び蓄電池を室内に設置	局所*	消火剤	消火剤	FK-5-1-12	消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)	消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	センサーチューブ方式	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	局所放出方式	電源	電源不要	<p>第1表：全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の仕様の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">全域</td> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火剤</td> <td>ハロン 1301</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>連鎖反応抑制 (負触媒効果)</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備及び人体に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器 (感知器2系統のAND信号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用電源及び蓄電池を室内に設置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	全域	消火剤	消火剤	ハロン 1301	消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)	消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器 (感知器2系統のAND信号)	消火設備	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源及び蓄電池を室内に設置
項目	仕様																																																																																			
消火剤	消火薬剤	ハロン 1301																																																																																		
	消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)																																																																																		
	消火剤の特徴	設備および人体に対して無害																																																																																		
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																																																																		
	火災感知	消火設備動作の火災感知器 (感知器2系統のAND信号)																																																																																		
	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																																		
	消火方式	全域放出方式及び局所放出方式																																																																																		
	電源	蓄電池を設置																																																																																		
項目	仕様																																																																																			
全域	消火剤	消火剤	ハロン 1301																																																																																	
		消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)																																																																																	
		消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害																																																																																	
	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																																																																	
		火災感知	火災感知器 (異なる種類の感知器のAND信号)																																																																																	
		放出方式	自動 (中央制御室又は現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																																	
		消火方式	全域放出方式																																																																																	
	電源	非常用電源及び蓄電池を室内に設置																																																																																		
	局所*	消火剤	消火剤	FK-5-1-12																																																																																
			消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)																																																																																
消火剤の特徴			設備及び人体に対して無害																																																																																	
消火設備		適用規格	消防法その他関係法令																																																																																	
		火災感知	センサーチューブ方式																																																																																	
		放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																																	
		消火方式	局所放出方式																																																																																	
電源	電源不要																																																																																			
項目	仕様																																																																																			
全域	消火剤	消火剤	ハロン 1301																																																																																	
		消火原理	連鎖反応抑制 (負触媒効果)																																																																																	
		消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害																																																																																	
	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																																																																	
		火災感知	火災感知器 (感知器2系統のAND信号)																																																																																	
消火設備	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																																		
	消火方式	全域放出方式																																																																																		
	電源	非常用電源及び蓄電池を室内に設置																																																																																		

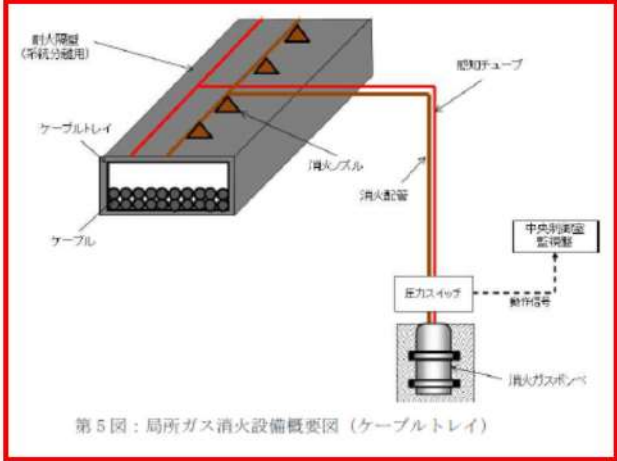
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【全城ハロン消火設備】</p>  <p>図1 ハロン消火設備概要図</p>	 <p>第1図：全城ガス消火設備の作動概要図</p>	 <p>第1図：全城ガス消火設備の作動概要</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系列、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>また、泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>
 <p>第1図 全城ガス消火設備の概要 (専用型)</p> <p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	 <p>第2図：全城ガス消火設備概要図 (選択放出方式)</p>	 <p>第2図：全城ガス消火設備起動ロジック (選択放出方式)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【局所ハロン消火設備】</p>  <p>図1 ハロン消火設備概要図</p>	 <p>第3図：局所ガス消火設備概要図 (油内包機器)</p>	 <p>第4図：局所ガス消火設備概要図 (モータコントロールセンタ)</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

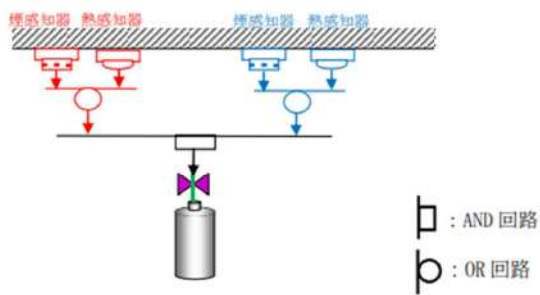
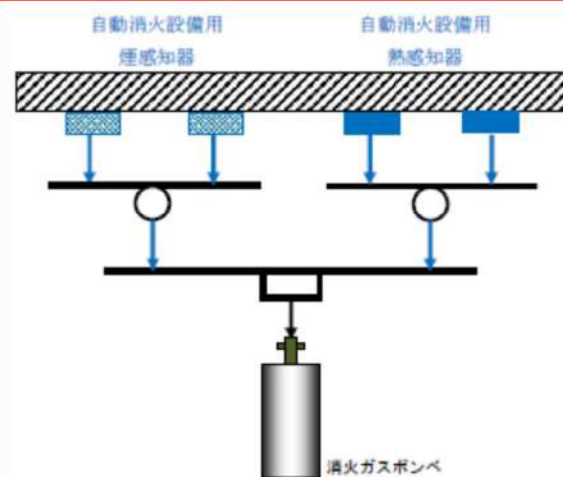
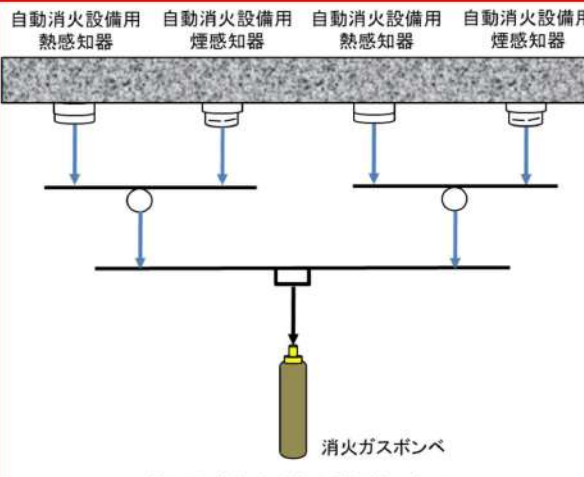
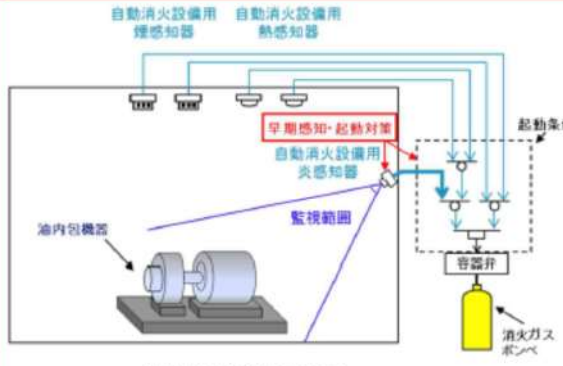
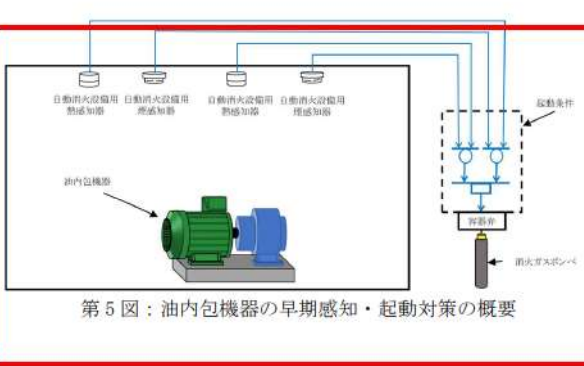
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. ハロン消火設備の動作回路</p> <p>火災発生時におけるハロン消火設備動作時までの信号の流れを図2に示す。</p> <p>通常時は自動待機状態としており、感知器が2系統とも作動した場合は、自動起動動作する。</p> <p>また、現地での手動動作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p>	 <p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第6図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、複数の「熱感知器」のうち1系統及び複数の「煙感知器」のうち1系統が火災を感知した場合に、AND条件により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。これは、東日本大震災で女川原子力発電所において、煙感知器で多数の誤作動 (非火災報) が発生した (別紙1) ことを踏まえ、火災が発生した状態を確実に感知した後、消火設備を起動する設計とする。(第7図)</p>	<p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第3図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器又は熱感知器のうち1台とB系の煙感知器又は熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。(第4図)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系統、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
<p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>			

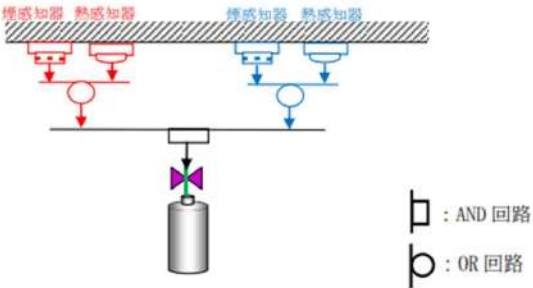
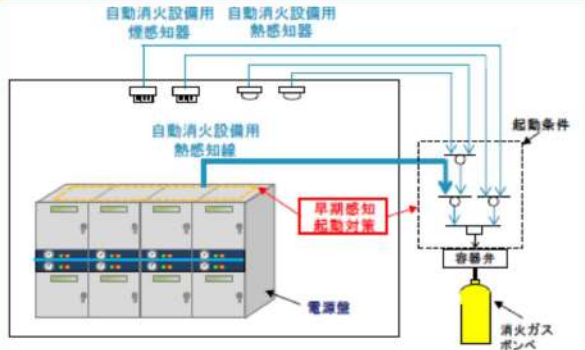
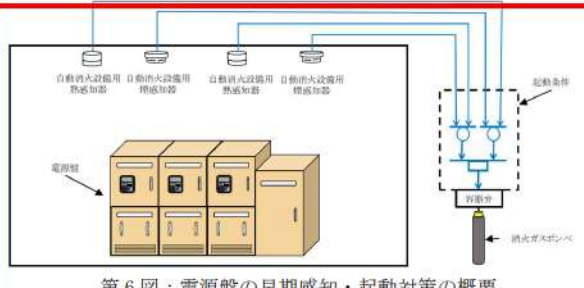
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>【全城放出方式】</p> <p>【局所放出方式】</p> <p>図2 火災時の信号の流れ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>中央制御室における遠隔起動、現地 (火災エリア外) での手動動作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤動作、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の動作によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、中央制御室又は現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>第6図：火災発生時の信号の流れ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>現地 (火災エリア外) での手動動作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤動作、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の動作によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、中央制御室又は現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>第3図：火災発生時の信号の流れ</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p> <p>【大阪】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大阪】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>

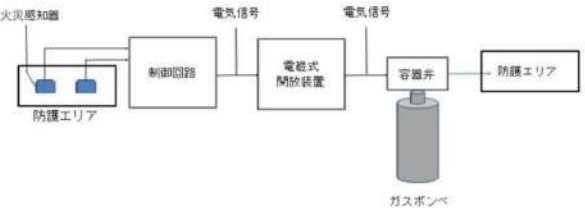
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5図 全域ガス消火設備起動ロジック</p> <p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	 <p>第7図：全域ガス消火設備起動ロジック</p> <p>なお、油内包機器については、想定される火災が漏えい油火災であり、火災の初期段階から炎が発生すると考えられることから、早期感知のため炎感知器を追加設置し、熱感知器又は炎感知器のうち1つと煙感知器作動の AND 条件により早期起動を図る設計とする。(第8図)</p>	 <p>第4図：全域ガス消火設備起動ロジック</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>泊3号は、煙感知器と熱感知器の OR 回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系列、煙感知器と熱感知器の OR 回路を設置して、2系列の AND で起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>泊3号は、油内包機器についても煙感知器と熱感知器 OR 回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系列、煙感知器と熱感知器の OR 回路を設置して、2系列の AND で起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
	 <p>第8図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第5図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	

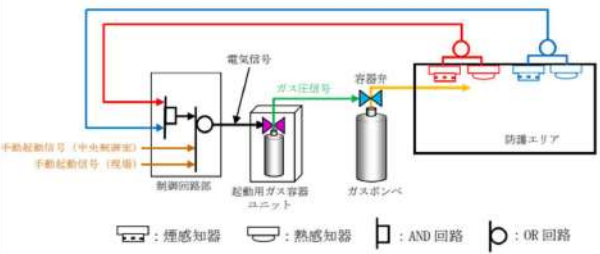
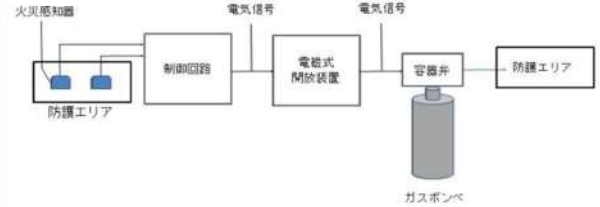

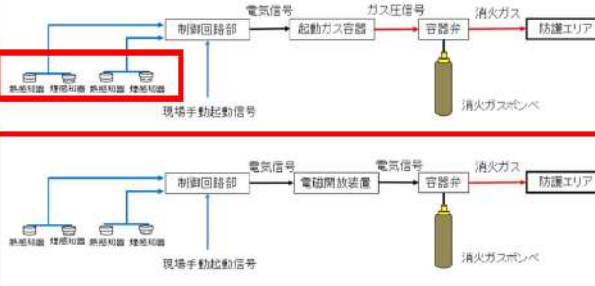
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 全城ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全城ガス消火設備作動までの信号の流れを第4図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器または熱感知器のうち1台とB系の煙感知器または熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。(第5図)</p>  <p>第5図 全城ガス消火設備起動ロジック</p>	<p>電源盤については、想定される火災は金属製筐体内で発生する電気火災であり、火災の初期段階では炎が筐体外部に噴出するよりも先に筐体自体の温度が上昇すると考えられることから、早期感知のため電源盤内天井部に熱感知線を追加設置し、熱感知器又は熱感知線のうち1つと煙感知器作動のAND条件により早期起動を図る設計とする。(第9図)</p>  <p>第9図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第6図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>泊3号は、電源盤についても煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系列、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは高根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
<p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>ケーブルトレイについては、想定される火災はケーブルの過電流火災であるが、ケーブルトレイ自体が部屋の上部に設置されており、天井部に取付ける煙感知器及び熱感知器はケーブルトレイの位置を考慮して早期に感知できる場所に設置することから、配置上早期感知が可能な設計とする。</p> <p>全城ガス消火設備対象エリアにおける自動消火設備用感知器の配置図を別紙2に示す。</p>	<p>ケーブルトレイについては、想定される火災はケーブルの過電流火災であるが、ケーブルトレイ自体が部屋の上部に設置されており、天井部に取付ける煙感知器及び熱感知器はケーブルトレイの位置を考慮して早期に感知できる場所に設置することから、配置上早期感知が可能な設計とする。</p> <p>全城ガス消火設備対象エリアにおける自動消火設備用感知器の配置図を別紙2に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

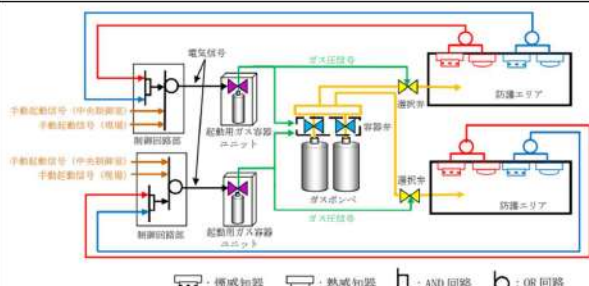
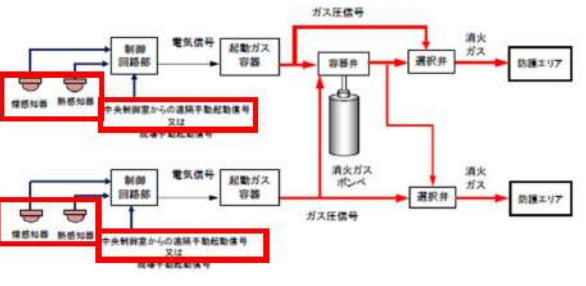
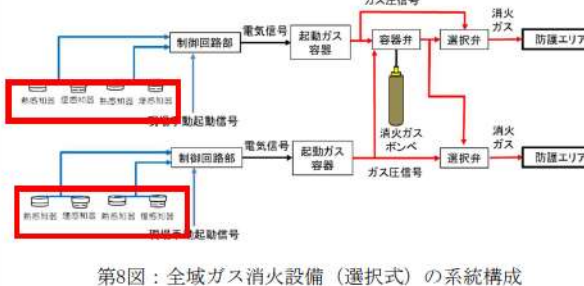
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 ハロゲン化物自動消火設備 (全域) の系統構成</p> <p>火災感知器からの信号を制御回路が受信した後、一定時間後に、電磁式開放装置に起動信号 (電気) が入力され、電磁式開放装置からの放出電気信号が容器弁に発信し、ハロゲンガスを放出する。</p> <p>第7図にハロゲン化物自動消火設備 (全域) の系統構成を示す。</p>  <p>第7図 ハロゲン化物消火設備の系統構成</p> <p style="text-align: center;">東海第二 設置許可 参考掲載</p>	<p>2.2. 全域ガス消火設備の系統構成</p> <p>(1) 全域ガス消火設備 (単独式)</p> <p>単独式は、火災感知器、中央制御室又は現場からの起動信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備 (単独式) の系統構成を第10図に示す。</p>	<p>2.2. 全域ガス消火設備の系統構成</p> <p>(1) 全域ガス消火設備 (単独式)</p> <p>単独式は、火災感知器、現場からの起動信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器ユニット又は電磁開放装置に対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>又は、火災感知器からの信号を制御回路が受信した後、一定時間後に、電磁式開放装置に起動信号 (電気) が入力され、電磁開放装置からの放出電気信号が容器弁に発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備 (単独式) の系統構成を第7図に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。また、単独式の系統構成として、起動ガス容器を介する構成の他に、電磁開放装置にて消火ガスポンペを直接開放する方式を採用している。これは東海第二発電所の全域ガス消火設備においても同様な構成となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>第6図 全域ガス消火設備(専用型)の系統構成</p> <p>■ 煙感知器 ■ 熱感知器 ■ AND回路 ■ OR回路</p> <p>高根2号炉 設置許可 参考掲載</p> <p>2.2 ハロゲン化物自動消火設備(全域)の系統構成</p> <p>火災感知器からの信号を制御回路が受信した後、一定時間後に、電磁式開放装置に起動信号(電気)が入力され、電磁式開放装置からの放出電気信号が容器弁に発信し、ハロゲンガスを放出する。</p> <p>第7図にハロゲン化物自動消火設備(全域)の系統構成を示す。</p>  <p>第7図 ハロゲン化物消火設備の系統構成</p> <p>東海第二 設置許可 参考掲載</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第10図 全域ガス消火設備(単独式)の系統構成</p> <p>(2) 全域ガス消火設備(選択式)</p> <p>選択式は、複数の部屋に設置する火災感知器、中央制御室又は現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備(選択式)の系統構成を第11図に示す。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第7図 全域ガス消火設備(単独式)の系統構成</p> <p>(2) 全域ガス消火設備(選択式)</p> <p>選択式は、複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備(選択式)の系統構成を第8図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一列、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p> <p>泊は、単独式の系統構成として、電磁開放装置にて消火ガスポンペを直接開放する方式を採用している。これは東海第二発電所の全域ガス消火設備においても同様な構成となっている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>
---	--	--	--

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>第7図 全城ガス消火設備の系統構成 (選択型)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第11図：全城ガス消火設備 (選択式) の系統構成</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第8図：全城ガス消火設備 (選択式) の系統構成</p>	<p>相違理由</p>
<p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>3. 局所ガス消火設備の作動回路</p> <p>3.1. 作動回路の概要</p> <p>通路部において消火活動が困難となる恐れがある油内包機器、モータコントロールセンタに対して設置する局所ガス消火設備作動時までの信号の流れについては、第12図、第13図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、複数の「熱感知器」のうち1系統及び複数の「煙感知器」のうち1系統が火災を感知した場合に、AND条件により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。(第7図) 起動条件の考え方は全城ガス消火設備と同様である。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系統、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>	

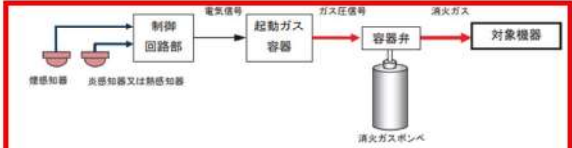
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>中央制御室における遠隔起動、現地 (火災エリア外) での手動動作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が可能な設計とする。また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、中央制御室又は現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>第12図：火災時の信号の流れ (油内包機器)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
	<p>第13図：火災時の信号の流れ (モータコントロールセンタ)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、ケーブルトレイの局所ガス消火設備に対しては火災区域又は火災区画に設置する感知器とは別に、狭隘なケーブルトレイでも設置可能なセンサーチューブ式の火災感知器を設置し、局所ガス消火設備が作動する設計とする。起動条件としては、火災周辺のセンサーチューブが溶損することで圧力信号による火災感知信号を発信し、消火ガスの放出を行う。簡略化された単純な構造であることから誤作動の可能性は小さく、万一、誤作動が発生した場合であっても機器・人体に影響を及ぼさない。センサーチューブ式の局所ガス消火設備のケーブルトレイへの適用について、消火性能が確保されていることを別紙3に示す。</p> <p>中央制御室では消火ガスの放出信号を検知する設計としており、人による火災発見時においても、現場での手動起動が可能な設計とする。また、誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、火災区域又は火災区画の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、現場での手動起動により消火対応可能な設計とする。</p> <p>3.2. 局所ガス消火設備の系統構成</p> <p>(1) 局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンタ）</p> <p>油内包機器、モータコントロールセンタに対する局所ガス消火設備は、火災感知器からの信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器に対して放出電気信号を発信する。起動ガス容器では、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスを放出する。</p> <p>局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンタ）の系統構成を第14図に示す。</p>  <p>第14図：局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンタ）の系統構成</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

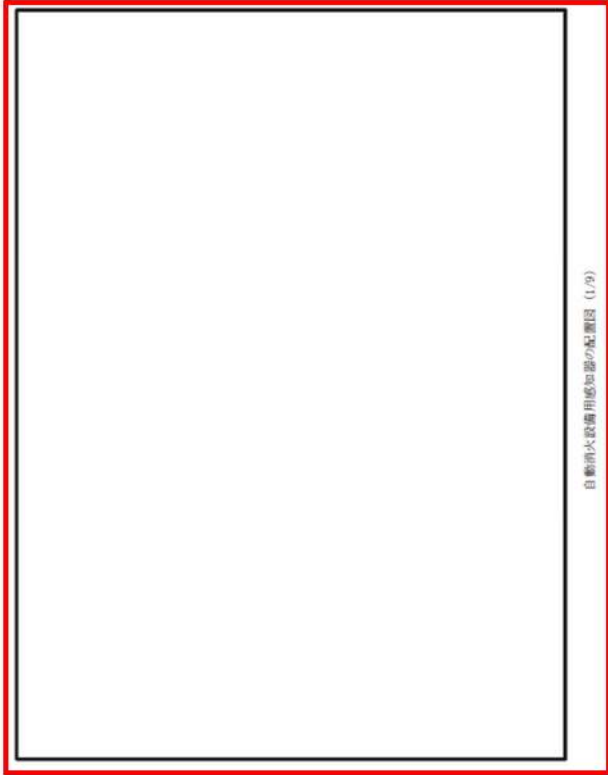
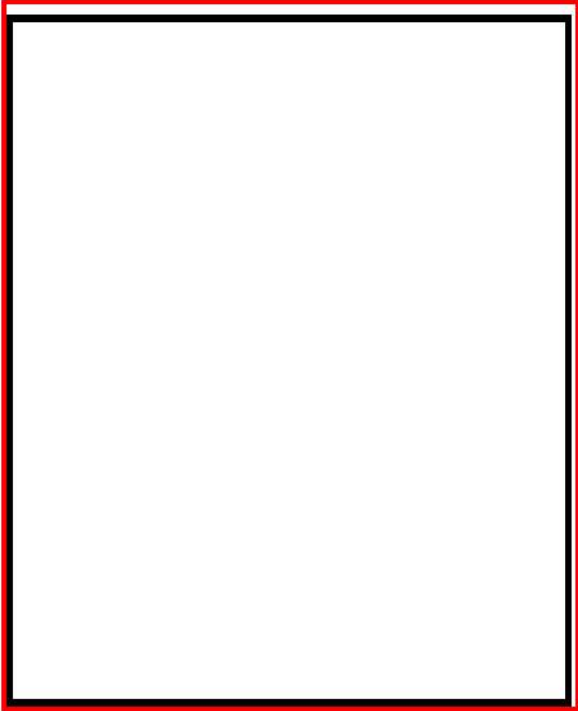
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 局所ガス消火設備 (ケーブルトレイ)</p> <p>ケーブルトレイに設置する火災感知器 (感知チューブ) が火災により溶損するとチューブ内部のガス圧が低下し、容器弁へ圧力信号が伝達される。圧力制御された容器弁が圧力信号により開動作し、消火ガスが放出される。なお、圧力信号を電気信号に変換し、消火ガスが放出されたことを中央制御室に警報として発報する。</p> <p>局所ガス消火設備 (ケーブルトレイ) の系統構成を第15図に示す。</p> <div data-bbox="712 528 1319 890" data-label="Diagram"> <p>第15図：局所ガス消火設備 (ケーブルトレイ) の系統構成</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>


泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

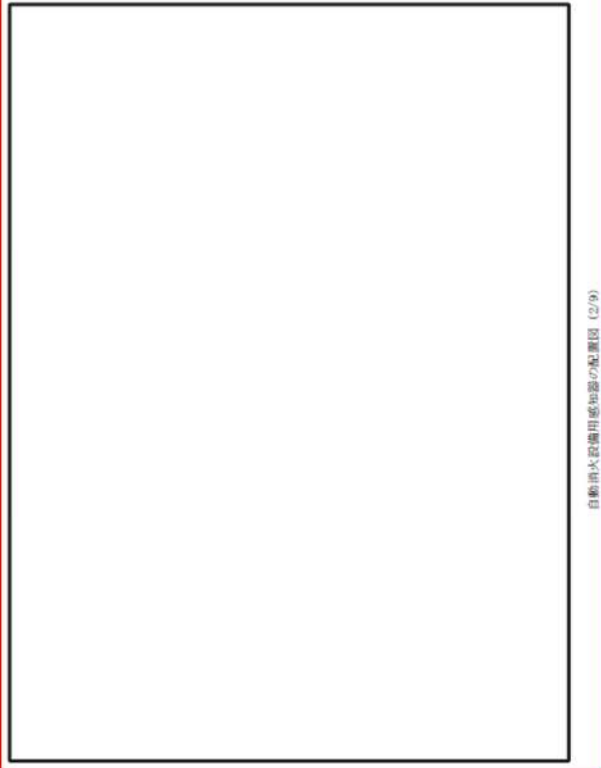


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>2. 全城ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全城ガス消火設備作動までの信号の流れを第4図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器または熱感知器のうち1台とB系の煙感知器または熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。（第5図）</p> <p style="text-align: center;">島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">東日本大震災における火災感知器の誤作動について</p> <p>1. 女川原子力発電所における火災感知器の誤作動事例</p> <p>東日本大震災（余震を含む）において、女川原子力発電所1号炉、2号炉及び3号炉の原子炉建屋やタービン建屋等で煙感知器の誤作動（非火災報）が多数発生した。</p> <table border="1" data-bbox="712 595 1326 930" style="margin: 10px auto;"> <caption>第1表：火災感知器の誤作動事例</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>女川1号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>女川3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感知器の誤作動</td> <td>多数あり</td> <td>多数あり</td> <td>多数あり</td> </tr> <tr> <td>誤作動の処理</td> <td> 警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。 ・現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。 </td> <td> 警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。 </td> <td> 警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。 </td> </tr> <tr> <td>火災発生状況</td> <td>火災あり</td> <td>火災なし</td> <td>火災なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 火災感知器の破損等の設備故障について</p> <p>女川原子力発電所1号炉、2号炉及び3号炉において、地震により火災感知器が破損・落下する等の設備故障はなかった。</p> <p>（参考）</p> <p>「震災時における建築物の防災管理等に係る運用実態調査の概要[*]」では、消防用設備の破損や誤作動の被害として「地震によるほこりや、自動火災報知設備が感知し発報」したことが報告されている。</p> <p>（※大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会（平成23年11月16日）総務省消防庁）</p>		女川1号炉	女川2号炉	女川3号炉	感知器の誤作動	多数あり	多数あり	多数あり	誤作動の処理	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。 ・現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	火災発生状況	火災あり	火災なし	火災なし		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は感知器を2系統に分けることで誤作動防止を図るとともに、別系統の煙感知器又は熱感知器のうち両方作動によって起動可能としており、早期消火が可能となっている。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
	女川1号炉	女川2号炉	女川3号炉																
感知器の誤作動	多数あり	多数あり	多数あり																
誤作動の処理	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。 ・現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	警報リセット操作 ・リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア ・現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。																
火災発生状況	火災あり	火災なし	火災なし																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	別紙2  自動消火設備用感知器の配置図 (1/9)	別紙1  自動消火設備用感知器の配置図 (1/14)	【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

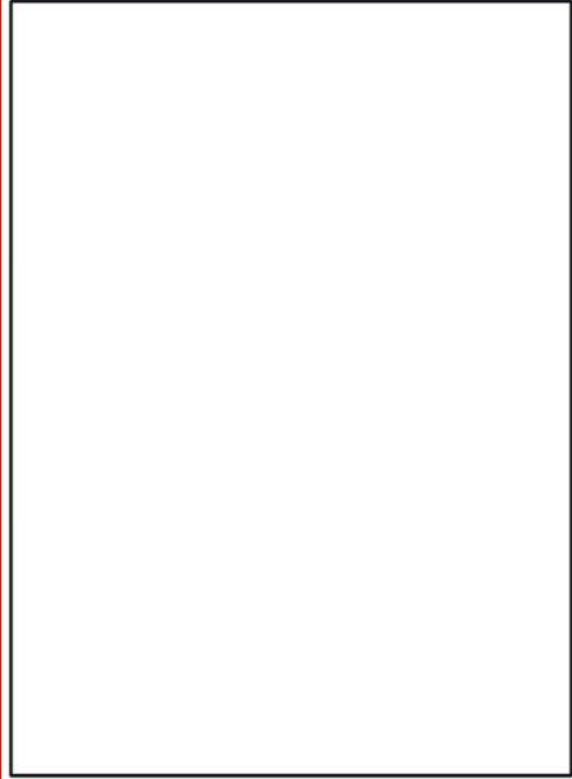

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (2/9)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (2/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

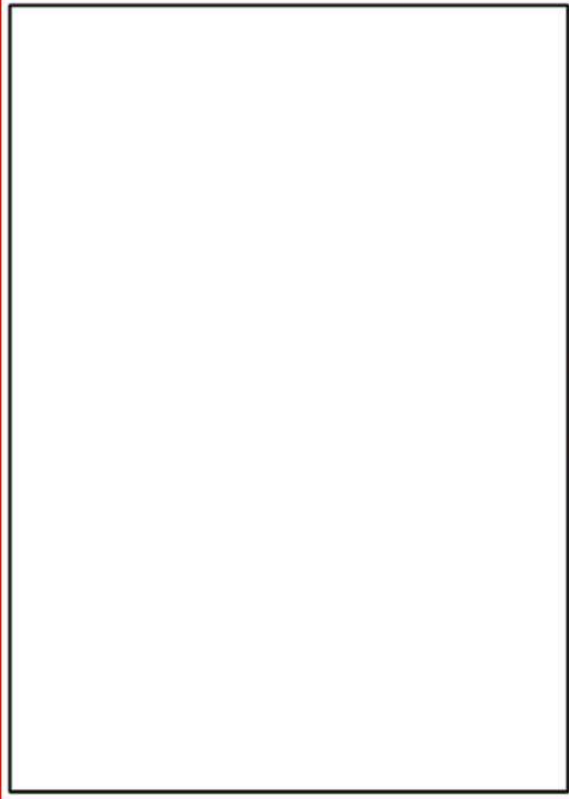

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 自動消火設備用感知器の配置図 (3/9) </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 自動消火設備用感知器の配置図 (3/14) </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

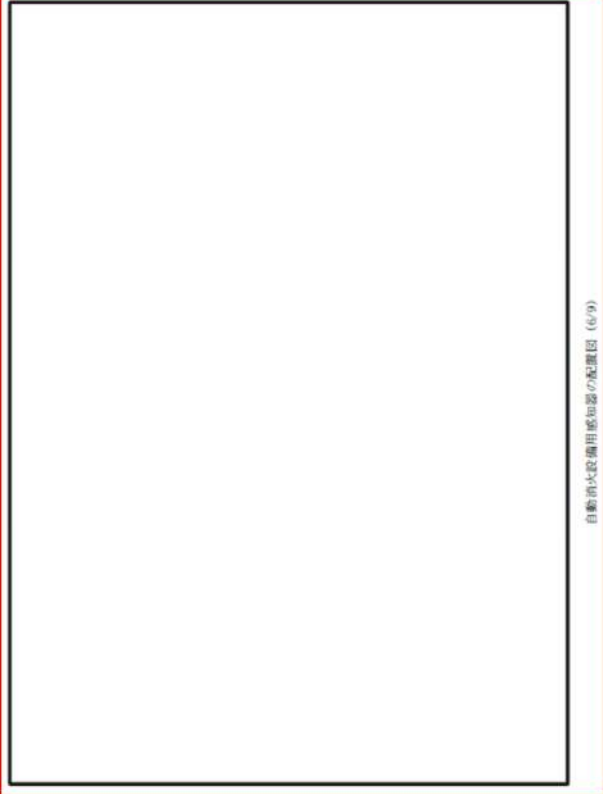
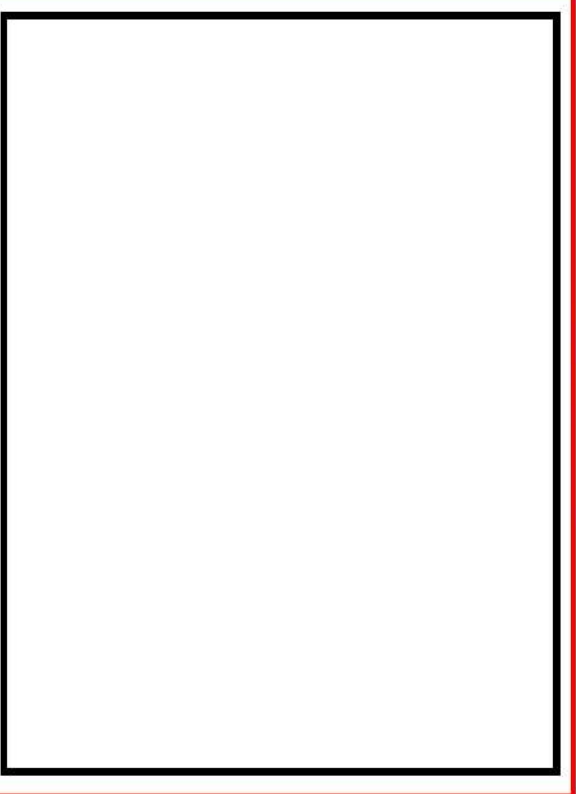

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (4/9)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (4/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

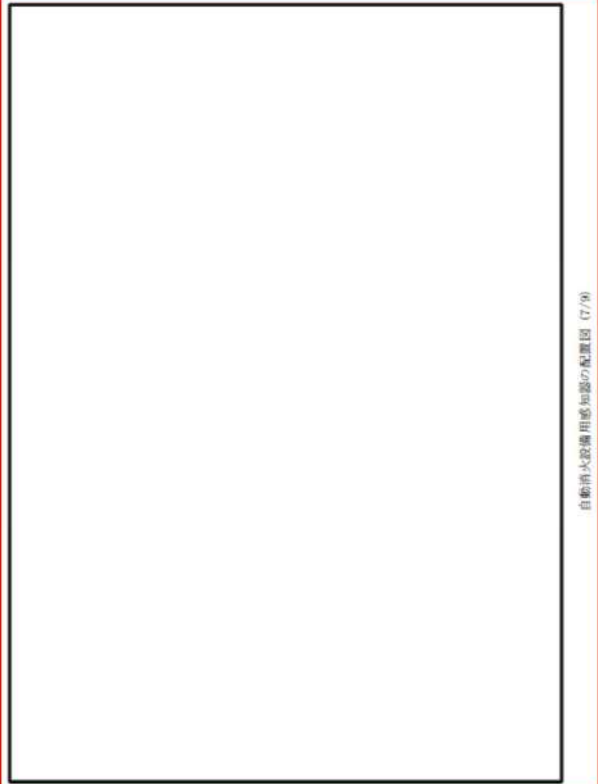

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (5/9)</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (5/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		<div style="border: 2px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

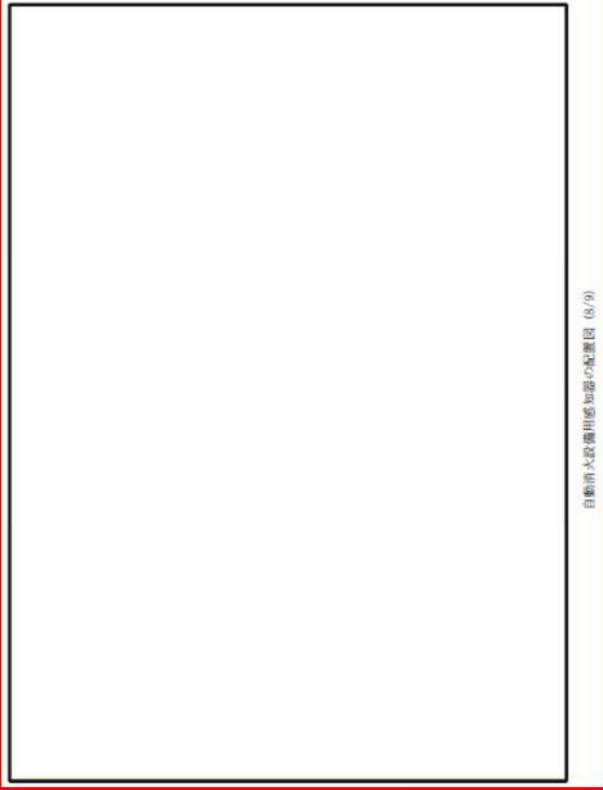
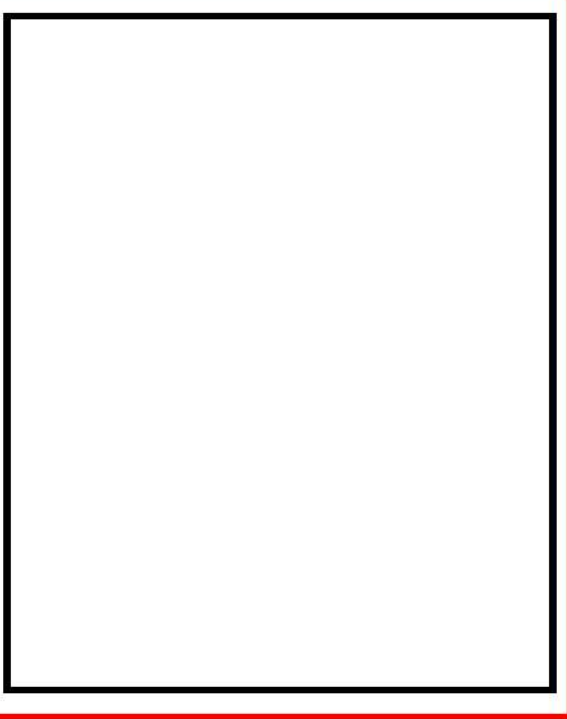

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (6/9)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (6/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (7/9)</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (7/14)</p> </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

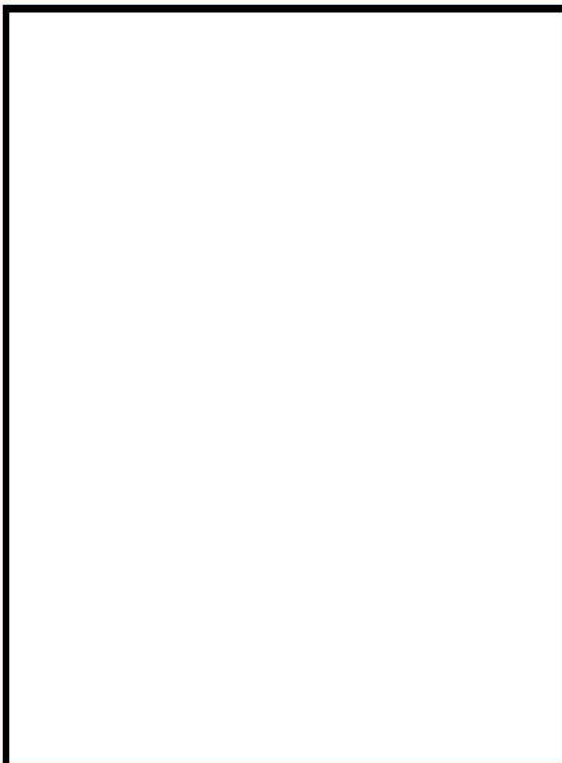
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (8/9)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (8/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (9/9)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (9/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">自動消火設備用感知器の配置図 (10/14)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備用感知器の配置図 (11/14)</p>
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">自動消火設備用感知器の配置図 (12/14)</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自動消火設備感知器の配置図 (13/14)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1339 150 1926 922" style="border: 2px solid red; height: 484px; width: 262px;"></div> <div data-bbox="1375 999 1951 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="1935 373 1962 727" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed; font-size: small;"> 自動消火設備用感知器の配置図 (14/14) </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p style="text-align: center;">ケーブルトレイ局所ガス消火設備の消火性能について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等においては、ケーブル火災が発生した場合に煙の充満により消火活動が困難となる可能性があることから、ケーブルトレイにチューブ式の局所ガス消火設備を設置する設計とする。以下では、実証試験に基づき、チューブ式の局所ガス消火設備がケーブルトレイ火災に対して有効であることを示す。</p> <p>2. ケーブルトレイ局所ガス消火設備の仕様</p> <p>ケーブルトレイ局所ガス消火設備の概要を第1図に示す。ケーブルトレイ局所ガス消火設備は、ケーブルトレイ内の火災を探知し自動的に消火剤を放射し有効に消火すること等を目的とし、いくつかの国内防災メーカーにおいて製造されている。一部製品については、第1表に示す仕様において、ケーブルトレイ火災を有効に消火するものであると日本消防設備安全センターから性能評定^{※1}を受けている。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等のケーブルトレイに適用するケーブルトレイ式局所ガス消火設備についても、上記仕様と同等以上の設計とし、消火性能を確保する。</p> <p>※1 出典：「消火設備（電気設備用自動消火装置）性能評定書、型式記号 IHP-14.5」、27-019号、（一財）日本消防設備安全センター、平成27年9月</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<div data-bbox="788 161 1249 375" data-label="Diagram"> <p>第1図：ケーブルトレイ局所ガス消火設備の概要図</p> </div> <div data-bbox="788 427 1249 687" data-label="Table"> <p>第1表：ケーブルトレイ局所ガス消火設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成部品</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td> <td></td> <td>FK5-1-12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">検知チューブ</td> <td>材質</td> <td>ポリアミド系樹脂</td> </tr> <tr> <td>使用環境温度</td> <td>-20℃～50℃</td> </tr> <tr> <td>探知温度</td> <td>約150℃～180℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内圧</td> <td>1.6MPa</td> </tr> <tr> <td>消火配管</td> <td></td> <td>軟鋼管</td> </tr> <tr> <td>消火ノズル個数</td> <td></td> <td>最大8個/セット</td> </tr> <tr> <td>消火剤ボンベ本数</td> <td></td> <td>1本/セット</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="712 730 1326 1098" data-label="Text"> <p>3. 電力中央研究所におけるケーブルトレイ消火実証試験 電力中央研究所の研究報告^{※2}において、原子力発電所への適用を目的として第1表に示す仕様のケーブルトレイ局所ガス消火設備を用いたケーブルトレイ消火実証試験を実施し、その結果有効であったことが示されている。 ※2 出典：「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」, N14008, 電力中央研究所, 平成26年11月 以下では、電力中央研究所にて実施された実証試験の概要を示し、女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ消火に有効となることを示す。</p> </div>	構成部品		仕様	消火剤		FK5-1-12	検知チューブ	材質	ポリアミド系樹脂	使用環境温度	-20℃～50℃	探知温度	約150℃～180℃		内圧	1.6MPa	消火配管		軟鋼管	消火ノズル個数		最大8個/セット	消火剤ボンベ本数		1本/セット		<p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
構成部品		仕様																										
消火剤		FK5-1-12																										
検知チューブ	材質	ポリアミド系樹脂																										
	使用環境温度	-20℃～50℃																										
	探知温度	約150℃～180℃																										
	内圧	1.6MPa																										
消火配管		軟鋼管																										
消火ノズル個数		最大8個/セット																										
消火剤ボンベ本数		1本/セット																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.1. 消火実証試験装置の概要</p> <p>消火実証試験装置の概要と試験条件を第2図及び第2表に示す。実機状態を模擬するため、消火対象のケーブルトレイは水平と垂直の2種類としている。垂直の場合には、火災による熱が垂直上方に伝わることを考慮し、ケーブル敷設方向（鉛直方向）に対して、検知チューブが交差するように一定間隔でX字に検知チューブを配置している。実機状態では、ケーブルトレイ内に敷設されるケーブルが少ない箇所と複数ある箇所が存在するため、試験 H1, V1 ではケーブルトレイ内のケーブルを1本のみとし、試験 H2, V2 では複数としている。着火方法は、過電流であり、電流の大きさはケーブルの許容電流の約6倍の2,000Aとしている。</p> <p>なお、電力中央研究所における消火実証試験では、ケーブルトレイ局所ガス消火設備を火災防護対策における影響軽減に適用することが考慮されていたため、ケーブルトレイは金属蓋付とし、さらにその周囲に耐火シートが巻かれた状態であった（第3図）。女川原子力発電所2号炉においては、実機施工においてケーブルトレイは必ずしも金属蓋付とはせず、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないよう、延焼防止シート又は1時間耐火能力のある隔壁等で覆う設計とする。延焼防止シートの耐火性を別紙4、延焼防止シートを施工することによるケーブルの許容電流低減率への影響を別紙5、延焼防止シートのケーブルトレイへの取付方法を別紙6にそれぞれ示す。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<div data-bbox="786 156 1249 480"> <p>第2回：消火実証試験装置の概要</p> </div> <div data-bbox="792 608 1252 871"> <p>第2表：消火実証試験の試験条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>電流</th> <th>トレイ姿勢</th> <th>着火管理位置^{※1}</th> <th>可燃物</th> <th>ケーブルトレイ寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H1</td> <td rowspan="4">2,000A</td> <td rowspan="2">水平</td> <td>ケーブルトレイ</td> <td>6,600V CV 3C 150sq 1本</td> <td>幅 1.0m^{※2} ×</td> </tr> <tr> <td>H2</td> <td>増設から4m</td> <td>6,600V CV 3C 150sq 3本</td> <td>長さ 9.0m ×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">V1</td> <td rowspan="2">垂直</td> <td>ケーブルトレイ</td> <td>6,600V CV 3C 150sq 1本</td> <td>幅 1.0m^{※2} ×</td> </tr> <tr> <td>V2</td> <td>上増設から4m</td> <td>6,600V CV 3C 150sq 3本</td> <td>長さ 6.0m ×</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,600V CVI 3C 150sq 14本</td> <td>高さ 0.25m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：過電流による着火位置を管理するため、ケーブルに切り込みを入れている。 ※2：女川原子力発電所2号炉の炉子炉建屋通路及び制御棟に設置するケーブルトレイは最大幅が0.6mであるため、実機設計よりも試験条件の方がケーブルトレイ内の空間が広くなっている。このため、実機設計よりも火災感知及び消火されにくい条件であり、保守的な試験であると考える。</p> </div> <div data-bbox="792 906 1245 1163"> <p>第3回：消火実証試験用のケーブルトレイ外観</p> </div>	試験名	電流	トレイ姿勢	着火管理位置 ^{※1}	可燃物	ケーブルトレイ寸法	H1	2,000A	水平	ケーブルトレイ	6,600V CV 3C 150sq 1本	幅 1.0m ^{※2} ×	H2	増設から4m	6,600V CV 3C 150sq 3本	長さ 9.0m ×	V1	垂直	ケーブルトレイ	6,600V CV 3C 150sq 1本	幅 1.0m ^{※2} ×	V2	上増設から4m	6,600V CV 3C 150sq 3本	長さ 6.0m ×					6,600V CVI 3C 150sq 14本	高さ 0.25m		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
試験名	電流	トレイ姿勢	着火管理位置 ^{※1}	可燃物	ケーブルトレイ寸法																													
H1	2,000A	水平	ケーブルトレイ	6,600V CV 3C 150sq 1本	幅 1.0m ^{※2} ×																													
H2			増設から4m	6,600V CV 3C 150sq 3本	長さ 9.0m ×																													
V1		垂直	ケーブルトレイ	6,600V CV 3C 150sq 1本	幅 1.0m ^{※2} ×																													
			V2	上増設から4m	6,600V CV 3C 150sq 3本	長さ 6.0m ×																												
				6,600V CVI 3C 150sq 14本	高さ 0.25m																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2. 消火実証試験の結果</p> <p>3.2.1. 試験IIIの結果</p> <p>第4図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後30分35秒で着火した。着火から16秒後 (通電開始後30分51秒後) にケーブルトレイ局所ガス消火設備 (報告書ではFE と呼称) が作動し、消火することが確認された。(第5図)</p> <div data-bbox="792 600 1247 954" data-label="Diagram"> <p>第4図は、試験IIIにおける検知チューブ等の配置概要を示す図である。上部には、長さ1,000mmのケーブルトレイの平面図があり、検知チューブがケーブルに沿って配置されている。下部には、7,000mmのケーブル間隔を7つ示す配置があり、その間に1,000mmの検知チューブが配置されている。右側には「トレイ内」というラベルがある。</p> </div> <div data-bbox="792 1002 1247 1270" data-label="Image"> <p>第5図は、試験IIIにおける着火・消火時の状態を示す写真である。左側には「(着火時)」と「(消火時)」の2枚の写真があり、右側には「(消火時)」と「(消火時)」の2枚の写真があり、消火時の様子を示している。</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2.2. 試験 H2 の結果</p> <p>第6図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後32分29秒で着火した。着火から15秒後(通電開始から32分44秒後)にケーブルトレイ局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された(第7図)。</p> <div data-bbox="792 592 1245 963" data-label="Diagram"> <p>第6図：試験 H2 における検知チューブ等の配置概要</p> </div> <div data-bbox="792 1015 1245 1362" data-label="Image"> <p>第7図：試験 H2 における着火・消火時の状態</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2.3. 試験V1の結果</p> <p>第8図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後17分6秒で着火した。着火から1分39秒後 (通電開始から18分45秒後) にケーブルトレイ局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された (第9図)。</p> <div data-bbox="790 600 1245 1026" data-label="Diagram"> <p>第8図：試験V1における検知チューブ等の配置概要</p> </div> <div data-bbox="790 1074 1245 1302" data-label="Image"> <p>第9図：試験V1における着火・消火時の状態</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2.4. 試験V2の結果</p> <p>第10図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通电したところ、通电開始後18分14秒で着火した。着火から3分26秒後 (通电開始から21分40秒後) にケーブルトレイ局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された (第11図)。</p> <div data-bbox="792 600 1245 959" data-label="Diagram"> <p>第10図：試験V2における検知チューブ等の配置概要</p> </div> <div data-bbox="792 1011 1245 1227" data-label="Image"> <p>第11図：試験V2における着火・消火時の状態</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

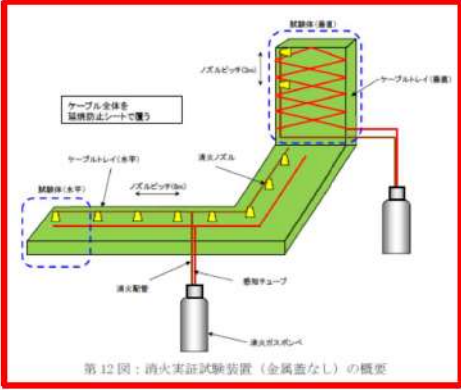

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以上から、実機を模擬したケーブルトレイの火災について、チューブ式の局所ガス消火設備が有効に機能することを確認した。</p> <p>なお、女川原子力発電所2号炉へのチューブ式の局所ガス消火設備の適用においては、実機での標準施工方法を踏まえ、金属蓋を設置しないケーブルトレイに延焼防止シートを巻いた状態で消火性能の実証試験を行い、消火性能が確保されることを確認した。その結果を以下に示す。</p> <p>4. 金属蓋を設置しないケーブルトレイ消火実証試験</p> <p>4.1. 消火実証試験装置の概要</p> <p>消火実証試験装置の概要と試験条件を第12図及び第3表に示す。金属蓋を設置しないケーブルトレイ消火実証試験では、ケーブルトレイに延焼防止シートを巻き付けた状態で行う。実機状態を模擬するため、消火対象のケーブルトレイは水平と垂直の2種類としている。垂直の場合には、火災による熱が垂直上方に伝わることを考慮し、ケーブル敷設方向（鉛直方向）に対して、検知チューブが交差するように一定間隔でX字に検知チューブを配置している。試験では実機に敷設されているケーブルより燃焼しやすい低圧ケーブル（600V 非難燃 CV 3c 14sq）を用いている。また、着火方法としてはn-ヘプタンを染み込ませたロープを火源とし、ケーブルトレイ内に敷設するケーブル本数は実機最大条件（占積率 40%）及びケーブル敷設が少ない場合（占積率 10%）の条件についてそれぞれ試験を実施した。消火実証試験装置の外観を第13図及び第14図に示す。</p> <p>また、ケーブルトレイ系統分離用の1時間耐火隔壁については、資料7に示す。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	 <p>第12図：消火実証試験装置 (金属蓋なし) の概要</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>																																										
	<table border="1" data-bbox="790 598 1249 989"> <caption>第13表：消火実証試験 (金属蓋無し) の試験条件</caption> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>着火方法</th> <th>トレイ姿勢</th> <th>火源位置</th> <th>可燃物 (居住ケーブル)</th> <th>ケーブルトレイ寸法^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">ロープタン (ロープ2本)</td> <td rowspan="2">水平 (1段)</td> <td>トレイ端</td> <td>600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ10m</td> </tr> <tr> <td>ケーブル上段</td> <td>600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ10m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">ロープタン (ロープ2本)</td> <td rowspan="2">水平 (1段)</td> <td>ケーブル下段</td> <td>600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ14m</td> </tr> <tr> <td>ケーブル下段</td> <td>600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ14m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">ロープタン (ロープ2本)</td> <td rowspan="2">傾斜 (1段)</td> <td>ケーブル上段</td> <td>600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ6m</td> </tr> <tr> <td>ケーブル上段</td> <td>600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ6m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td rowspan="2">ロープタン (ロープ2本)</td> <td rowspan="2">傾斜 (1段)</td> <td>ケーブル下段</td> <td>600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ11m</td> </tr> <tr> <td>ケーブル下段</td> <td>600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ケーブルトレイの長さ以外の寸法は幅0.4m及び高さ0.15m</p>	No.		着火方法	トレイ姿勢	火源位置	可燃物 (居住ケーブル)	ケーブルトレイ寸法 ^{※1}	①	ロープタン (ロープ2本)	水平 (1段)	トレイ端	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ10m	ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ10m	②	ロープタン (ロープ2本)	水平 (1段)	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ14m	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ14m	③	ロープタン (ロープ2本)	傾斜 (1段)	ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ6m	ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ6m	④	ロープタン (ロープ2本)	傾斜 (1段)	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ11m	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ4m	
No.	着火方法	トレイ姿勢		火源位置	可燃物 (居住ケーブル)	ケーブルトレイ寸法 ^{※1}																																							
①	ロープタン (ロープ2本)	水平 (1段)	トレイ端	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ10m																																								
			ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ10m																																								
②	ロープタン (ロープ2本)	水平 (1段)	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ14m																																								
			ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ14m																																								
③	ロープタン (ロープ2本)	傾斜 (1段)	ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ6m																																								
			ケーブル上段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ6m																																								
④	ロープタン (ロープ2本)	傾斜 (1段)	ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ11m																																								
			ケーブル下段	600V CV 2C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ4m																																								
	 <p>第13図：消火実証試験用 (金属蓋なし) 水平ケーブルトレイ外観</p>																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="792 150 1245 555" data-label="Image"> <p>第14図：消火実証試験用 (金属蓋なし) 垂直ケーブルトレイ外観</p> </div> <div data-bbox="707 595 943 619" data-label="Section-Header"> <p>4.2. 消火実証試験の結果</p> </div> <div data-bbox="721 628 1326 790" data-label="Text"> <p>金属蓋を設置しないケーブルトレイを用いたケーブルトレイ局所消火設備の実証試験時の状況を第15図に示し、試験結果を第4表に示す。同表に示す通り、試験①～⑧まで全てのケースでケーブルトレイ局所ガス消火設備は有効に機能しており、金属蓋を設置しないケーブルトレイに対しても有効であることが確認された。</p> </div> <div data-bbox="792 839 1245 1125" data-label="Image"> <p>第15図：実証試験時の状況</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>【対応資料なし】</p>	<div data-bbox="792 156 1245 549" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第4表：消火実験3試験 (全装置なし) の試験結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>トレイ 姿勢</th> <th>火源位置</th> <th>可燃物 (紙圧ケーブル)</th> <th>消火状況^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>水平 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル上部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>垂直 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル側)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル側)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>水平 (2段)</td> <td>下段トレイ</td> <td>(上段：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段：占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>垂直 (2段)</td> <td>奥側トレイ</td> <td>(手前側・奥側：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1：消火剤噴出後、再着火が無いことを確認し「良」とした。</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">別紙4</p> <p>ケーブルトレイ局所ガス消火設備に使用する延焼防止シートについて</p> <p>女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイを延焼防止シート(プロテコシート P2・eco)で覆う設計とする(第1図)。</p> <p>ケーブルトレイを覆う延焼防止シートは酸素指数 60 以上であり、消防法上、難燃性又は不燃性を有する材料(酸素指数 26 以上)に指定される^{※1}。</p> <p>※1 出典：「消防法施行令の一部改正に伴う運用について (合成樹脂類の範囲) (指定数量)」, 消防予第 184 号, 消防庁予防救急課, 昭和 54 年 10 月</p>	No	トレイ 姿勢	火源位置	可燃物 (紙圧ケーブル)	消火状況 ^{※1}	①	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	②		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	③		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	④		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	⑤	垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル側)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	⑥		トレイ端 (ケーブル側)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	⑦	水平 (2段)	下段トレイ	(上段：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段：占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本	良	⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ	(手前側・奥側：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本	良		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
No	トレイ 姿勢	火源位置	可燃物 (紙圧ケーブル)	消火状況 ^{※1}																																												
①	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																												
②		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																												
③		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																												
④		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																												
⑤	垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル側)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																												
⑥		トレイ端 (ケーブル側)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																												
⑦	水平 (2段)	下段トレイ	(上段：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段：占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本	良																																												
⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ	(手前側・奥側：占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本	良																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="790 156 1249 651" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="728 699 1326 959"> また、延焼防止シートは、ケーブルトレイに巻き付けた状態でIEEE383Std1974に基づく垂直トレイ燃焼試験 (20分間のバーナ加熱) を実施しても、第2図に示すとおり、接炎による燃焼や破れ等は発生しないことを確認している^{※2}。よって、ケーブル火災等によって延焼防止シートが接炎する状態においても、燃焼や破れ等が生じるおそれもなく、局所ガス消火設備作動後に消火剤が外部に漏えいすることがないため、局所ガス消火設備の消火性能は維持される。 </p> <p data-bbox="728 1007 1326 1129"> ※2 出典：「延焼防止シート「プロテコシート-P2・eco」, 「プロテコシート-P2DX・eco」, シート固定用「結束用ベルト」技術資料・施工要領書, FT-S-第51188号E, 古河電気工業(株)・(株)古河テクノマテリアル </p>		<p data-bbox="1977 153 2040 177">【女川】</p> <p data-bbox="1977 185 2085 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1977 217 2163 552"> 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 </p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【対応資料なし】</p>	<div data-bbox="790 153 1249 453" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2図：延焼防止シートの IEEE383 Std1974 垂直トレイ燃焼試験の状態</p> </div> <p style="text-align: right;">別紙5</p> <p>延焼防止シート施工に伴うケーブルの許容電流低減率の評価について</p> <p>女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイを延焼防止シート(プロテコシート P2・eco)で覆う設計とする。延焼防止シートを施工することにより、ケーブルの許容電流が低下する可能性が考えられることから、以下の通り許容電流低減率の評価を実施した。</p> <p>1. ケーブル許容電流の評価式</p> <p>ケーブルの許容電流は、ケーブルの導体抵抗、誘電体損失、熱的定数及び周囲条件に影響を受ける。ケーブルの許容電流を I とすると、日本電線工業会規格 (JCS0168-1) に定められるように式 (1) で表すことができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="792 156 1245 448" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $I = \sqrt{\frac{T_1 - T_2 - T_d}{nrR_{th}}} \quad [A] \quad (1)$ <p>Rth: 全熱抵抗 (°C·cm/W) T1: 常時許容温度 (°C) T2: 基底温度 (°C) Td: 誘電体損失による温度上昇[※] (°C) n: ケーブル線心数 r: 交流導体抵抗 (Ω) ※11kV以下のケーブルは無視できる</p> </div> <p>女川原子力発電所2号炉において、ケーブルトレイ局所ガス消火設備の消火対象となるケーブルは全て11kV以下の仕様であることから、誘電体損失による温度上昇Tdは無視することができるため、許容電流Iは以下の式(2)で表される。</p> <div data-bbox="792 630 1245 724" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $I = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th}}} \quad [A] \quad (2)$ </div> <p>2. 延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率の評価</p> <p>女川原子力発電所2号炉で使用するケーブル(600V, CV, 3C, 38mm²)について、延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率を評価する。第1図(a)(b)に示すように、ケーブルに延焼防止シートを施工する前及び施工した後の許容電流I₁、I₂は式(3)(4)で表される。</p> <div data-bbox="792 946 1245 1158" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(a) 延焼防止シート施工前 (b) 延焼防止シート施工後</p> <p>第1図：延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率の評価モデル</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="792 156 1245 555" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $I_1 = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th1}}} \quad [A] \quad (3)$ <p>R_{th1}：延焼防止シート施工前の全熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） ここで、$R_{th1} = R_1 + R_2 + R_3 = 16.7 + 13.1 + 95.5 = 125.3$ R_1：絶縁体の熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） R_2：シースの熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） R_3：シースの表面放散熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$）</p> $I_2 = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th2}}} \quad [A] \quad (4)$ <p>R_{th2}：延焼防止シート施工後の全熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） ここで、$R_{th2} = R_1 + R_2 + R_3 = 16.7 + 13.1 + 1.5 + 95.5 = 126.8$ R_4：シートの熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） R_5：シートの表面放散熱抵抗（$^{\circ}C \cdot cm/W$） ※$R_5 < R_3$となる場合は保守的に $R_5 = R_3$として評価する。</p> </div> <p data-bbox="734 596 1312 651">延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率を η とすると式 (5) で表される。</p> <div data-bbox="792 673 1245 721" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $\eta = \left(1 - \frac{I_2}{I_1}\right) \times 100 = \left(1 - \sqrt{\frac{R_{th1}}{R_{th2}}}\right) \times 100 \quad [\%] \quad (5)$ </div> <p data-bbox="734 769 1312 928">ここで、R_{th1} と R_{th2} がそれぞれ $125.3 (^{\circ}C \cdot cm/W)$、$126.8 (^{\circ}C \cdot cm/W)$ であり、式 (6) に示すように、延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率は 0.6% である。なお、ケーブルをケーブルトレイに敷設する場合は、ケーブルの許容電流を 50% に低減する設計としていることから、0.6% という値はこれに包絡される。</p> <div data-bbox="792 944 1245 1024" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $\eta = \left(1 - \sqrt{\frac{125.3}{126.8}}\right) \times 100 = 0.6 \quad [\%] \quad (6)$ </div> <p data-bbox="734 1072 1312 1232">上記の許容電流低減率の評価は、ケーブルに延焼防止シートを直接巻いた場合を想定したものであるが、ケーブルトレイに延焼防止シートを巻いた場合においても、延焼防止シートの熱抵抗は変わらないことから、許容電流低減率に大きな差異は生じないと考えられる。</p>		<p data-bbox="1975 156 2042 178">【女川】</p> <p data-bbox="1975 188 2087 210">■設計の相違</p> <p data-bbox="1975 220 2170 555">泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）




泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以上より、延焼防止シートを施工してもケーブルの許容電流に影響が生じないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">別紙6</p> <p>ケーブルトレイへのケーブルトレイカバー取付方法について</p> <p>女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイを延焼防止シート（プロテコシートP2・eco）で覆う設計とする。この延焼防止シートは、遮炎性を保つために、シート端部に重ね代を取る等、製造メーカーによって標準的な取付方法が定められている^{※1}。ケーブルトレイ局所ガス消火設備への適用においては、上記の製造メーカーの標準的な施工を施した試験体を用いて消火性能の実証試験を行い、取付方法の妥当性確認を行った。延焼防止シートについて、製造メーカーの標準的なケーブルトレイへの取付方法を以下に示す。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>※1 出典：「延焼防止シート「プロテコシート-P2・eco」,「プロテコシート-P2DX・eco」,シート固定用「結束用ベルト」技術資料・施工要領書,FT-S-第51188号E,古河電気工業(株)・(株)古河テクノマテリアル</p> <p>1. 材料の仕様</p> <p>ケーブルトレイへの延焼防止シート取付けで使用する材料の仕様を第1表に示す。</p> <div data-bbox="786 464 1249 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1表：材料の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 35%;">仕様</th> <th style="width: 50%;">外観</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロテコシートP2・eco</td> <td>基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ0.4mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロテコシートP2DX・eco</td> <td>プロテコシートP2・ecoの片側に、熱に反応して膨張する幅50mm、厚さ3mmの熱膨張剤が縫製された構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">結束用ベルト</td> <td rowspan="2">シリコーンコートガラスクロス製ベストの片端に銅製フックルが縫い付けられた構造</td> <td>幅35mmタイプ </td> </tr> <tr> <td>幅19mmタイプ (熱膨張剤部分固定用) </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2. 延焼防止シート（プロテコシート）の取付方法</p> <p>第1図に示すように、延焼防止処理開始部のケーブルトレイには、プロテコシートを平面図及び断面図のように100mm以上重ね合わせて巻き付ける。</p>	名称	仕様	外観	プロテコシートP2・eco	基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ0.4mm		プロテコシートP2DX・eco	プロテコシートP2・ecoの片側に、熱に反応して膨張する幅50mm、厚さ3mmの熱膨張剤が縫製された構造		結束用ベルト	シリコーンコートガラスクロス製ベストの片端に銅製フックルが縫い付けられた構造	幅35mmタイプ 	幅19mmタイプ (熱膨張剤部分固定用) 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
名称	仕様	外観														
プロテコシートP2・eco	基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ0.4mm															
プロテコシートP2DX・eco	プロテコシートP2・ecoの片側に、熱に反応して膨張する幅50mm、厚さ3mmの熱膨張剤が縫製された構造															
結束用ベルト	シリコーンコートガラスクロス製ベストの片端に銅製フックルが縫い付けられた構造	幅35mmタイプ 														
		幅19mmタイプ (熱膨張剤部分固定用) 														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="786 153 1249 384" data-label="Image"> <p>第1図：延焼防止シートの巻き付け方法概略図</p> </div> <p data-bbox="730 424 1323 517">また、プロテコシート巻き付け後に、第2図に示すように、結束用ベルトを用いて、300mm 間隔で取付ける。結束用ベルトは、シートの重ね部にも取付ける。</p> <div data-bbox="786 596 1249 927" data-label="Image"> <p>第2図：結束用ベルトの取付方法概略図</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2</p> <p>消火設備の地震時の機能維持</p> <p>大飯発電所3/4号炉における、消火設備の地震時の機能維持について、以下に示す。</p> <p>1. 消火設備の地震時の機能維持について</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画を防護するために設置する消火設備は、消火対象となる重大事故等対処施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体例を表1に示す。</p>	<p>添付資料3</p> <p>女川原子力発電所2号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」における地震等の災害に対する要求事項は次のとおりである。</p> <div data-bbox="723 657 1321 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【審査基準】</p> <p>2.2.2 火災感知設備および消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知および消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> </div> <p>女川原子力発電所2号炉における、本要求を満足するための耐震上の設計について、以下に示す。</p> <p>2. 消火設備の耐震設計について</p> <p>重大事故等対処施設を防護するために設置する全域ガス消火設備、局所ガス消火設備は、重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。具体的な耐震設計は、第1表のとおり。</p>	<p>添付資料3</p> <p>泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」における地震等の災害に対する要求事項は次のとおりである。</p> <div data-bbox="1355 657 1953 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【審査基準】</p> <p>2.2.2 火災感知設備および消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知および消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> </div> <p>泊発電所3号炉における、本要求を満足するための耐震上の設計について、以下に示す。</p> <p>2. 消火設備の耐震設計について</p> <p>重大事故等対処施設を防護するために設置する全域ガス消火設備は、重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。具体的な耐震設計は、第1表のとおり。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>2. 消火設備の地震時の機能維持方針</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画を防護するために設置する消火設備は、加振試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>加振試験は、機器の設置場所、設置方法を踏まえ、設置レベルでの応答加速度又は各設置レベルを包絡する応答加速度で、鉛直方向および水平方向について実施するものとする。また、解析・評価は、「原子力発電所耐震設計技術指針許容応力・重要度分類編」(JEAG4601-1984)、「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1987)、「原子力発電所耐震設計技術指針追補版」(JEAG4601-1991)を参考に実施するものとする。</p> <p>各消火設備の Ss 機能維持評価対象部位を表2に示す。表2に示す評価対象部位毎に、設置状態を考慮して、加振試験又は解析・評価による以下の(1)及び(2)の評価を実施することにより、各消火設備が地震時においても機能を維持できることを確認する。</p> <p>表1 重大事故等対処施設に対する消火設備の地震時の機能維持</p> <table border="1" data-bbox="152 738 676 941"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等に対処するための機能を有する機器</th> <th>消火設備の機能維持方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等に対処するための機能を有する機器	消火設備の機能維持方針	余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持	<p>また、耐震Sクラスの機器等を防護する全域ガス消火設備等に対する耐震設計方針を第2表に示す。</p> <p>第1表：火災感知設備及び消火設備の耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="734 730 1305 903"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等対処施設</th> <th>感知・消火設備の耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>耐圧強化ベント系</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等対処施設	感知・消火設備の耐震設計	低圧代替注水系	Ss 機能維持	耐圧強化ベント系	Ss 機能維持	常設代替交流電源設備	Ss 機能維持	<p>また、耐震Sクラスの機器等を防護する全域ガス消火設備に対する耐震設計方針を第2表に示す。</p> <p>第1表：火災感知設備及び消火設備の耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1397 746 1957 991"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等対処施設</th> <th>感知・消火設備の耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等対処施設	感知・消火設備の耐震設計	余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設計の相違 泊では全域ガス消火設備を設置しているため、「等」の記載はない。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違
主な重大事故等に対処するための機能を有する機器	消火設備の機能維持方針																		
余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持																		
主な重大事故等対処施設	感知・消火設備の耐震設計																		
低圧代替注水系	Ss 機能維持																		
耐圧強化ベント系	Ss 機能維持																		
常設代替交流電源設備	Ss 機能維持																		
主な重大事故等対処施設	感知・消火設備の耐震設計																		
余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>表2 各消火設備のSs機能維持評価対象部位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>Ss機能維持評価対象部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ハロン消火設備 (全域、局所)</td> <td>ポンベ設備</td> </tr> <tr> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> </tr> <tr> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">スプリンクラー消火設備</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> </tr> <tr> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラーヘッド</td> </tr> <tr> <td>消火水バックアップポンプ</td> </tr> <tr> <td>消火水バックアップタンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">二酸化炭素消火設備</td> <td>ポンベ設備</td> </tr> <tr> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> </tr> <tr> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブルトレイ消火設備</td> <td>消火ユニット</td> </tr> <tr> <td>配管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エアロゾル消火設備</td> <td>エアロゾル本体</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	Ss機能維持評価対象部位	ハロン消火設備 (全域、 局所)	ポンベ設備	弁	制御盤	配管	火災感知設備	スプリンクラー消火設備	弁	制御盤	配管	火災感知設備	スプリンクラーヘッド	消火水バックアップポンプ	消火水バックアップタンク	二酸化炭素消火設備	ポンベ設備	弁	制御盤	配管	火災感知設備	ケーブルトレイ消火設備	消火ユニット	配管	エアロゾル消火設備	エアロゾル本体	制御盤	<p>第2表：全域ガス消火設備等の耐震設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備の機器</th> <th>Ss機能維持を確保するための対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器弁 選択弁 制御盤 感知器</td> <td>加振試験による確認</td> </tr> <tr> <td>ポンベラック (FK-S-1-12) ポンベラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路</td> <td>耐震解析による確認</td> </tr> </tbody> </table>	消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応	容器弁 選択弁 制御盤 感知器	加振試験による確認	ポンベラック (FK-S-1-12) ポンベラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認	<p>第2表：全域ガス消火設備の耐震設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備の機器</th> <th>Ss機能維持を確保するための対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器弁 選択弁 制御盤 感知器</td> <td>加振試験による確認</td> </tr> <tr> <td>ポンベラック (ハロン1301、二酸化炭素、イナートガス) ガス供給配管 電路</td> <td>耐震解析による確認</td> </tr> </tbody> </table>	消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応	容器弁 選択弁 制御盤 感知器	加振試験による確認	ポンベラック (ハロン1301、 二酸化炭素、イナートガス) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認	<p>【大阪】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備を設置していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火設備として、ハロン1301を使用しており、FK-5-1-12を使用していない。また、泊は全域ガス消火設備として、ハロン1301の他に二酸化炭素消火設備及びイナートガス消火設備を設置している。</p>
設備名	Ss機能維持評価対象部位																																										
ハロン消火設備 (全域、 局所)	ポンベ設備																																										
	弁																																										
	制御盤																																										
	配管																																										
	火災感知設備																																										
スプリンクラー消火設備	弁																																										
	制御盤																																										
	配管																																										
	火災感知設備																																										
	スプリンクラーヘッド																																										
	消火水バックアップポンプ																																										
	消火水バックアップタンク																																										
二酸化炭素消火設備	ポンベ設備																																										
	弁																																										
	制御盤																																										
	配管																																										
	火災感知設備																																										
ケーブルトレイ消火設備	消火ユニット																																										
	配管																																										
エアロゾル消火設備	エアロゾル本体																																										
	制御盤																																										
消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応																																										
容器弁 選択弁 制御盤 感知器	加振試験による確認																																										
ポンベラック (FK-S-1-12) ポンベラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認																																										
消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応																																										
容器弁 選択弁 制御盤 感知器	加振試験による確認																																										
ポンベラック (ハロン1301、 二酸化炭素、イナートガス) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認																																										
<p>3. 複数同時火災の可能性について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画にある耐震B、Cクラスの油内包機器については、漏えい防止対策を行うとともに、主要な構造材は不燃性とする。また、使用する潤滑油については、引火点が高い(約240~270℃)ため、容易には着火しないものとする。</p> <p>さらに、全域ガス消火設備等については、防護対象である重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることから、地震により消火設備の機能を失うことはない。</p> <p>以上のことから、複数同時火災の可能性はないと判断する。</p>	<p>3. 複数同時火災の可能性について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画にある耐震B、Cクラスの油内包機器については、漏えい防止対策を行うとともに、主要な構造材は不燃性とする。また、使用する潤滑油については、引火点が高い(約216~310℃)ため、容易には着火しないものとする。</p> <p>さらに、全域ガス消火設備については、防護対象である重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることから、地震により消火設備の機能を失うことはない。</p> <p>以上のことから、複数同時火災の可能性はないと判断する。</p>	<p>3. 複数同時火災の可能性について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画にある耐震B、Cクラスの油内包機器については、漏えい防止対策を行うとともに、主要な構造材は不燃性とする。また、使用する潤滑油については、引火点が高い(約216~310℃)ため、容易には着火しないものとする。</p> <p>さらに、全域ガス消火設備については、防護対象である重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることから、地震により消火設備の機能を失うことはない。</p> <p>以上のことから、複数同時火災の可能性はないと判断する。</p>	<p>【大阪】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設計の相違 油の引火点の相違 【女川】 ■設計の相違 泊では全域ガス消火設備を設置しているため、「等」の記載はない。</p>																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、屋外の消火水配管については、通常、既設消火水ラインを使用し、地震等により既設消火水ラインが使用できない場合は、今回新規設置するバックアップライン（Ss 機能維持）にて消火水系統の機能維持を図る。（別紙1参照）</p> <p>(1) 応力評価 消火設備（基礎ボルト等）の応力評価は、設備に発生する種々の荷重を組合せた荷重に対して、地震応答解析により求める荷重から算出する発生応力、又は評価対象設備の応答加速度から算出する発生応力が許容応力以下となることを確認する。</p> <p>(2) 機能維持評価 消火設備の機能維持は、消火対象となる重大事故等対処施設の区分に応じた応答加速度が、加振試験等により機能維持を確認した加速度（機能確認済加速度）以下となることを確認する。</p> <p>消火設備の電路についても、地震時において機能を維持できることを確認する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大阪発電所3/4号炉</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">図1 消火水ラインの系統構成</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p style="text-align: center;">ハロン消火設備の動作に伴う機器等への影響</p> <p>1. はじめに 大飯発電所3/4号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロンを用いた消火設備を設置する。</p> <p>ハロン消火設備の消火後及び誤動作時における人体や設備への影響について評価した。</p> <p>2. 使用するハロン系ガスの種類</p> <p>ハロン消火設備 「ハロン1301」(一臭化三フッ化メタン:CF3Br)</p> <p>3. ハロン系ガスの影響について</p> <p>3.1 消火後の影響</p> <p>3.1.1 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF₂)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、鎮火確認等を行う際には換気を行いながら実施することで、人体への影響を防止する。 <p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備の動作に伴う機器等への影響について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火後及び誤動作時における人体や設備への影響について評価した。</p> <p>2. 使用するハロン系ガスの種類</p> <p>ガス消火設備に使用するハロン系ガスの種類は以下のとおり。 「ハロン1301」(プロモトリフルオロメタン:CF₃Br) 「FK-5-1-12」(ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン: CF₃-CF₂-C(O)-CF(CF₃)₂)</p> <p>3. ハロン系ガスの影響について</p> <p>3.1 消火後の影響</p> <p>3.1.1 人体への影響</p> <p>消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF₂)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、消火後の入室時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。</p> <p>また、通路部においても空間容積が大きく、拡散による濃度低下が想定されることや消火後の再入域時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。</p> <p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う 機器等への影響について</p> <p>1. はじめに 泊発電所3号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火後及び誤動作時における人体や設備への影響について評価した。</p> <p>2. 使用するハロン系ガスの種類</p> <p>ガス消火設備に使用するハロン系ガスの種類は以下のとおり。 「ハロン1301」(プロモトリフルオロメタン:CF₃Br)</p> <p>3. ハロン系ガスの影響について</p> <p>3.1 消火後の影響</p> <p>3.1.1 人体への影響</p> <p>消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF₂)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、消火後の入室時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。</p> <p>また、通路部においても空間容積が大きく、拡散による濃度低下が想定されることや消火後の再入域時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。</p> <p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料4 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の動作に伴う機器等への影響について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>「3.1.1 人体への影響」より転記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度は 5%程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）^{*1}と同等の濃度である。 また、ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度ではないことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかる恐れがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。 	<p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響</p> <p>3.2.1. 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全城ガス消火設備のハロン 1301 が誤作動した場合の濃度は 5%程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）^{*1}と同等の濃度である。また、ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は 20%）ことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。 ・局所ガス消火設備のハロン 1301 が誤作動した場合の濃度は、油内包機器及び電源盤設置エリア周辺の通路部の容積に対して、約 4～5%程度であり、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）と同等の濃度である。 また、ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は 20%）ことから、酸欠にもならない。 	<p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響</p> <p>3.2.1. 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全城ガス消火設備のハロン 1301 が誤作動した場合の濃度は 5%程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）^{*1}と同等の濃度である。また、ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は 20%）ことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。 	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、ハロン1301が誤動作しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p> <p>【再掲】</p> <p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。</p> <p>以上</p>	<p>・FK-5-1-12が誤作動した場合についてはケーブルトレイ内への噴射となり、ケーブルトレイについては上部の開口を閉鎖する。よって、消火ガスは原則トレイ内に残留するため、人体への影響はない。</p> <p>以上から、ハロン1301、FK-5-1-12を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：(NOAEL) 人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p> <p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン1301及びFK-5-1-12は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p>	<p>以上から、ハロン1301を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：(NOAEL) 人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p> <p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン1301は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイなどケーブルを多条に敷設する等、狭隘な場所にて燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素全てが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物があること ・点火源 (熱エネルギー) があること ・酸素供給源があること <p>そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。</p> <p>ここで、ケーブルトレイなどケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。 燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取込もうとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火ガスも酸素とともに取込まれることから、ケーブルは消火される。 逆に、ハロン消火ガスとともに酸素も取込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。 なお、全域ガス消火設備は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。</p> <p>したがって、全域ガス消火設備は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイなどケーブルを多条に敷設する等、狭隘な場所にて燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素すべてが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物があること ・点火源 (熱エネルギー) があること ・酸素供給源があること <p>そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。</p> <p>ここで、ケーブルトレイなどケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。 燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取込もうとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火ガスも酸素とともに取込まれることから、ケーブルは消火される。 逆に、ハロン消火ガスとともに酸素も取込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。 なお、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。</p> <p>したがって、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料5 泊発電所3号炉における狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>局所ガス消火設備によるケーブルトレイ、盤内消火に関しても同様に敷設された内側のケーブルまで周囲の酸素が取り込まれる場合は消火ガスの効果が期待され、消火ガスが届かない場合はケーブル燃焼自体が継続しないことから、狭隘部においても有効に作用するものである。</p>		<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 添付資料4 ハロン消火設備等の消火能力 1. 概要 大飯発電所3/4号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロンを用いた消火設備を設置する。 ハロン消火設備等の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。 2. ハロン1301のガス濃度について 2.1 消防法で定められたハロン濃度について (全域ハロン消火設備) 消防法施行規則第20条3号 (別紙1) では、全域放出方式のハロン消火設備における、体積1立方メートル当たりの消火剤の必要量は、0.32[kg/m ³]以上と定められている。 次式により、上記消火剤の密度を濃度に換算すると、約5%となる。 $\text{消火剤濃度 (\%)} = \frac{\text{消火剤量 (kg)} \times 0.16}{\text{防護区画の容積 (m}^3\text{)}} \times 100$ また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある ^{※1} ため、ハロンの設計濃度は5~10%で設計する。 なお、全域ハロン消火設備等の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1平方メートル当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。(別紙1)	女川原子力発電所2号炉 添付資料6 女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備の消火能力について 1. はじめに 女川原子力発電所2号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全域ガス消火設備並びに局所ガス消火設備を設置する。 ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。 2. 全域ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について 2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について 消防法施行規則第二十条3号では、全域ガス消火設備における体積1m ³ 当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m ³]以上と定められている。 上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。 また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある ^{※1} ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。 なお、全域ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m ² 当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。	泊発電所3号炉 添付資料6 泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の消火能力について 1. はじめに 泊発電所3号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全域ガス消火設備を設置する。 ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。 2. 全域ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について 2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について 消防法施行規則第二十条3号では、全域ガス消火設備における体積1m ³ 当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m ³]以上と定められている。 上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。 また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある ^{※1} ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。 なお、全域ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m ² 当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。	相違理由 【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載表現の相違 【女川】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)
--	--	---	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料6 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1 別紙2 S51.5.22 消防予第6号「ハロン 1301 を使用するハロゲン化物消火設備の取扱について」</p> <p>2. 3ハロン 1301 の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%^{*2}であり、消防法による設計濃度5%で、約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度（別紙5 H12.3 「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」）</p> <p>2. 2 消防法で定められたハロン濃度について（局所ハロン消火設備） 消防法施行規則第20条3号（別紙3）では、局所放出方式のハロン消火設備における消火剤の必要量が定められている。 次式によって求められた量に防護空間の体積、1.25 を乗じた量が消火剤の必要量となる。（別紙4） $Q = X - Y \quad (a \div A)$ Qは、単位体積当りの消火剤の量（単位キログラム毎立方メートル） aは、防護対象物の周囲に実際に設けられた壁の面積の合計（単位平方メートル） Aは、防護空間の壁の面積（壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積）の合計（単位平方メートル）</p>	<p>※1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン 1301 を使用するハロゲン化物消火設備の扱いについて」</p> <p>2.2. ハロン 1301 の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%^{*2}であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度（H12.3 「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」）</p> <p>3. 局所ガス消火設備におけるハロン 1301 及びFK-5-1-12 のガス濃度について</p> <p>3.1. 消防法で定められたハロン系ガスの濃度について 消防法施行規則第二十条3号では、ハロン 1301 の局所ガス消火設備における消火剤の必要量について、防護対象物の空間体積に対して周辺の壁の設置状況に応じた係数を乗じた量を定めている。ハロン 1301 の局所ガス消火設備については、消防法に定められた必要量を満足するものとする。</p> <p>また、ケーブルトレイ火災に適用するFK-5-1-12の局所ガス消火設備については、トレイ上面は閉鎖するが、両端部はトレイの構造上開口となる。消防法施行規則第二十条3号ではFK-5-1-12の必要ガス量を0.84~1.46[kg/m³]と定めている一方、開口補償係数が定められていない。開口補償係数に関しては電力中央研究所報告「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」(N14008)にて消防法の必要ガス量に加えて、6.3[kg/m³]の開口補償係数を設定することで、消火性能が確保されることを試験にて確認していることから、上記の量を満足するものとする。</p>	<p>※1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン 1301 を使用するハロゲン化物消火設備の扱いについて」</p> <p>2.2. ハロン 1301 の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%^{*2}であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度（H12.3 「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」）</p>	<p>【大飯・女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 大飯発電所3/4号炉への適用について</p> <p>大飯発電所3/4号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤、及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。</p> <p>よって、消防法に基づいた上記設計濃度で十分に消火可能である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4. 3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイの火災について</p> <p>女川原子力発電所2号炉では、火災の影響軽減対策として、一部のケーブルトレイに3時間耐火ラッピングを施工する。3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイ内で生じる火災は、隙間がないようにシール処理した3時間耐火ラッピングが閉鎖空間を形成すること、耐火ラッピング内に実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブル以外の可燃物が存在しないことから、外部には延焼せずに自己消火する。したがって、耐火ラッピングを施工したケーブルトレイには全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置しない。</p> <p>5. 女川原子力発電所2号炉への適用について</p> <p>女川原子力発電所2号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物ではない。</p> <p>よって、消防法に基づいた上記設計濃度で消火可能である。</p>	<p>3. 泊発電所3号炉への適用について</p> <p>泊発電所3号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物ではない。</p> <p>よって、消防法に基づいた上記設計濃度で消火可能である。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災の影響軽減対策として、1時間の耐火能力を有する隔壁等互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計としていることから、3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイはない。</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p>


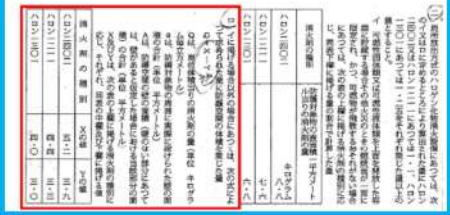
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">「消防法施行規則」(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p> </td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: 8px;"> (C)ハロゲン化物消火設備(固定設備) 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p> <p style="font-size: 8px;"> 3.ハロゲン化物消火設備(固定設備)又は燃焼状態を抑制する構造又は設備が、燃焼状態を抑制する構造又は設備の機能を果たすことのできるように設計されていることであること。 </p> <p style="font-size: 8px;"> (四) 燃焼状態を抑制する構造又は設備が、燃焼状態を抑制する構造又は設備の機能を果たすことのできるように設計されていることであること。 </p> <p style="font-size: 8px;"> 3.ハロゲン化物消火設備(固定設備)又は燃焼状態を抑制する構造又は設備が、燃焼状態を抑制する構造又は設備の機能を果たすことのできるように設計されていることであること。 </p> <p style="font-size: 8px;"> (四) 燃焼状態を抑制する構造又は設備が、燃焼状態を抑制する構造又は設備の機能を果たすことのできるように設計されていることであること。 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
<p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p>						
<p style="font-size: 8px;"> 機が設計のときに自 然火災が燃焼の機構 等を考慮して、燃焼 状態を抑制するた めに、燃焼状態を 抑制する構造又は 燃焼状態を抑制す る設備を設け、燃 焼状態を抑制する 構造又は設備が、 燃焼状態を抑制す る構造又は設備の 機能を果たすこと ができるように設 計されていること であること。 </p>	<p style="font-size: 8px;"> 防火対象物又はその部分 防火用の構造 又は設備 </p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別紙2 			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①不活性ガス消火設備に関する基準(消防法施行規則第19条)</p>  <p>②ハロゲン化物消火設備に関する基準(消防法施行規則第20条)</p>  </div>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 別紙4	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>局所ハロン消火設備の消火薬剂量について</p> <table border="1" data-bbox="161 252 611 794"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>必要消火薬量</th> <th>ボンベ本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう機ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=30.30kg$</td> <td>計算結果より 1本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動補助水ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=137.19kg$</td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=163.23kg$</td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>(1)モーター-継子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=11.18kg$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.06m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=220.70kg$ 総 $Gas=(1)+(2)=231.88kg$</td> <td>計算結果より 6本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=186.41kg$</td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=250.96kg$</td> <td>計算結果より 7本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=146.54kg$</td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> </tbody> </table>	防護対象	必要消火薬量	ボンベ本数	ほう機ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=30.30kg$	計算結果より 1本 (40L/40kg)	タービン駆動補助水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=137.19kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)	電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=163.23kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	充てんポンプ	(1)モーター-継子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=11.18kg$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.06m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=220.70kg$ 総 $Gas=(1)+(2)=231.88kg$	計算結果より 6本 (40L/40kg)	余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=186.41kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=250.96kg$	計算結果より 7本 (40L/40kg)	原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=146.54kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
防護対象	必要消火薬量	ボンベ本数																									
ほう機ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=30.30kg$	計算結果より 1本 (40L/40kg)																									
タービン駆動補助水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=137.19kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																									
電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=163.23kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																									
充てんポンプ	(1)モーター-継子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=11.18kg$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.06m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=220.70kg$ 総 $Gas=(1)+(2)=231.88kg$	計算結果より 6本 (40L/40kg)																									
余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=186.41kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																									
高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=250.96kg$	計算結果より 7本 (40L/40kg)																									
原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $Gas=Y \times Q \times 1.25=146.54kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																									

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: right;">別紙5</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」(抜粋) (平成12年3月 消防庁 日本消防検定協会)</p> <p>2. 2. 5 消火性能(消炎濃度、設計濃度等)</p> <p>2. 2. 5. 1 消炎濃度</p> <p>消炎濃度測定には、カップバーナーが広く使用され、UNEP HTOC1999年5月報告書、NFPA 2001(1996年版)の測定値はカップバーナー法によるものであり、「ガス系消火設備等に係る取り扱いについて(通知)」(平成7年5月10日消防予第89号)(別添3)においてもカップバーナー法等によることとされている。このカップバーナーによる測定値には測定の不確か(製法のバラツキを「標準偏差」で表すのに対し、測定要因によるバラツキはISO/IECガイド25では「不確か」という。)が大きいことは、消防研究所の研究報告、NFPA2001の設備基準の中で明らかにされている。</p> <p>表2.2.5から表2.2.7に消防研究所の研究報告書、NFPA2001(1996年版)設備基準及びUNEP HTOCのカップバーナー消炎濃度の値を示す。</p> </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表2.2.5 ハロンのカップバーナー消炎濃度データ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th rowspan="2">消防研究所 FR I</th> <th colspan="6">NFPA 2001 (1996年版)</th> <th rowspan="2">国連計画 UNEP HTOC 1999年 研究値</th> </tr> <tr> <th>NREL 米国標準 消炎濃度</th> <th>3M FR-16</th> <th>NMRR I コロンビア大学 2949研究所</th> <th>Fanval 2517+9</th> <th>GLCC Farnham 238</th> <th>Asahi 736</th> <th>NIST 米国国立技 術研究所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハロン代替品試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FC-301-10</td> <td>23</td> <td>3.2</td> <td>9.9</td> <td>9.9</td> <td>7.9</td> <td></td> <td></td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>HFC-124</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.4</td> <td></td> <td></td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>HFC-227ea</td> <td>5.5</td> <td>6.6</td> <td></td> <td>6.3</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td></td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>HFC-236fa</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.6</td> <td>5.3</td> <td></td> <td></td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>HFC H1004A</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td>9.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>HFC-23</td> <td>12.9</td> <td>12</td> <td></td> <td>12.8</td> <td>12</td> <td>12.7</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>HFC-125</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>9.4</td> <td>8.1</td> <td></td> <td></td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>410</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>CP-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>F1C-1311</td> <td></td> <td>3.241</td> <td></td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>FC-2-1-B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>IG-541</td> <td>35.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29.1</td> <td></td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>IG-55</td> <td>37.8</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>IG-01</td> <td>49.3</td> <td></td> <td></td> <td>34</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>IG-100</td> <td>33.6</td> <td>30</td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33.6</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>ハロン1301</td> <td>34</td> <td>1.1</td> <td>3.9</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td></td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> </div>	測定箇所	消防研究所 FR I	NFPA 2001 (1996年版)						国連計画 UNEP HTOC 1999年 研究値	NREL 米国標準 消炎濃度	3M FR-16	NMRR I コロンビア大学 2949研究所	Fanval 2517+9	GLCC Farnham 238	Asahi 736	NIST 米国国立技 術研究所	ハロン代替品試験									FC-301-10	23	3.2	9.9	9.9	7.9			9.9	HFC-124					6.4			7.0	HFC-227ea	5.5	6.6		6.3	5.8	5.9		6.2	HFC-236fa				3.6	5.3			5.5	HFC H1004A		11		9.9				9.9	HFC-23	12.9	12		12.8	12	12.7		12	HFC-125		9		9.4	8.1			8.7	410								5.3	CP-1								3.2	F1C-1311		3.241		3.0				3.0	FC-2-1-B								7.3	IG-541	35.4					29.1		29.7	IG-55	37.8			28				32.3	IG-01	49.3			34				32.5	IG-100	33.6	30		30				33.6	ハロン1301	34	1.1	3.9	2.9	3.0	3.5		3.1			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
測定箇所			消防研究所 FR I	NFPA 2001 (1996年版)						国連計画 UNEP HTOC 1999年 研究値																																																																																																																																																																		
	NREL 米国標準 消炎濃度	3M FR-16		NMRR I コロンビア大学 2949研究所	Fanval 2517+9	GLCC Farnham 238	Asahi 736	NIST 米国国立技 術研究所																																																																																																																																																																				
ハロン代替品試験																																																																																																																																																																												
FC-301-10	23	3.2	9.9	9.9	7.9			9.9																																																																																																																																																																				
HFC-124					6.4			7.0																																																																																																																																																																				
HFC-227ea	5.5	6.6		6.3	5.8	5.9		6.2																																																																																																																																																																				
HFC-236fa				3.6	5.3			5.5																																																																																																																																																																				
HFC H1004A		11		9.9				9.9																																																																																																																																																																				
HFC-23	12.9	12		12.8	12	12.7		12																																																																																																																																																																				
HFC-125		9		9.4	8.1			8.7																																																																																																																																																																				
410								5.3																																																																																																																																																																				
CP-1								3.2																																																																																																																																																																				
F1C-1311		3.241		3.0				3.0																																																																																																																																																																				
FC-2-1-B								7.3																																																																																																																																																																				
IG-541	35.4					29.1		29.7																																																																																																																																																																				
IG-55	37.8			28				32.3																																																																																																																																																																				
IG-01	49.3			34				32.5																																																																																																																																																																				
IG-100	33.6	30		30				33.6																																																																																																																																																																				
ハロン1301	34	1.1	3.9	2.9	3.0	3.5		3.1																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

添付資料7

二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室)

1. 設備概要及び系統構成

火災時に煙の充満により消火が困難となるディーゼル発電機室には、二酸化炭素消火設備を設置する。

二酸化炭素消火設備を図1に示す。
 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料2に示す。

項目	仕様
消火剤	消火薬剤 二酸化炭素
	消火原理 窒息消火
	消火剤の特徴 設備に対して無害
消火設備	適用規格 消防法その他関係法令
	火災感知 火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)
	放出方式 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)
	消火方式 全域放出方式
	電源 蓄電池を設置

図1 二酸化炭素消火設備 概要図

女川原子力発電所2号炉

添付資料7

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室用) について

1. 設備概要及び系統構成

火災発生時に煙の充満により消火が困難となる非常用ディーゼル発電機室・非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室には、二酸化炭素消火設備を設置する。

二酸化炭素消火設備の仕様の概要を第1表に、系統概略を第1図に示す。
 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。

第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要

項目	仕様
消火剤	消火薬剤 二酸化炭素
	消火原理 窒息消火
	消火剤の特徴 設備に対して無害
消火設備	適用規格 消防法その他関係法令
	火災感知 火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)
	放出方式 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)
	消火方式 全域放出方式
	電源 非常用電源として、蓄電池を設置

第1図 二酸化炭素自動消火設備 概要図

柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載

泊発電所3号炉

添付資料7

泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) について

1. 設備構成及び系統構成

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のあるディーゼル発電機室及び燃料油サービスタンク室には、固定式消火設備として、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) を設置する。

二酸化炭素消火設備の仕様を第1表に、概要を第1図に示す。
 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計は、添付資料3に示す。

第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要

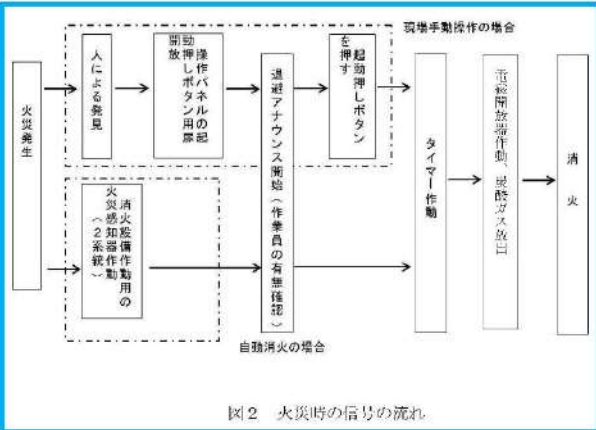
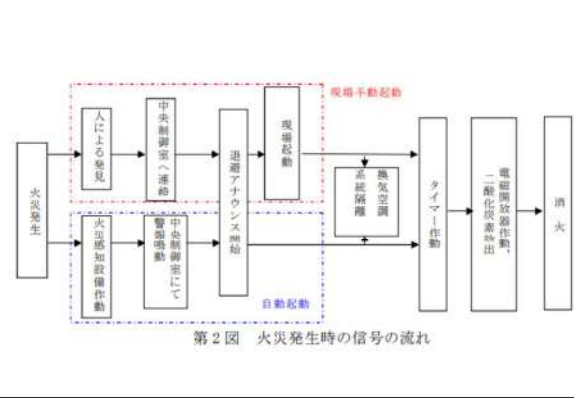
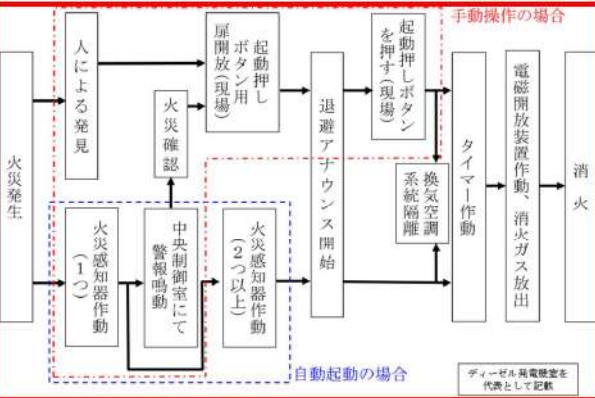
項目	仕様
消火剤	消火薬剤 二酸化炭素
	消火原理 窒息消火
	消火剤の特徴 設備に対して無害
消火設備	適用規格 消防法その他関係法令
	火災感知 火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)
	放出方式 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)
	消火方式 全域放出方式
	電源 蓄電池を設置

第1図：二酸化炭素消火設備の作動概要

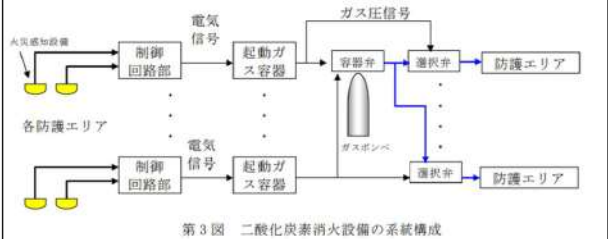
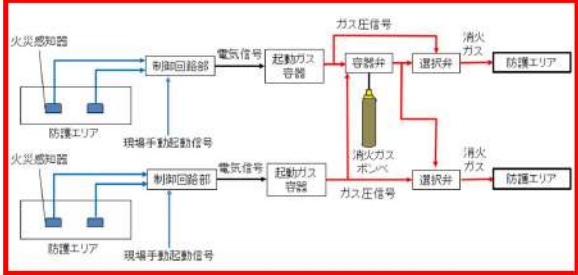
【女川】
 ■設計の相違
 泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。
 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。
 【大飯】
 ■記載表現の相違
 【大飯】
 ■記載方針の相違
 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。

【大飯】
 ■設計の相違
 泊は、煙感知器及び熱感知器が火災感知した場合に、自動起動する設計としており、これは柏崎6号炉及び7号炉と同様な設計である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 二酸化炭素消火設備の動作回路</p> <p>火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを図2に示す。</p> <p>通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は、自動起動する。起動条件としては、「二酸化炭素消火設備専用感知器」が火災を感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。</p> <p>また、現地（室外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p>  <p>図2 火災時の信号の流れ</p>	<p>2. 二酸化炭素消火設備の動作回路</p> <p>2.1 動作回路の概要</p> <p>火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを第2図に示す。</p> <p>通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は自動起動する。起動条件としては、「煙感知器」及び「熱感知器」が火災感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。</p> <p>また、現地（室外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴射）も可能な設計としており、運転員が火災の発生を確認した場合には、早期消火が対応可能な設計とする。</p>  <p>第2図 火災発生時の信号の流れ</p> <p>柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>	<p>2. 全城ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）の動作回路</p> <p>2.1. 動作回路の概要</p> <p>火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを第2図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、熱感知器又は煙感知器のうち2つ以上の作動により自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。（第3図）</p> <p>また、現地（火災エリア外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p>  <p>第2図：火災発生時の信号の流れ</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違【女川】 ■設計の相違 <p>泊は全城ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。</p> <p>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p> <p>泊は、煙感知器及び熱感知器が火災感知した場合に、自動起動する設計としており、これは柏崎6号炉及び7号炉と同様な設計である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】 ■記載表現の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 <p>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 二酸化炭素消火設備の系統構成</p> <p>防護エリアに設置する火災感知器からの信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、二酸化炭素が放出される。</p> <p>二酸化炭素消火設備の系統構成を第3図に示す。</p>  <p>第3図 二酸化炭素消火設備の系統構成</p> <p>柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>	<p>2.2. 全城ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) の系統構成</p> <p>複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>系統構成を第2図に示す。</p>  <p>第3図：二酸化炭素消火設備の系統構成</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。</p> <p>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料8</p> <p style="text-align: center;">ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>1. はじめに ディーゼル発電機（以下「DG」と称す。）の二酸化炭素消火設備（以下「CO₂消火設備」と称す。）は、作業者が入室中に動作しない運用であることを以下に示す。</p> <p>2. DGのCO₂消火設備の動作について DG室は、入室時の管理を徹底することや、作業者の入室時には、D/G室入口ロックスイッチを「定位」→「入口ロック」操作とすることにより、入室時には自動でのCO₂放出はしない。 火災検出後は、DG室内の作業者を退避させ、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO₂が放出される。 なお、CO₂消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底 DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DG室の入口扉に「CO₂消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する。窒息の危険があるので、ただちに室外に退避すること」と表示しており、誤って入室しない様、注意表示されている。(写真①) ・DG室入退室時は、中央制御室に連絡するよう、D/G室入口に表示されている。(写真②) ・DG室に入室するためにDG室入口のD/G室入口ロックスイッチを「定位」より「入口ロック」へ切替える。(写真④) 		<p>3. ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>3.1 はじめに ディーゼル発電機（以下「DG」と称す。）の二酸化炭素消火設備（以下「CO₂消火設備」と称す。）は、所員等が入室中に動作しない運用であることを以下に示す。 なお、ディーゼル発電機室（以下「DG室」と称す。）以外の箇所についても、同様な運用とする。</p> <p>3.2 DGのCO₂消火設備の動作について DG室は、入室時の管理を徹底することや、所員等の入室時には、放出ロック盤の切替スイッチを「定位」→「入室ロック」操作とすることにより、入室時には自動でのCO₂放出はしない。 火災検出後は、DG室内の所員等を退避させ、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO₂が放出される。 なお、CO₂消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底 DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <p>a. 通常、DG室は入口扉にて施錠管理されており、中央制御室に保管されているDG室入口扉及びCO₂ロック用の鍵を借用し入室する。</p> <p>b. DG室入室時は、切替スイッチを「定位」→「入室ロック」にする際は、中央制御室に連絡するよう、放出ロック盤に表示されている（写真①）。</p> <p>c. DG室に入室する旨を中央制御室に連絡し、DG室入口の放出ロック盤の切替スイッチを「定位」より「入室ロック」へ切替える（写真②）。</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・「入口ロック」位置にすることで、DG室入口ロック盤の「D/G室CO₂ロック中」が表示（写真④）及び中央制御室自動火災報知機受信盤の警報（写真⑤）が発信される。</p> <p>(2) DG室に作業者が入室している場合 DG室に入室時は、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」位置にするため、CO₂消火設備は動作しない。（写真④） 火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO₂消火設備を動作させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室内の作業者を退避させて、CO₂消火を行う運用とする。</p> <p>・火災感知器が火災を感知する場合（サイレンが吹鳴する時）は、DG室内の作業者を室外に退避させ、DG室扉閉、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」より「定位」へ切替え後、40秒後自動動作する。</p> <p>・火災感知器が火災を感知していない場合は、DG室内の作業者を退避させ、DG室扉閉、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」より「定位」へ切替え、消火設備操作箱（写真③）内の押ボタン「押」後、40秒後自動動作する。</p> <p>消防法に基づき、DG室の入口扉に「CO₂消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する」と表示しているので入室することはない。また、誤って入室しない様、室外に退避することを表示する。（写真①）</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入口ロック」有人）の消火フローを図1に示す。</p>		<p>d. 「入室ロック」位置にすることで、放出ロック盤の「CO₂ロック中」が表示（写真③）及び中央制御室の総合操作盤に「D/GCO₂ロック中」の警報（写真④）が発信される。</p> <p>(2) DG室に所員等が入室している場合 DG室に入室時は、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」位置にするため、CO₂消火設備は動作しない（写真②）。 火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO₂消火設備を動作させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室内の所員等を退避させて、CO₂消火を行う運用とする。</p> <p>a. 火災感知器が火災を感知する場合（サイレン吹鳴する時）は、DG室内の所員等を室外に退避させ、DG室入口扉閉、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」より「定位」へ切替え後、40秒後自動動作する。</p> <p>b. 火災感知器が火災を感知していない場合は、DG室内の所員等を退避させ、DG室入り口扉閉、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」より「定位」へ切替え、消火設備操作箱（写真⑤）内の押ボタン「押」起動押釦スイッチを押した後、40秒後自動動作する。</p> <p>消防法に基づき、CO₂消火設備のガス放出前にサイレンが吹鳴するため、入室することはない。また、誤って入室しない様、ガスが放出された場合は入室しないことをDG室入口扉に表示する（写真⑥）。</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入室ロック」有人）の消火フローを図-1に示す。</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>写真① 「室外退避」の表示</p> <p>写真② 「入室時の中央制御室への連絡」表示</p> <p>写真③ 消火設備消火箱</p> <p>写真④ D/G室入口ロックスイッチ</p>		 <p>D/G室入口扉 (通常、施設中)</p> <p>写真① 放出時の注意喚起表示</p> <p>写真② 放出ロック盤</p> <p>写真③ 消火設備操作箱</p> <p>写真④ 放出ロック盤 切替スイッチ</p> <p>操作箱扉</p> <p>写真① 「入室ロック」とする際の中央制御室への連絡の表示</p> <p>手動操作時、扉を開き操作箱内の起動押鍵スイッチを押す</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称及び記載表現の相違
 <p>写真⑤ 中央制御室 自動火災報知器受信盤</p>		 <p>写真④ 中央制御室 総合操作盤</p> <p>「D/G CO₂ロック中」警報表示</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【通常：無人】 D/G室入口ロックスイッチ「定位」 火災発生 火災感知器検出・サイレン吹鳴 【40秒後】※1,2 動作：CO₂放出 消火</p> <p>【入室中：有人】 入室時に中央制御室へ連絡 D/G室入口ロックスイッチ「定位」→「入口ロック」 火災発生 火災感知器検出・サイレン吹鳴 退避 人による確認 退避 操作箱扉「開」 ・サイレン吹鳴 D/G室扉「閉」 (内・外扉) D/G室入口ロックスイッチ「入口ロック」→「定位」 操作箱ボタン「ON」 【40秒後】※1,2 動作：CO₂放出 消火</p> <p>※1：火災感知による場合、40秒以内であればD/G室入口ロックスイッチ「入口ロック」位置にする。 ※2：操作箱による起動の場合、40秒以内であればD/G室入口ロックスイッチ「入口ロック」位置にするもしくは操作箱内「非常停止」PBにより放出停止する。</p> <p>図1 DG室 消火フロー</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>【通常：無人】 切替スイッチ「定位」 火災発生 火災感知器検出・サイレン吹鳴・退避放送 【40秒後】※1,2 動作：CO₂放出 消火</p> <p>【入室中：有人】 入室時に中央制御室へ連絡 切替スイッチ「定位」→「入室ロック」 火災発生 火災感知器検出・サイレン吹鳴・退避放送 退避 人による確認 退避 操作箱扉「開」 ・サイレン吹鳴・退避放送 DG室入口扉「閉」 切替スイッチ「入室ロック」→「定位」 切替スイッチ「入室ロック」→「定位」 操作箱 起動押釦スイッチ「ON」 【40秒後】※1,2 動作：CO₂放出 消火</p> <p>※1：火災感知器が検出した場合、40秒以内であれば切替スイッチを「入室ロック」位置にすることにより放出を停止する。 ※2：操作箱による起動の場合、40秒以内であれば切替スイッチを「入室ロック」位置にするか操作箱内「緊急停止」押釦スイッチをONにすることにより放出を停止する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 ■記載方針の相違 ■設備名称及び記載表現の相違

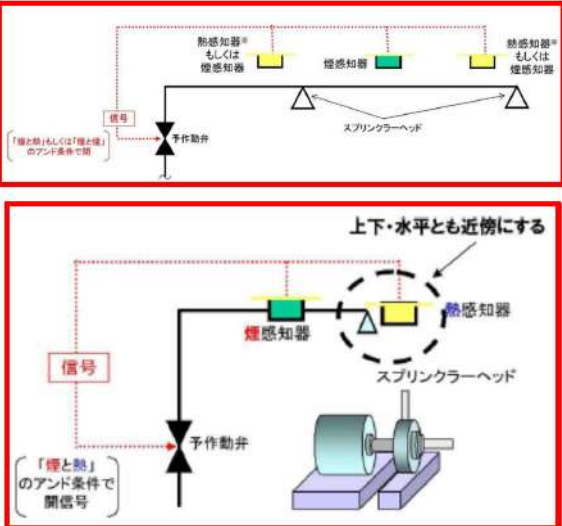
第4図：DG室 消火フロー

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


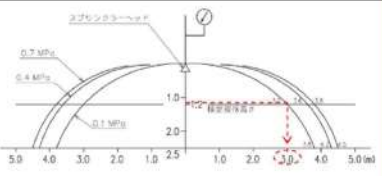

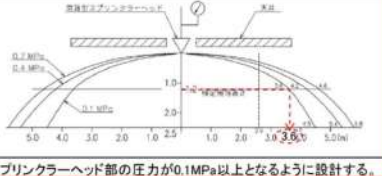
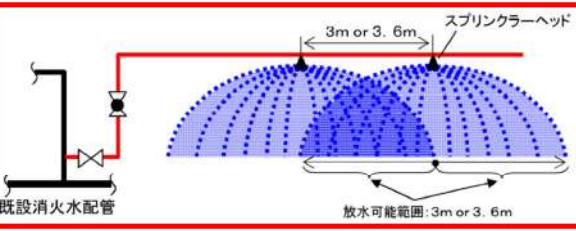

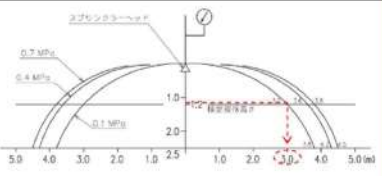

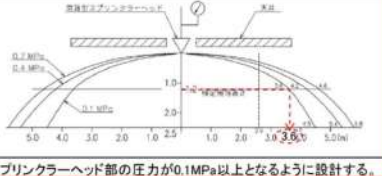

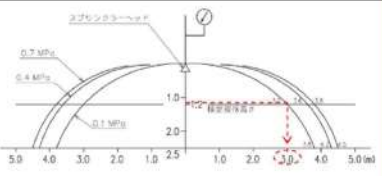

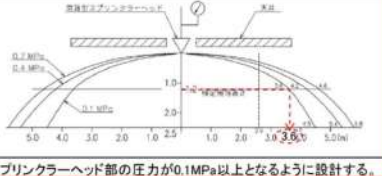
大飯発電所3/4号炉 添付資料5 スプリンクラー 1. 設備概要及び系統構成 審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる火災区域又は火災区画には、スプリンクラーを設置する。 スプリンクラー消火設備の概要については図1に示す。 2. スプリンクラーの動作回路 火災発生時におけるスプリンクラー動作時までの信号の流れを図2に示す。	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由 【大飯】 ■設計の相違 泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火薬剤</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>散水による直接消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>人体に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>消火設備動作用の火災感知器（感知器2系統のAND信号）</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>予動作弁の開信号：火災感知器の作動又は中央制御室又は現場での手動操作 放水：閉鎖型スプリンクラーヘッドの熱による開放</td> </tr> <tr> <td>放水方式</td> <td>局所放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	消火剤	消火薬剤	水	消火原理	散水による直接消火	消火剤の特徴	人体に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	消火設備動作用の火災感知器（感知器2系統のAND信号）	放出方式	予動作弁の開信号：火災感知器の作動又は中央制御室又は現場での手動操作 放水：閉鎖型スプリンクラーヘッドの熱による開放	放水方式	局所放出方式	電源	蓄電池を設置			
項目	仕様																						
消火剤	消火薬剤	水																					
	消火原理	散水による直接消火																					
	消火剤の特徴	人体に対して無害																					
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																					
	火災感知	消火設備動作用の火災感知器（感知器2系統のAND信号）																					
	放出方式	予動作弁の開信号：火災感知器の作動又は中央制御室又は現場での手動操作 放水：閉鎖型スプリンクラーヘッドの熱による開放																					
	放水方式	局所放出方式																					
電源	蓄電池を設置																						
<p>図1 スプリンクラーの動作概要図</p>																							

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>自動消火の場合、通常時は予作動弁や消火ポンプは自動待機状態としており、消火設備動作の火災感知器が2系統とも作動した場合は、予作動弁や消火ポンプが自動起動する。</p> <p>また、中央制御室又は現地での手動動作による消火設備の起動（消火水噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <div data-bbox="94 386 678 826" data-label="Diagram"> <p>図2 火災時の信号の流れ</p> <pre> graph LR A[火災発生] --> B[火災感知器作動] B --> C[認識転員が火災を] C --> D[押し起動スイッチを] D --> E[水バツクアップ開放、消火ポンプあるいは消火] E --> F[スプリンクラーヘッドが熱で開放] F --> G[消火水放出] G --> H[消火] A --> I["(2系統)の消火設備作動用"] I --> E B -.-> J[自動消火の場合] J -.-> E subgraph "中央制御室手動操作の場合" C D end style J stroke-dasharray: 5 5 style J stroke:#f00 style J stroke-width:2px style J fill:#fff style J border:1px solid #f00 style J border-radius:10px style J z-index:1000 style J position: absolute; top: 242px; left: 42px; width: 261px; height: 276px; style J border: 2px solid red; </pre> </div> <p>添付資料6</p> <p>スプリンクラーの確実な動作と誤動作防止について</p> <p>スプリンクラーは、重大事故等対処施設の機能が損なわれないよう、消火設備の破損、単一の誤動作又は誤操作による誤放水を防止する設計とする。具体的な設計方針は以下のとおり。</p> <p>（スプリンクラーの誤動作又は誤操作対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備動作の2つの火災感知器が作動するアンド条件（熱感知器と煙感知器もしくは煙感知器と煙感知器）と閉鎖型のスプリンクラーヘッドが熱で開放すること（別紙2参照）で、スプリンクラーから放水される設計とし、誤操作や火災感知器やスプリンクラーヘッドの誤作動により誤放水することのない設計とする。 ・スプリンクラーヘッドの開放温度は、高エネルギー配管破損時の室内温度の評価値を上回る設計とし、高エネルギー配管破損時の誤動作により誤放水することのない設計とする。 			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(スプリンクラーの破損対策)</p> <p>・乾式の予作動式のスプリンクラーを採用することで、通常時は予作動弁からスプリンクラーヘッド間には水はないことから、破損時に誤放水することのない設計とする。</p> <p>なお、火災感知器とスプリンクラーヘッドの両方が作動しないと放水しないタイプのスプリンクラーは、重要文化財、病院、電気計算機室などで採用されている誤動作対策である。</p> <p>一方、火災発生時はスプリンクラーを確実に動作させる必要がある。煙感知器は、熱感知器より早く火災を感知するが、消火設備動作の火災感知器として熱感知器を採用する場合は、熱感知器の作動温度をスプリンクラーヘッドが開放する温度より低くし、また、スプリンクラーヘッドの近傍に熱感知器を設置する設計を行うことで、スプリンクラーヘッドが開放する状況では、2つの火災感知器が確実に作動する状況となる。</p> <p>なお、消火設備動作の感知器は、機能に異常がないことを確認するため定期的に自動試験を実施しており、消火水を供給するポンプ、電動弁を多重化することで、ポンプ、電動弁の単一故障を想定しても、スプリンクラーから放水できるようにしている。</p>  <p>なお、スプリンクラーヘッド設置の考え方について別紙1に、蒸気漏えいによる火災感知器の誤作動時の対応について別紙3に示す。</p>			<p>【大阪】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">スプリンクラーヘッド設置の考え方</p> <p>スプリンクラーヘッド設置にあたっては、メーカーにおける放水試験結果に基づき、可燃物に対して確実に放水できるように以下の通りとする。</p> <p>なお、今回採用するスプリンクラーヘッドは高感度型であり、火災による熱を感知して当該ヘッドから散水する。スプリンクラーヘッドの作動原理については別紙2に示す。</p> <div data-bbox="100 571 674 986" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>スプリンクラーヘッドの種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">スプリンクラーヘッドの種類</th> <th>メーカーにおける放水試験結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(上向き) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(下向き) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※スプリンクラーヘッド部の圧力が0.1MPa以上となるように設計する。</p> </div> <div data-bbox="100 1005 674 1236" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>既設消火水配管</p> <p>放水可能範囲: 3m or 3.6m</p> </div>	スプリンクラーヘッドの種類	メーカーにおける放水試験結果	(上向き) 		(下向き) 				<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。</p>
スプリンクラーヘッドの種類	メーカーにおける放水試験結果								
(上向き) 									
(下向き) 									

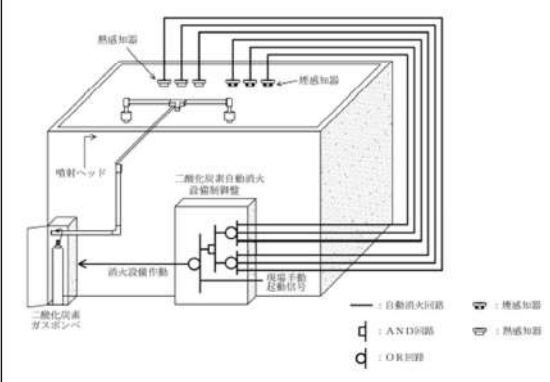
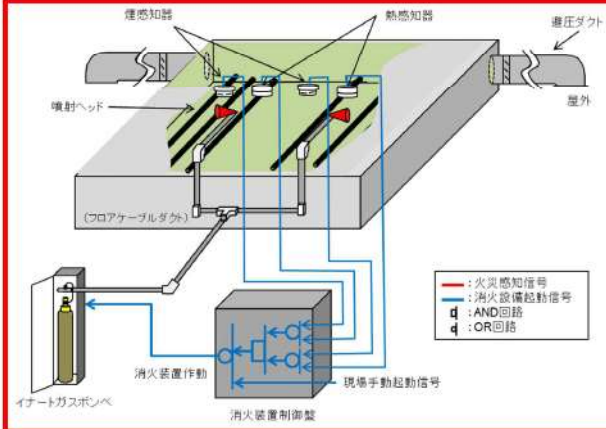
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 161 636 746" data-label="Image"> <p>別紙2 スプリンクラーヘッドの作動原理</p> <p>(上向き)</p> <p>(下向き)</p> <p>別紙3</p> </div> <p data-bbox="174 831 595 855">蒸気漏えいによる火災感知器の誤作動時の対応</p> <p data-bbox="98 900 694 1026">配管等から蒸気が漏えいした場合、漏えい場所や漏えい量によっては、煙感知器が感知 (誤作動) するおそれがある。また、熱感知器についても、そのエリアの温度が上昇するまでの漏えい量であれば誤作動する恐れがある。</p> <p data-bbox="116 1035 680 1059">火災感知器が感知した場合は、火災の手順書に基づき対応する。</p> <p data-bbox="98 1104 694 1197">なお、スプリンクラーは設計段階において、蒸気漏えいによるスプリンクラーからの誤放水が発生しないように以下のとおり設計した。</p> <ul data-bbox="98 1241 694 1469" style="list-style-type: none"> ・消火設備動作の2つの火災感知器が作動するアンド条件 (熱感知器と煙感知器もしくは煙感知器と煙感知器) と閉鎖型のスプリンクラーヘッドが熱で開放すること (別紙2参照) で、スプリンクラーから放水される設計 ・高エネルギー配管破損時に誤動作しないよう、スプリンクラーヘッドの設定温度は配管破損時の評価温度を上回る設計 (表1 スプリンクラーヘッドの設定温度参照) 			<p data-bbox="1980 153 2040 172">【大飯】</p> <p data-bbox="1980 185 2083 204">■設計の相違</p> <p data-bbox="1980 220 2159 309">泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。</p>

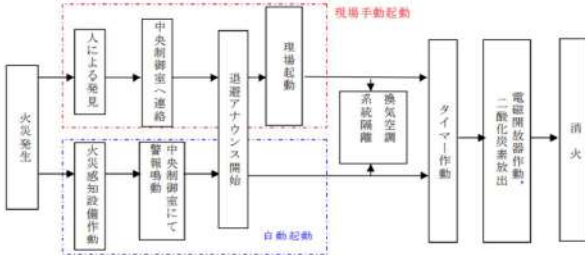
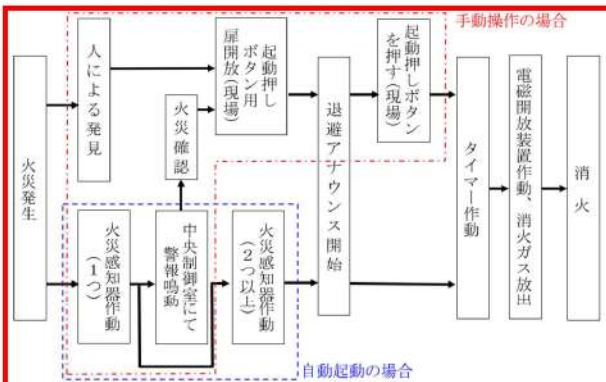
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
 <p>図1 スプリンクラーの配置例</p>			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備を設置しており、スプリンクラーを設置しない。</p>								
<p>表1 スプリンクラーヘッドの設定温度</p> <table border="1" data-bbox="107 802 672 986"> <thead> <tr> <th>蒸気解析温度</th> <th>ヘッドの作動温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65℃未満</td> <td>72℃</td> </tr> <tr> <td>65℃～90℃未満</td> <td>98℃</td> </tr> <tr> <td>90℃以上</td> <td>139℃</td> </tr> </tbody> </table>	蒸気解析温度	ヘッドの作動温度	65℃未満	72℃	65℃～90℃未満	98℃	90℃以上	139℃			
蒸気解析温度	ヘッドの作動温度										
65℃未満	72℃										
65℃～90℃未満	98℃										
90℃以上	139℃										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における 二酸化炭素消火設備(ディーゼル発電機室用)について</p> <p>1. 設備概要及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火が困難となる非常用ディーゼル発電機室・非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室には、二酸化炭素消火設備を設置する。 二酸化炭素消火設備の仕様の概要を第1表に、系統概略を第1図に示す。 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要</p> <table border="1" data-bbox="112 502 660 710"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火薬剤</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>窒息消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器(複数の感知器のうち2系統の作動信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動(現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用電源として、蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">第1図 二酸化炭素自動消火設備 概要図</p> <p style="text-align: center;">柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>	項目	仕様	消火剤	消火薬剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器(複数の感知器のうち2系統の作動信号)	放出方式	自動(現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源として、蓄電池を設置		<p style="text-align: right;">添付資料8</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備(イナートガス消火設備)について</p> <p>1. 設備構成及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のあるフロアケーブルダクトには、固定式消火設備として、全域ガス消火設備(イナートガス消火設備)を設置する。 イナートガス消火設備の仕様を第1表に、概要を第1図に示す。 なお、イナートガス消火設備の耐震設計は、添付資料3に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表：イナートガス消火設備の仕様の概要</p> <table border="1" data-bbox="1344 502 1948 678"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火剤</td> <td>IG-541</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>窒息消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器(複数の感知器のうち2系統の動作信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動(現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">第1図：イナートガス消火設備の作動概要</p>	項目	仕様	消火剤	消火剤	IG-541	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器(複数の感知器のうち2系統の動作信号)	放出方式	自動(現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	蓄電池を設置	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全域ガス消火設備として、イナートガス消火設備を設置する。 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>
項目	仕様																																										
消火剤	消火薬剤	二酸化炭素																																									
	消火原理	窒息消火																																									
	消火剤の特徴	設備に対して無害																																									
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																									
	火災感知	火災感知器(複数の感知器のうち2系統の作動信号)																																									
	放出方式	自動(現場での手動起動も可能な設計とする)																																									
	消火方式	全域放出方式																																									
	電源	非常用電源として、蓄電池を設置																																									
項目	仕様																																										
消火剤	消火剤	IG-541																																									
	消火原理	窒息消火																																									
	消火剤の特徴	設備に対して無害																																									
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																									
	火災感知	火災感知器(複数の感知器のうち2系統の動作信号)																																									
	放出方式	自動(現場での手動起動も可能な設計とする)																																									
	消火方式	全域放出方式																																									
	電源	蓄電池を設置																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 二酸化炭素消火設備の作動回路</p> <p>2.1 作動回路の概要</p> <p>火災発生時における二酸化炭素消火設備作動時までの信号の流れを第2図に示す。</p> <p>通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は自動起動する。起動条件としては、「煙感知器」及び「熱感知器」が火災感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。</p> <p>また、現地(室外)での手動操作による消火設備の起動(ガス噴射)も可能な設計としており、運転員が火災の発生を確認した場合には、早期消火が対応可能な設計とする。</p>  <p>第2図 火災発生時の信号の流れ</p> <p>2.2 二酸化炭素消火設備の系統構成</p> <p>防護エリアに設置する火災感知器からの信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、二酸化炭素が放出される。</p> <p>二酸化炭素消火設備の系統構成を第3図に示す。</p> <p>柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>		<p>2. 全城ガス消火設備 (イナートガス消火設備) の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>火災発生時におけるイナートガス消火設備作動時までの信号の流れを第2図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、「熱感知器」及び「煙感知器」が火災感知した場合に、イナートガス消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。(第3図)</p> <p>また、現地(火災エリア外)での手動操作による消火設備の起動(ガス噴出)も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p>  <p>第2図：火災発生時の信号の流れ</p> <p>2.2. 全城ガス消火設備 (イナートガス消火設備) の系統構成</p> <p>複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>系統構成を第3図に示す。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全城ガス消火設備として、イナートガス消火設備を設置する。記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 二酸化炭素消火設備の系統構成</p> <p>柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>		 <p>第3図：イナートガス消火設備の系統構成</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊は全城ガス消火設備として、イナートガス消火設備を設置する。記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


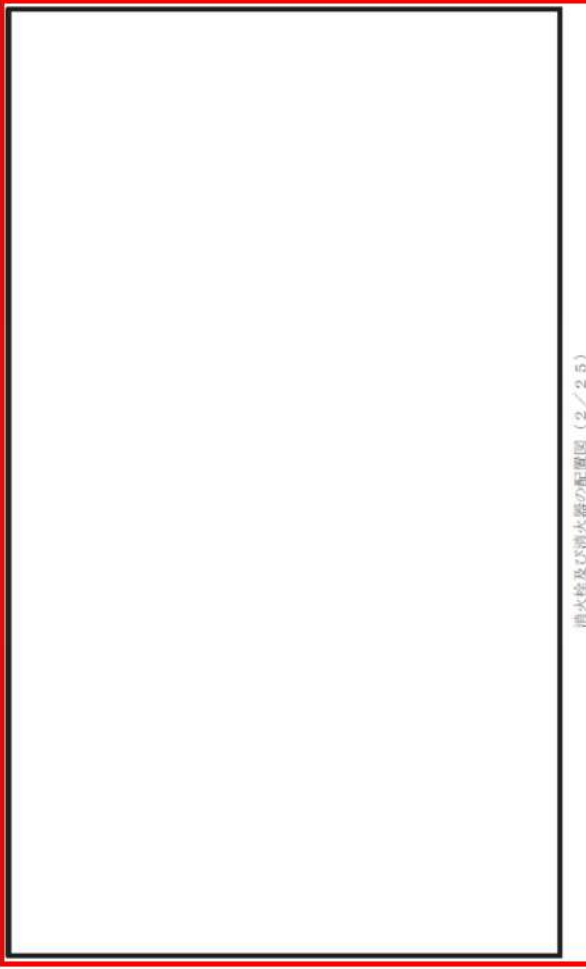
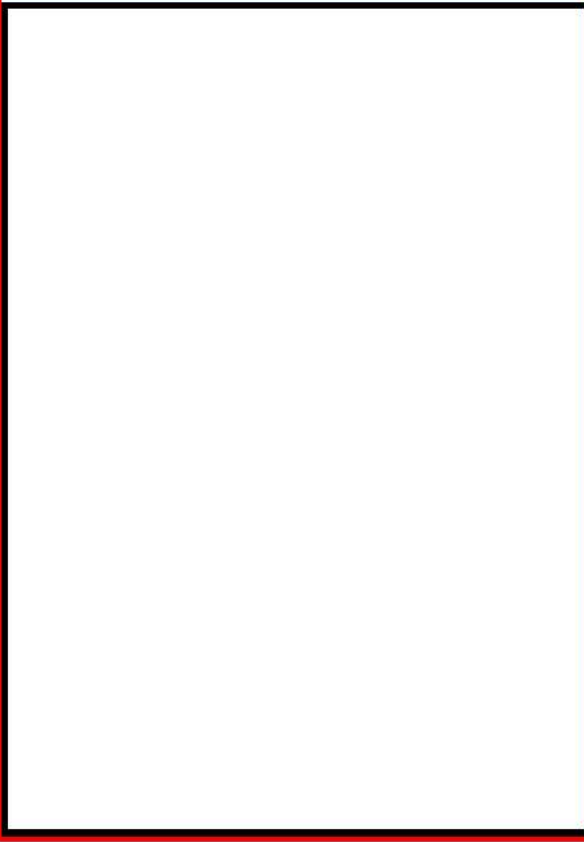
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 重大事故等対処施設の消火設備の必要容量について</p> <p style="text-align: center;">第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1" data-bbox="734 424 1299 722"> <thead> <tr> <th>消火対象</th> <th>消火剤種類</th> <th>消火剤必要量</th> <th>消火剤必要量算出式</th> <th>消防法施行規則準拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等 対処施設 (全域)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積 に応じて設置</td> <td>火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m³</td> <td>第二十条</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td rowspan="2">重大事故等 対処施設 (局所)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積 に応じて設置</td> <td>単位体積あたりの消火剤 量×防護空間の容積× 1.25</td> <td>第二十条</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>FK-5-1-12</td> <td>対象箇所の体積 に応じて設置</td> <td>対象機器の空間体積× 0.84kg/m³以上1.46kg/m³ 以下に開口補償を見込む</td> <td>第二十条</td> </tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	重大事故等 対処施設 (全域)	ハロン1301	対象箇所の体積 に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m ³	第二十条	重大事故等 対処施設 (局所)	ハロン1301	対象箇所の体積 に応じて設置	単位体積あたりの消火剤 量×防護空間の容積× 1.25	第二十条	FK-5-1-12	対象箇所の体積 に応じて設置	対象機器の空間体積× 0.84kg/m ³ 以上1.46kg/m ³ 以下に開口補償を見込む	第二十条	<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 重大事故等対処施設の消火設備の必要容量について</p> <p style="text-align: center;">第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1" data-bbox="1344 437 1957 970"> <thead> <tr> <th>消火対象</th> <th>消火剤種類</th> <th>消火剤必要量</th> <th>消火剤必要量算出式</th> <th>消防法施行規則準拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重大事故等対処施設 (全域)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積に 応じて設置</td> <td>火災区画(部 屋)の体積× 0.32kg/m³</td> <td>第二十条</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>対象箇所の体積に 応じて設置</td> <td>火災区画(部 屋)の体積× 0.75kg/m³ 0.8kg/m³ 以上</td> <td>第十九条</td> </tr> <tr> <td>イナートガス</td> <td>対象箇所の体積に 応じて設置</td> <td>火災区画(部 屋)の体積× 0.472m³/m³ 以上</td> <td>第十九条</td> </tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	重大事故等対処施設 (全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.32kg/m ³	第二十条	二酸化炭素	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.75kg/m ³ 0.8kg/m ³ 以上	第十九条	イナートガス	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.472m ³ /m ³ 以上	第十九条	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 また、泊では全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備、イナートガス消火設備を設置している。
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																				
重大事故等 対処施設 (全域)	ハロン1301	対象箇所の体積 に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m ³	第二十条																																				
重大事故等 対処施設 (局所)	ハロン1301	対象箇所の体積 に応じて設置	単位体積あたりの消火剤 量×防護空間の容積× 1.25	第二十条																																				
	FK-5-1-12	対象箇所の体積 に応じて設置	対象機器の空間体積× 0.84kg/m ³ 以上1.46kg/m ³ 以下に開口補償を見込む	第二十条																																				
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																				
重大事故等対処施設 (全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.32kg/m ³	第二十条																																				
	二酸化炭素	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.75kg/m ³ 0.8kg/m ³ 以上	第十九条																																				
	イナートガス	対象箇所の体積に 応じて設置	火災区画(部 屋)の体積× 0.472m ³ /m ³ 以上	第十九条																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

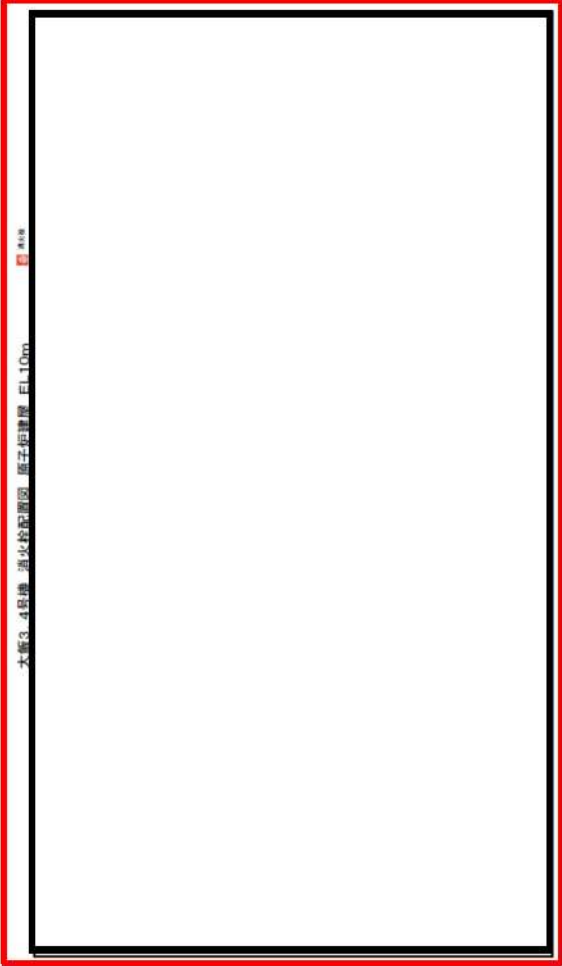
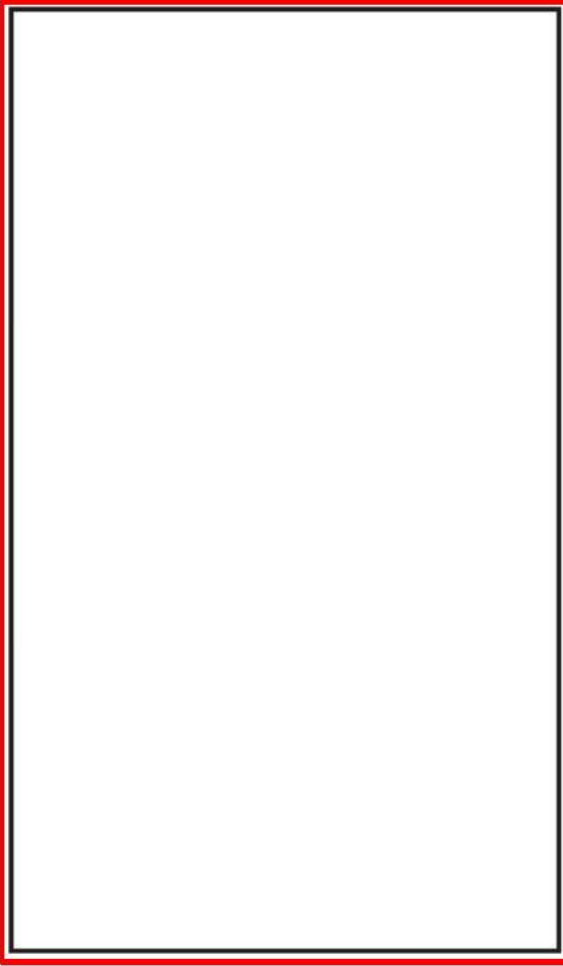

大飯発電所3/4号炉 添付資料14 消火栓配置図	女川原子力発電所2号炉 添付資料8 女川原子力発電所2号炉における 消火栓配置図並びに手動消火の対象となる 低耐震クラス機器リスト	泊発電所3号炉 添付資料10 泊発電所3号炉における 消火栓配置図	相違理由
			<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

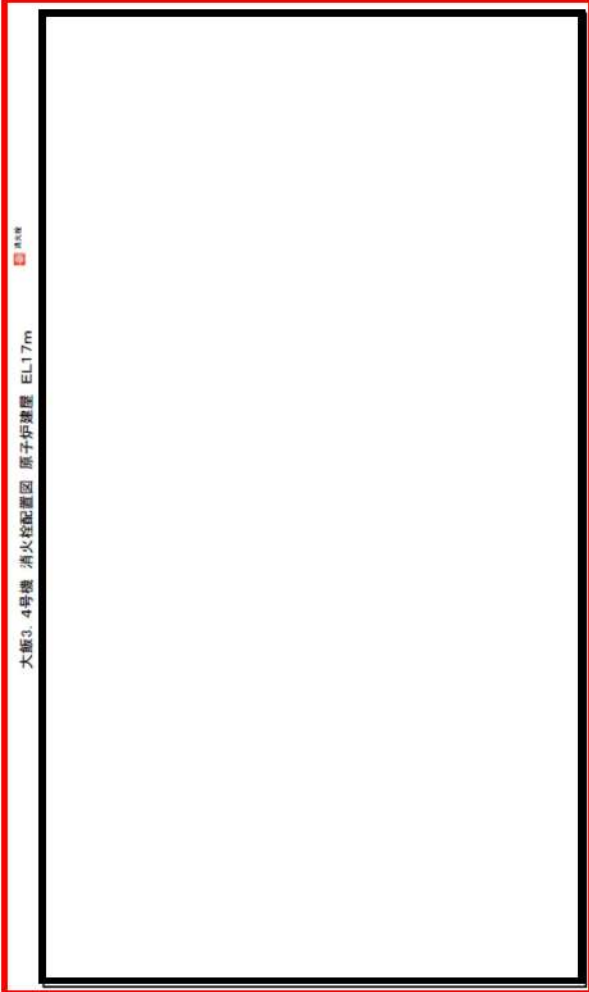
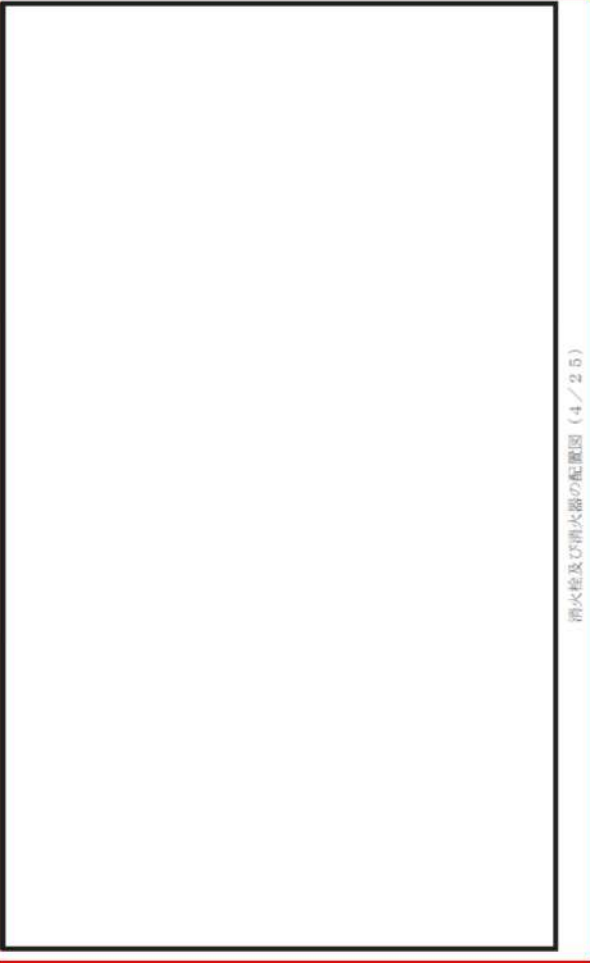


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">大飯3、4号機 消火栓配置図 原子炉建屋 EL7m</p> 	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">消火栓及び消火器の配置図 (2/2.5)</p> 	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">消火栓及び消火器の配置図 (2/24)</p>  <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

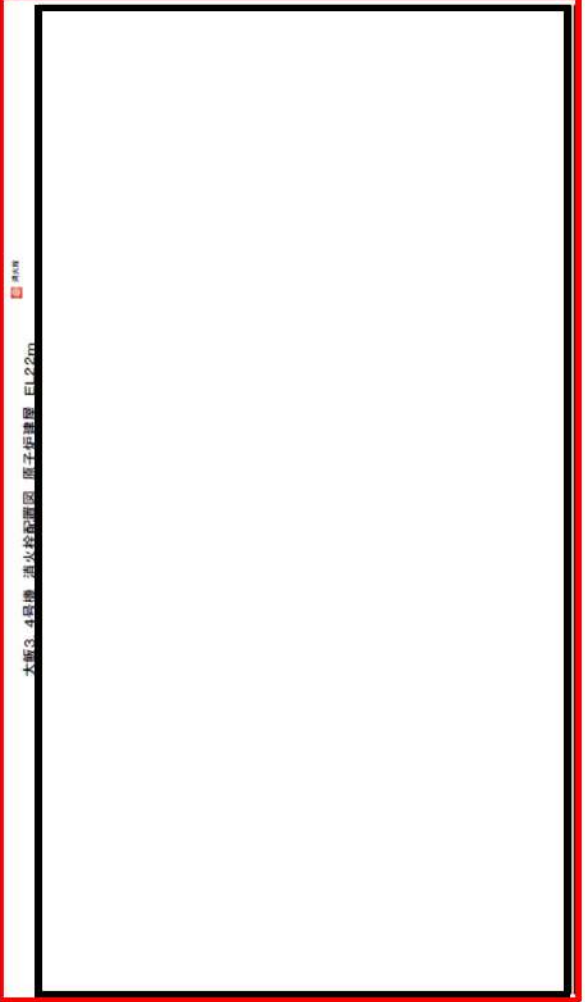
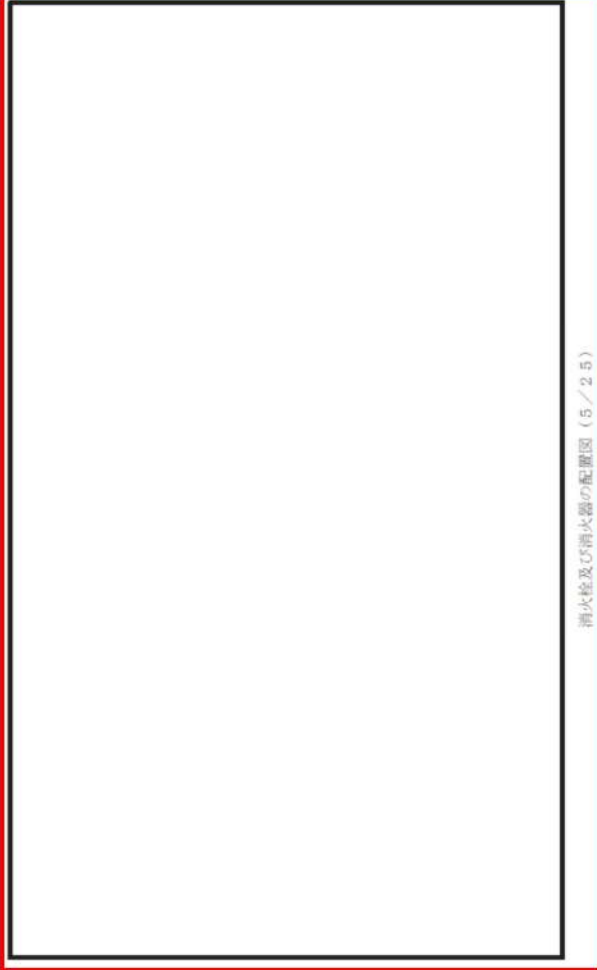
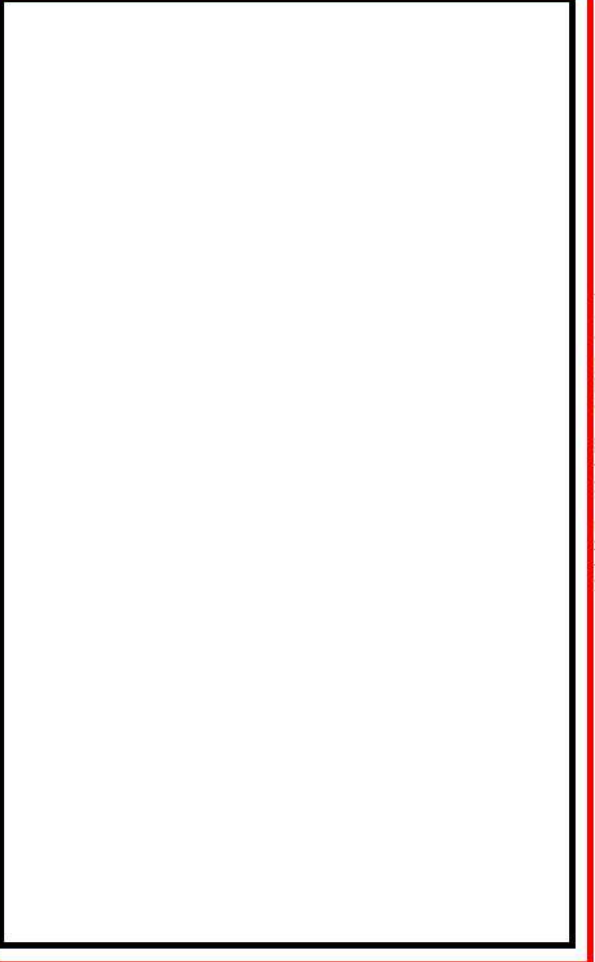

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); position: absolute; left: 50px; top: 250px;">大飯3-4号機 消火栓配置図 原子力発電所 FI-10m</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 570px; top: 320px;">消火栓及び消火器の配置図 (3/2.5)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 855px; top: 230px;">消火栓及び消火器の配置図 (3/24)</p> <p data-bbox="1344 1045 1915 1077"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>


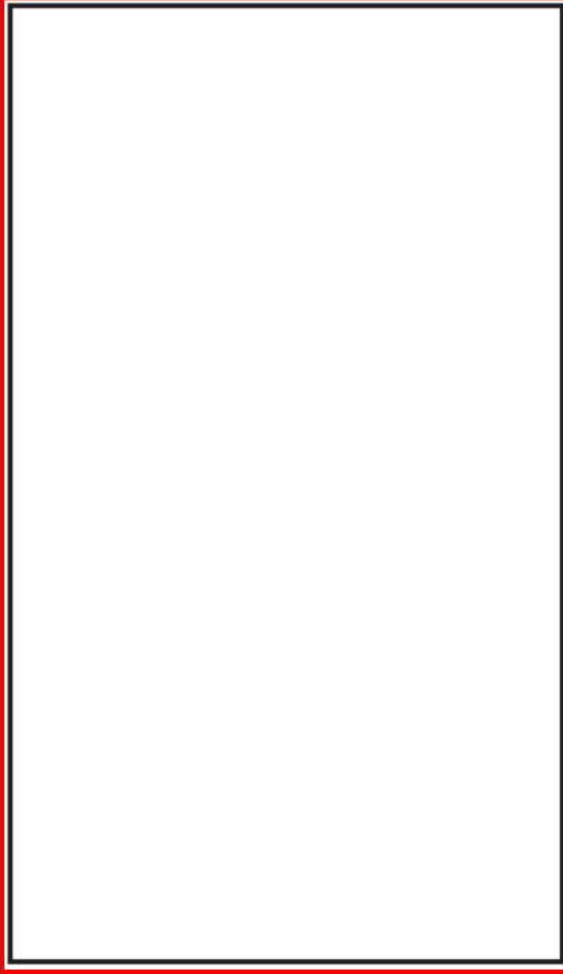
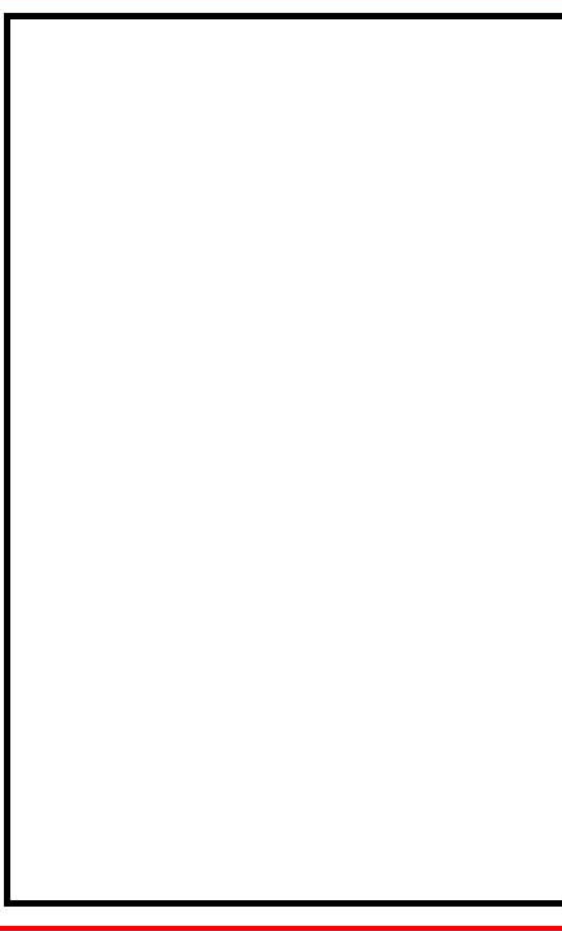
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1090 1910 1114">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p data-bbox="1975 156 2089 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1975 188 2085 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1975 220 2163 312">設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

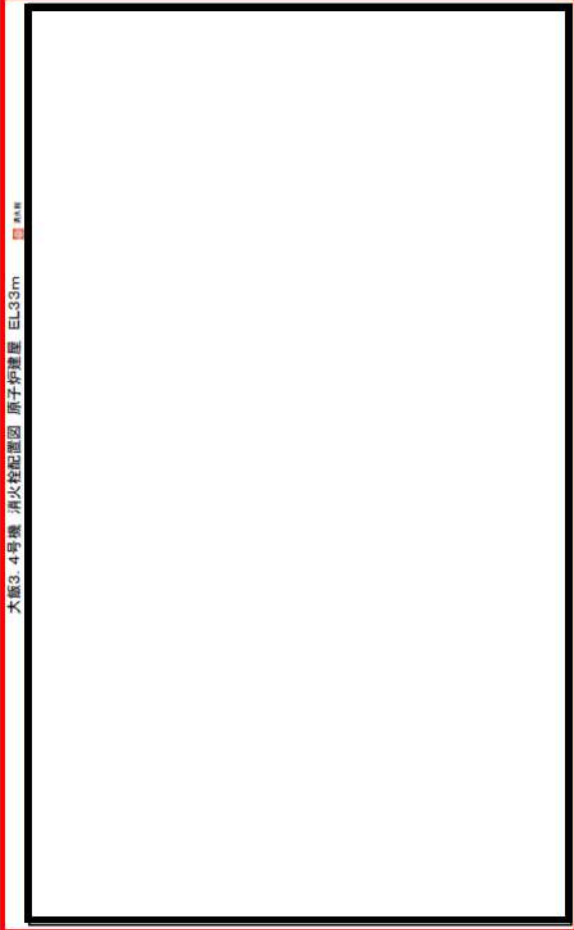
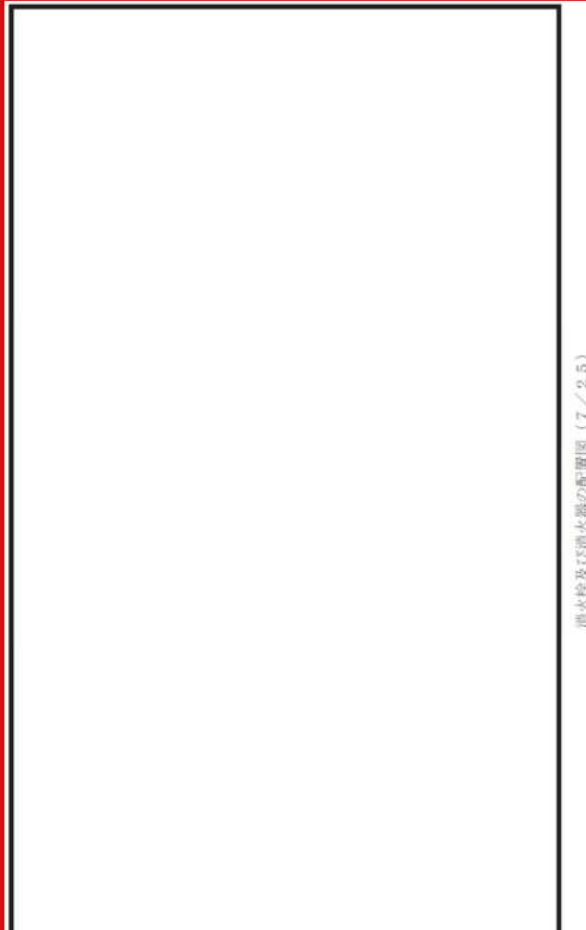
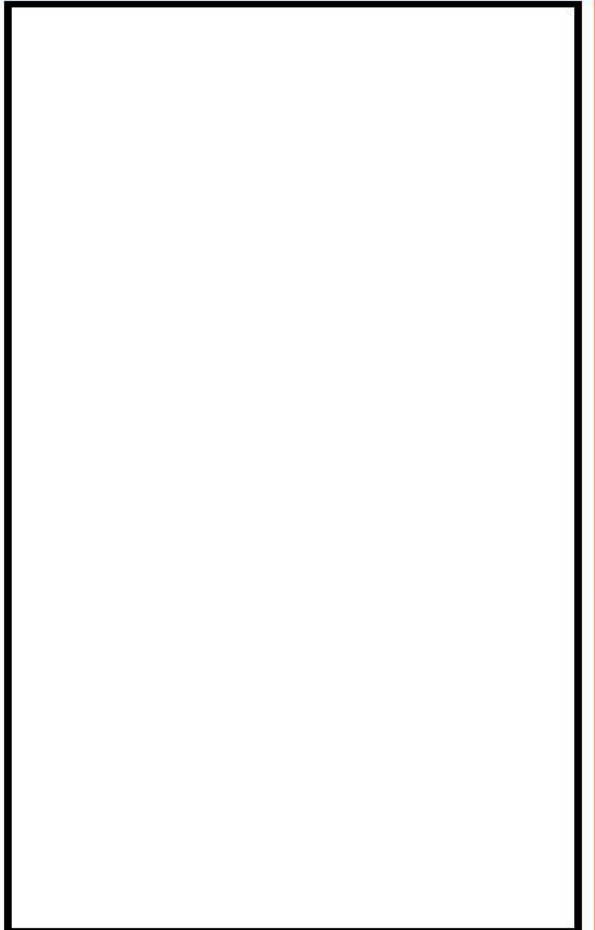

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

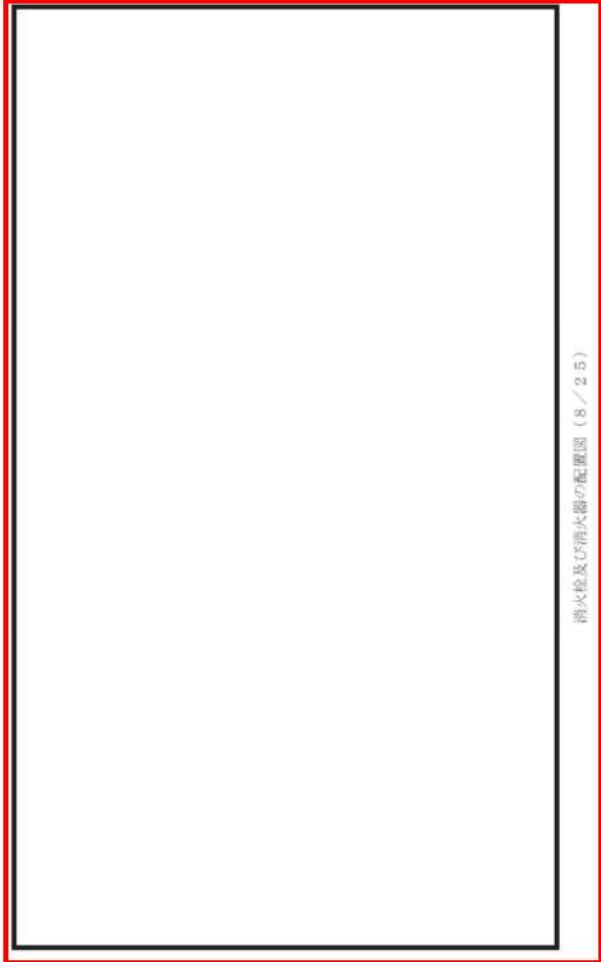
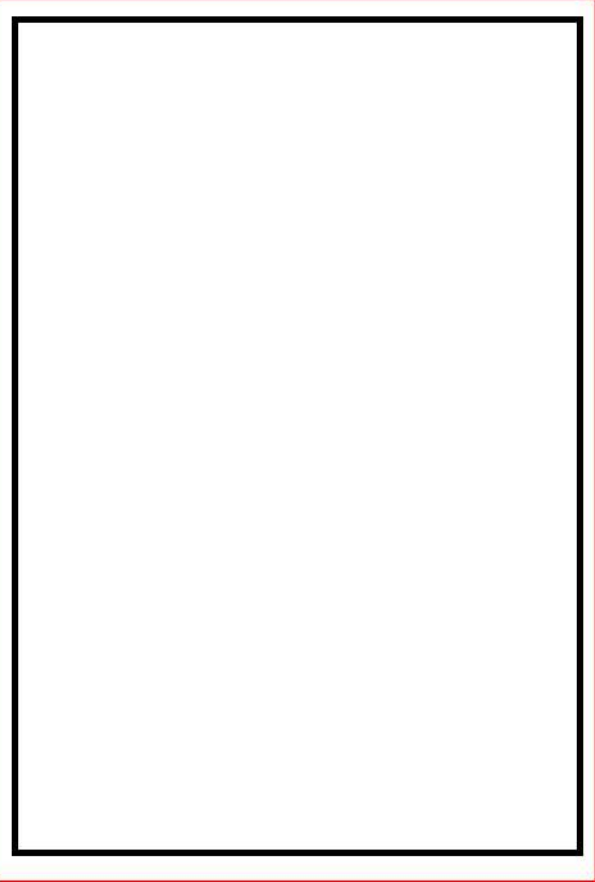

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="107 384 129 815" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">大飯3、4号機 消火栓配置図 原子炉建屋 EL26m</p>	 <p data-bbox="1276 512 1299 794" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">消火栓及び消火器の配置図 (6/25)</p>	 <p data-bbox="1930 384 1953 699" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">消火栓及び消火器の配置図 (6/24)</p>	<p data-bbox="1975 156 2087 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1975 188 2087 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1975 220 2159 312">設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 45px; top: 220px; font-size: small;">大飯3-4号機 消火栓配置図 原子炉建屋 EL33m</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 570px; top: 320px; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (7/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 865px; top: 290px; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (7/24)</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

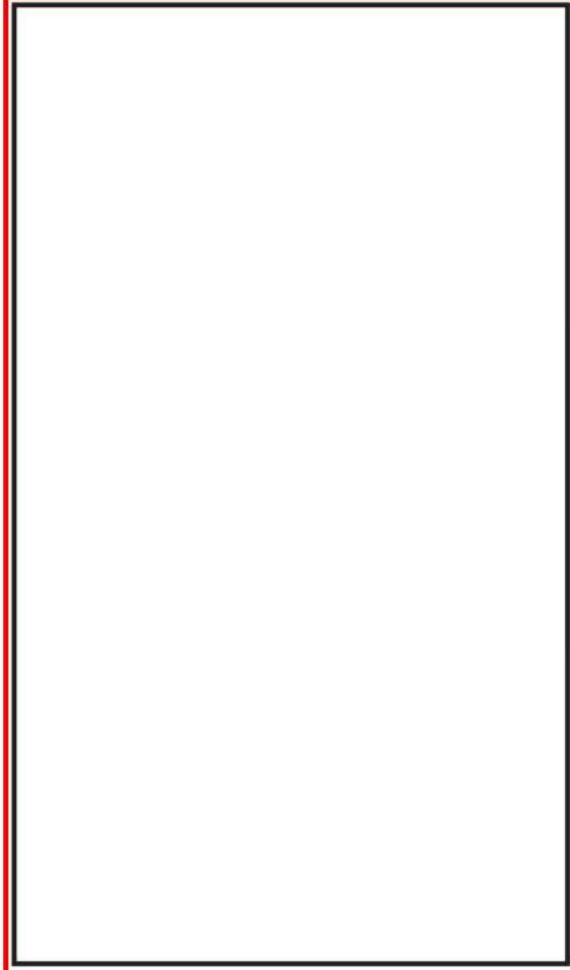
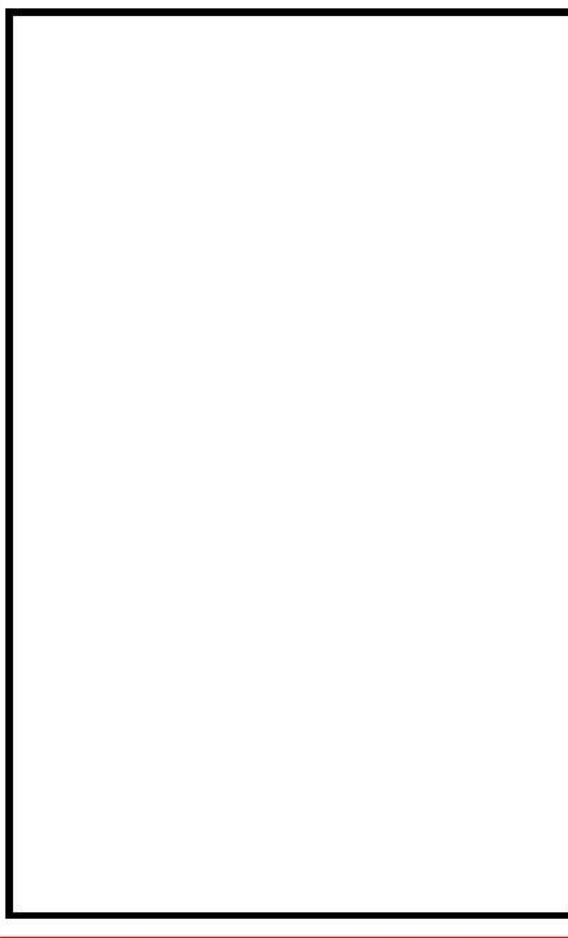
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (8/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (8/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

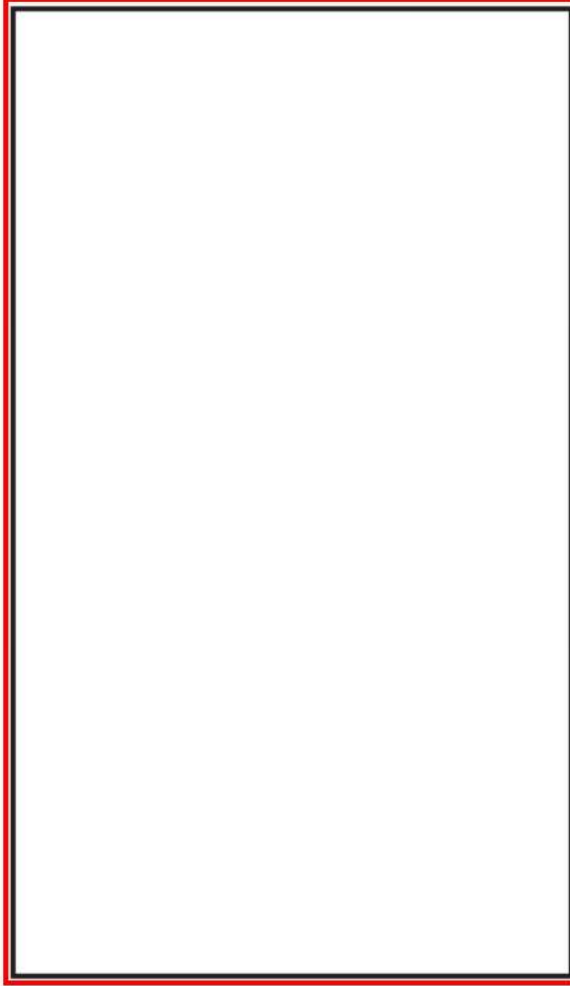
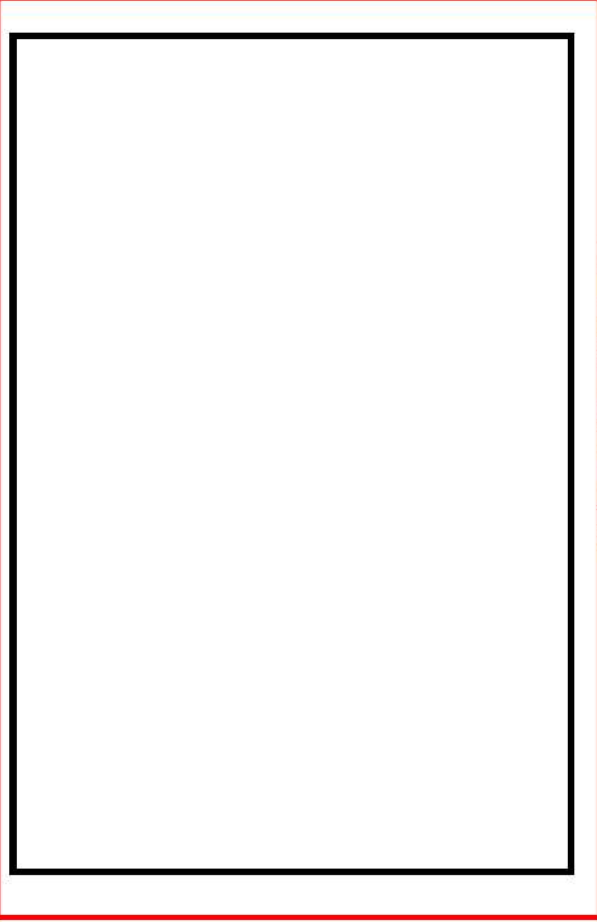
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (9/25)</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (9/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>


枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

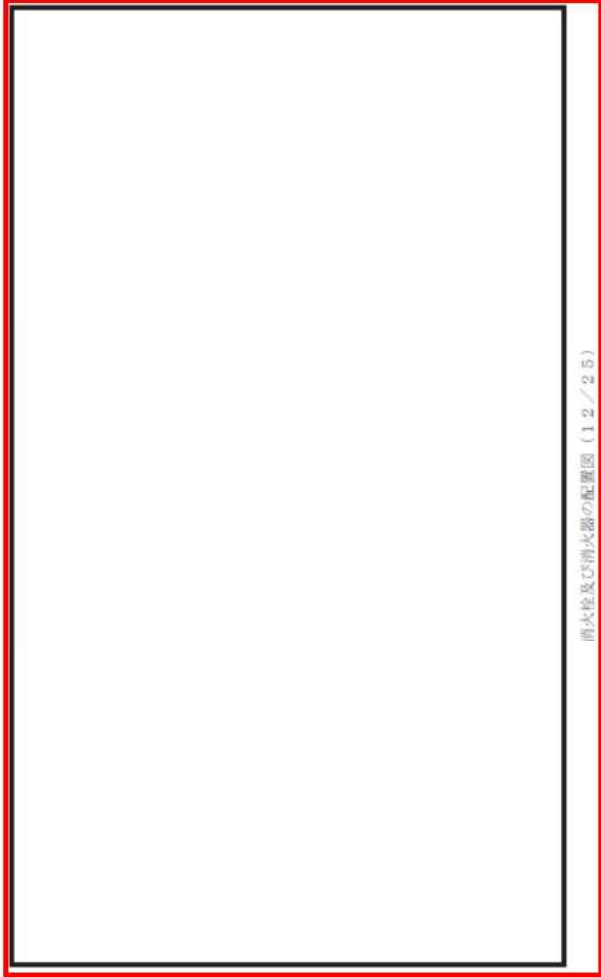
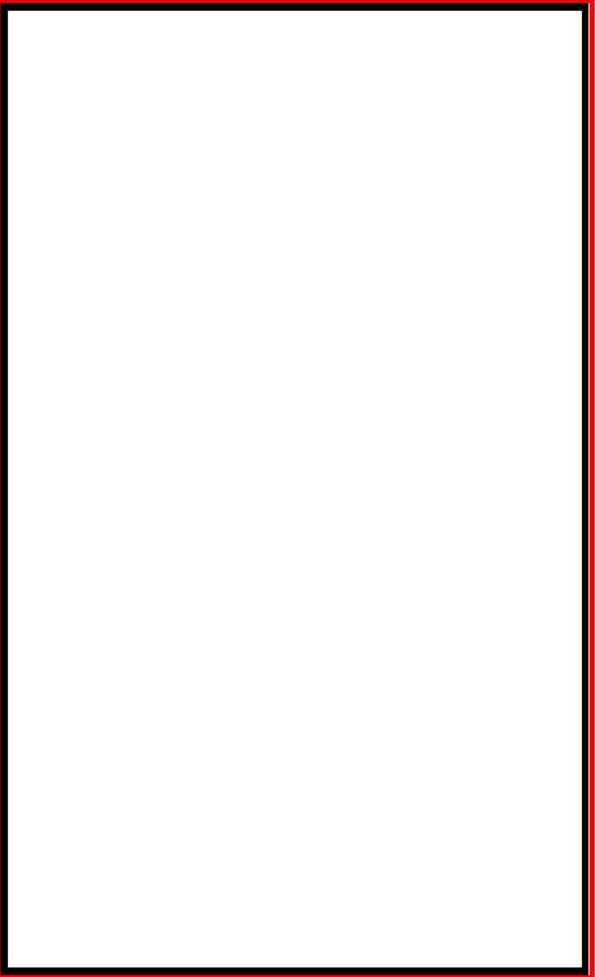
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;">  <p style="writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">消火栓及び消火器の配置図 (10/25)</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;">  <p style="writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">消火栓及び消火器の配置図 (10/24)</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (11/26)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (11/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

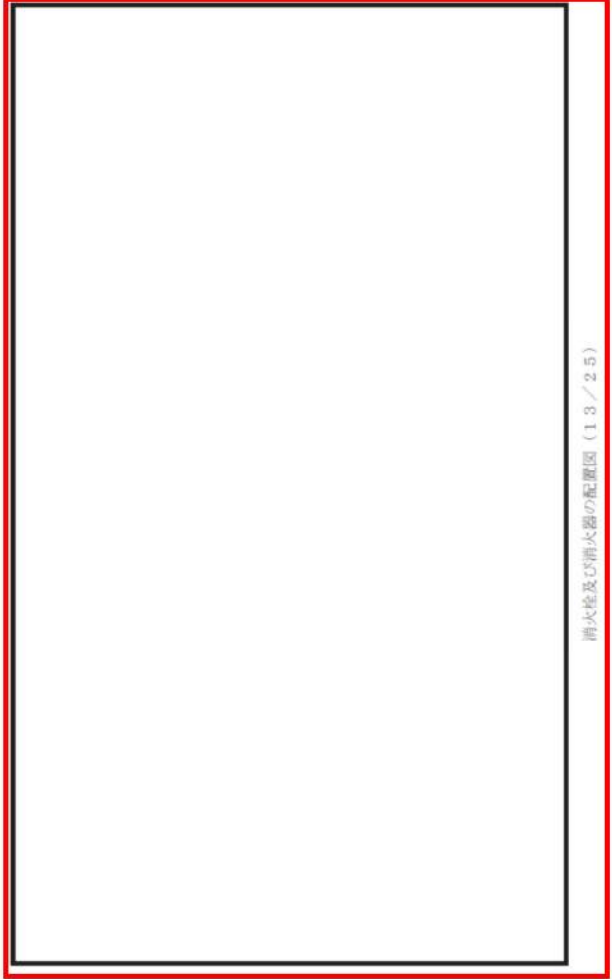
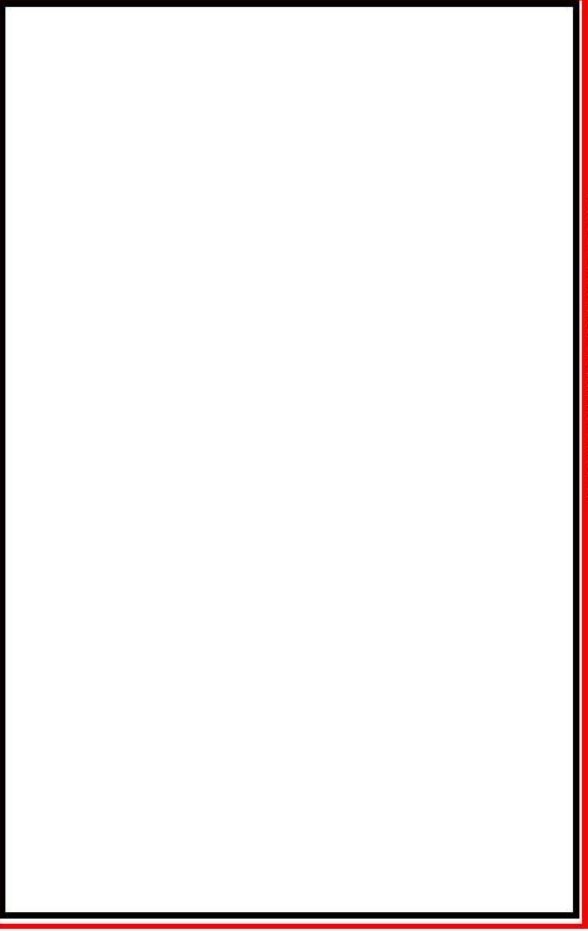

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

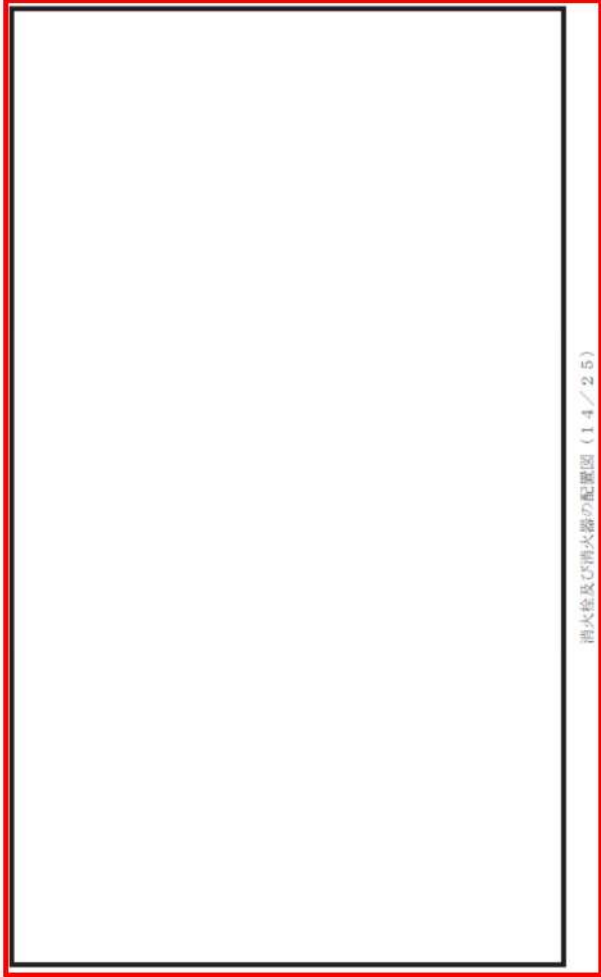
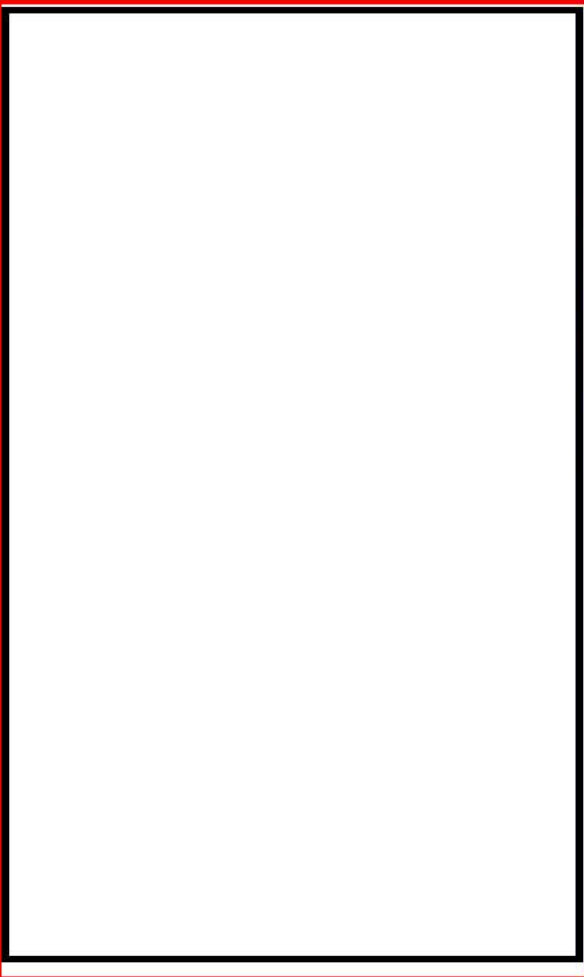

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (12/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (12/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

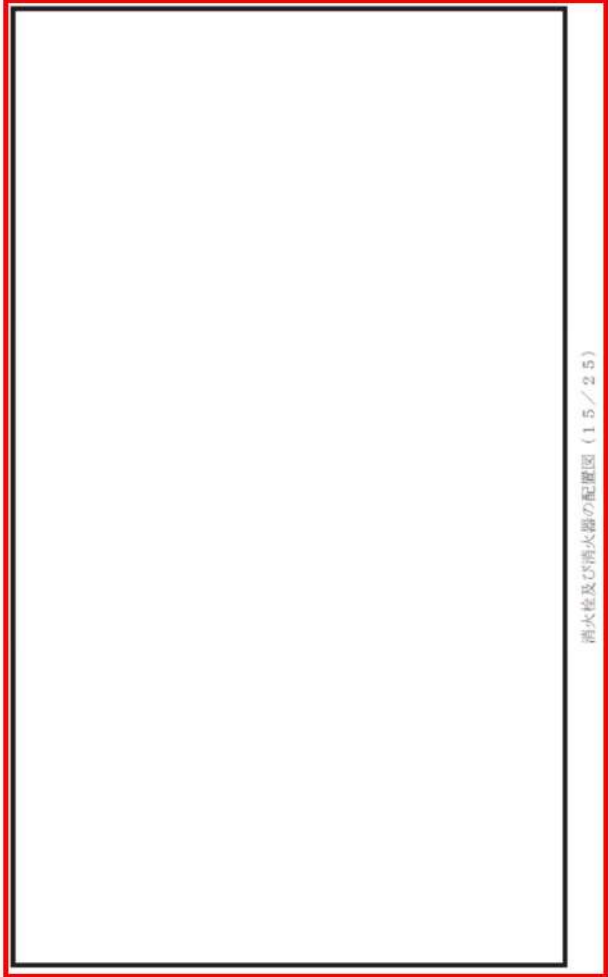
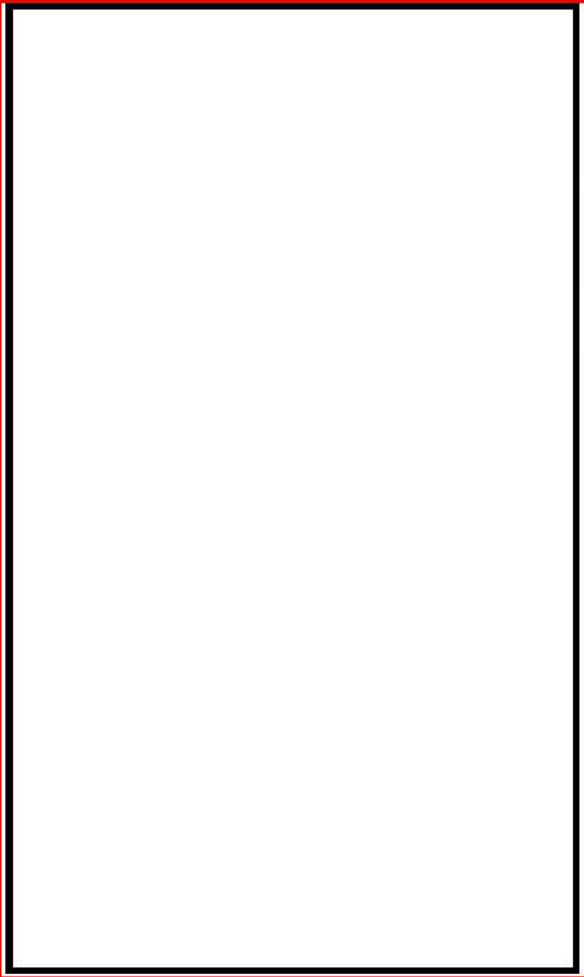

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (13/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (13/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

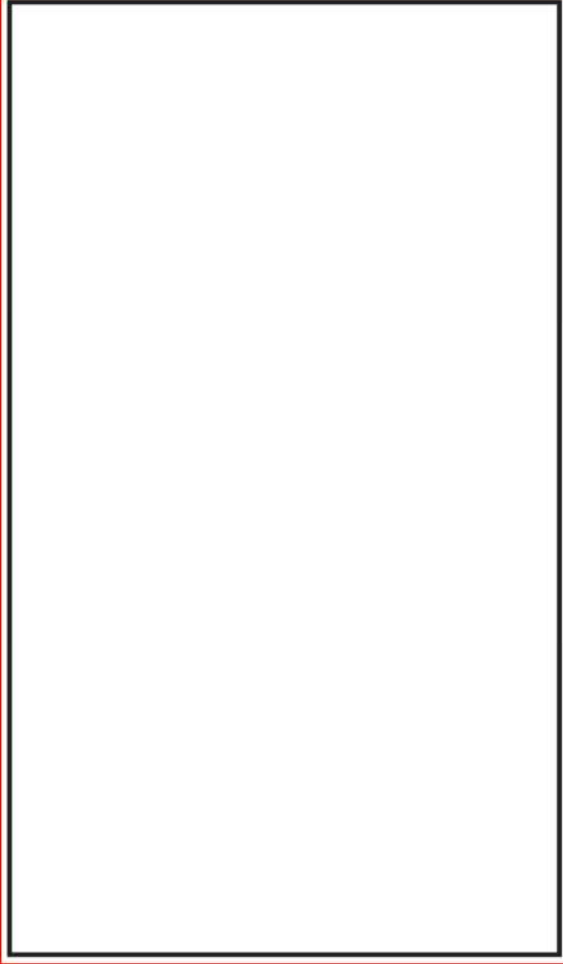
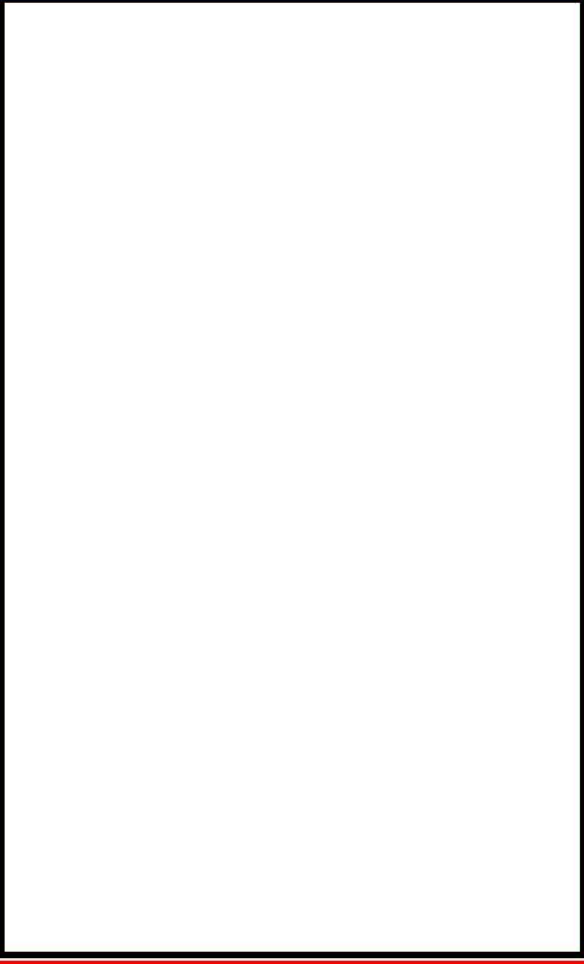

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (14/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (14/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

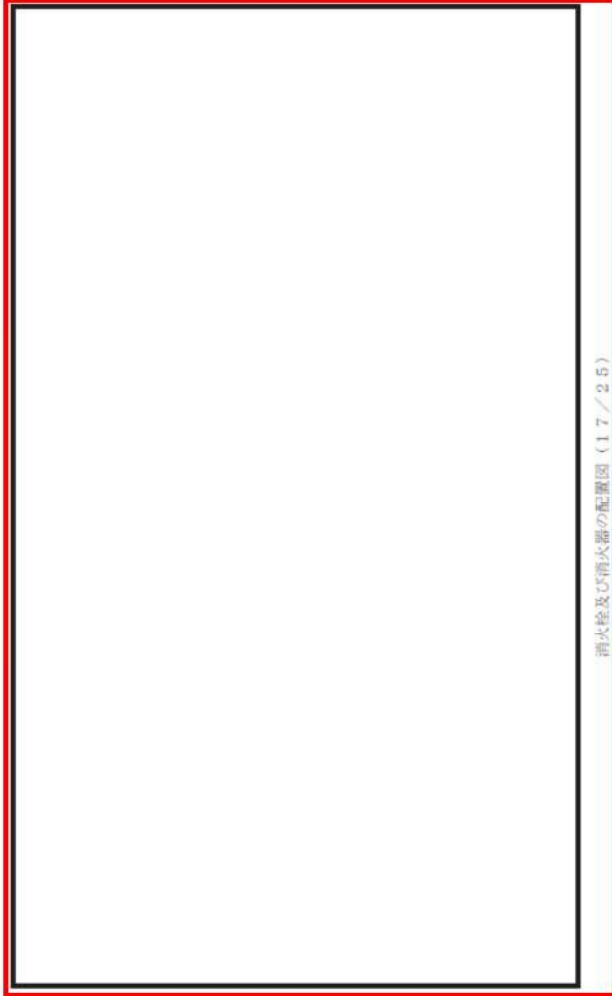
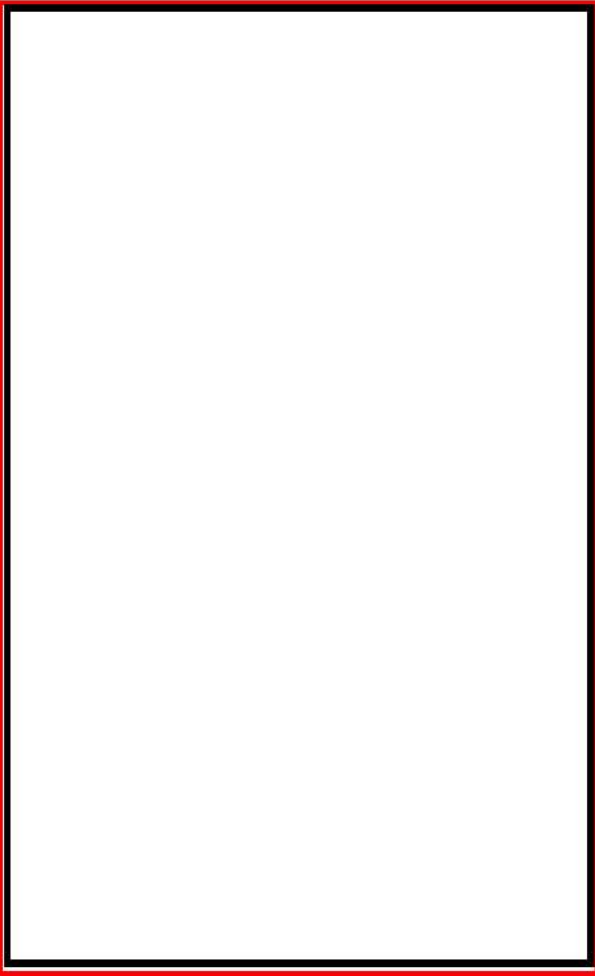

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (15/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (15/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

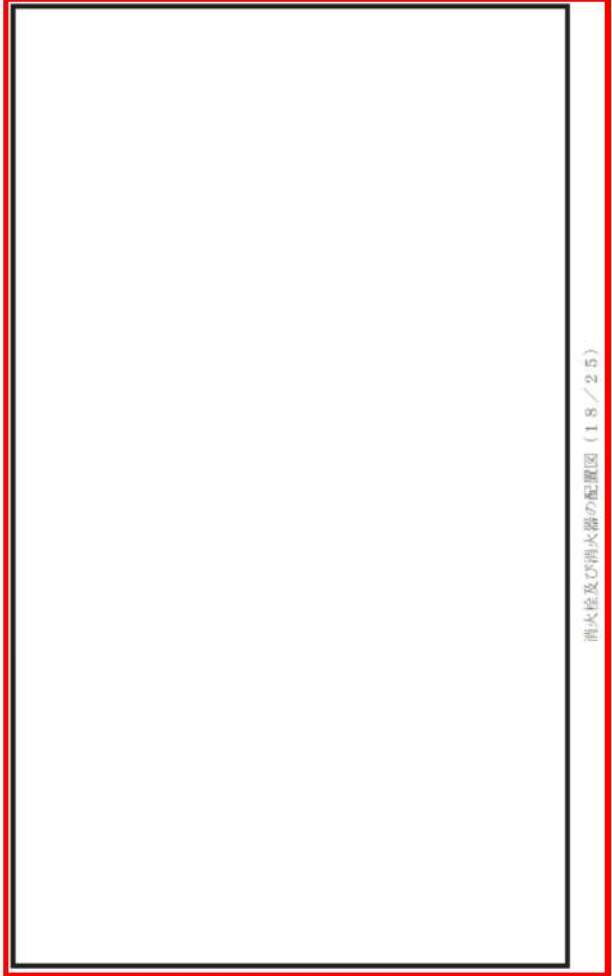
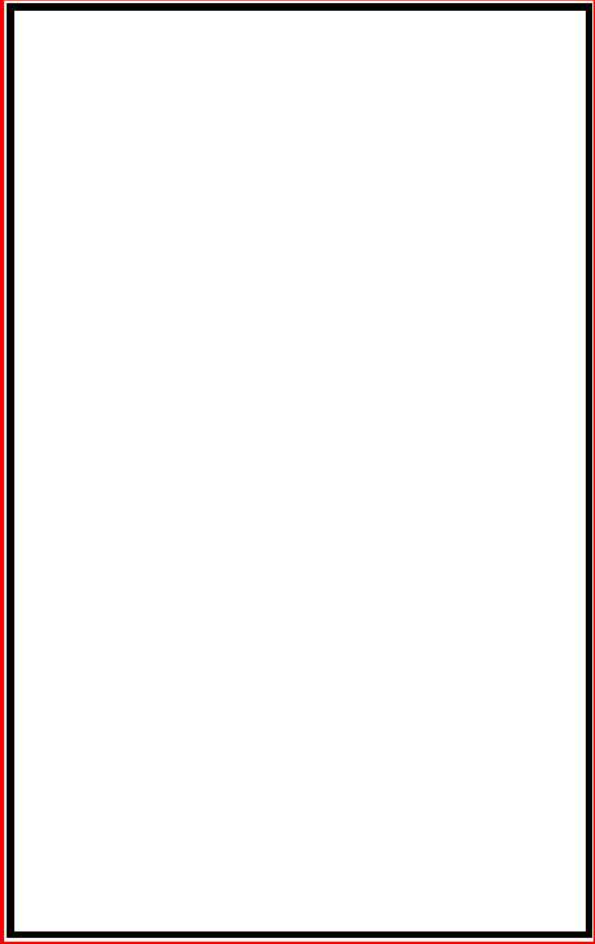
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (16/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (16/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

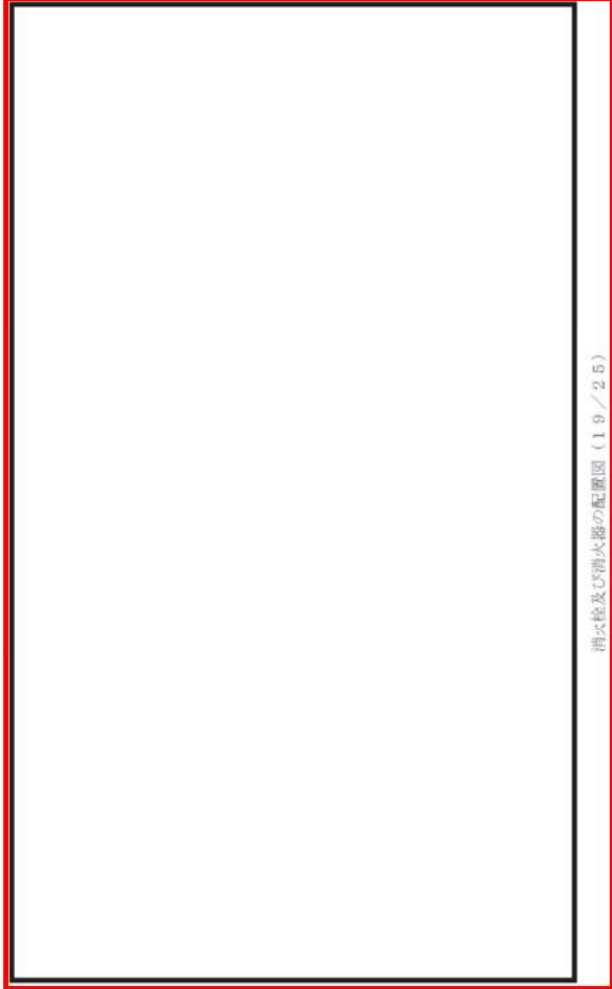
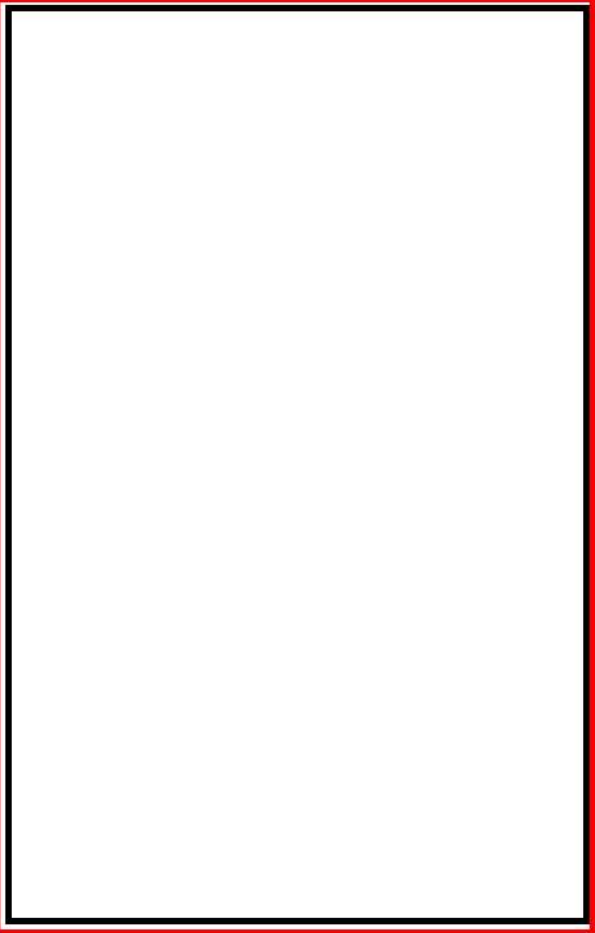

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (17/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (17/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

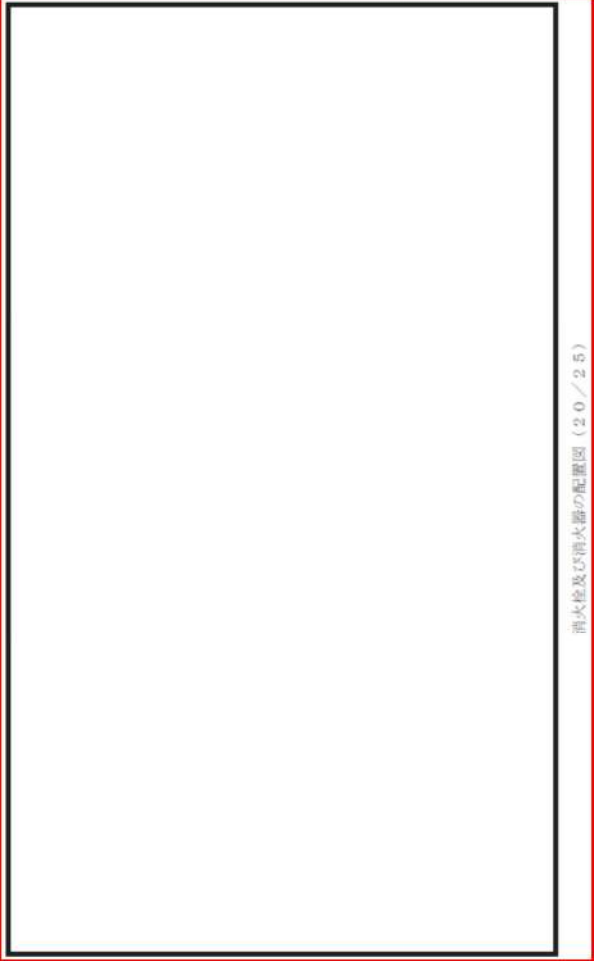
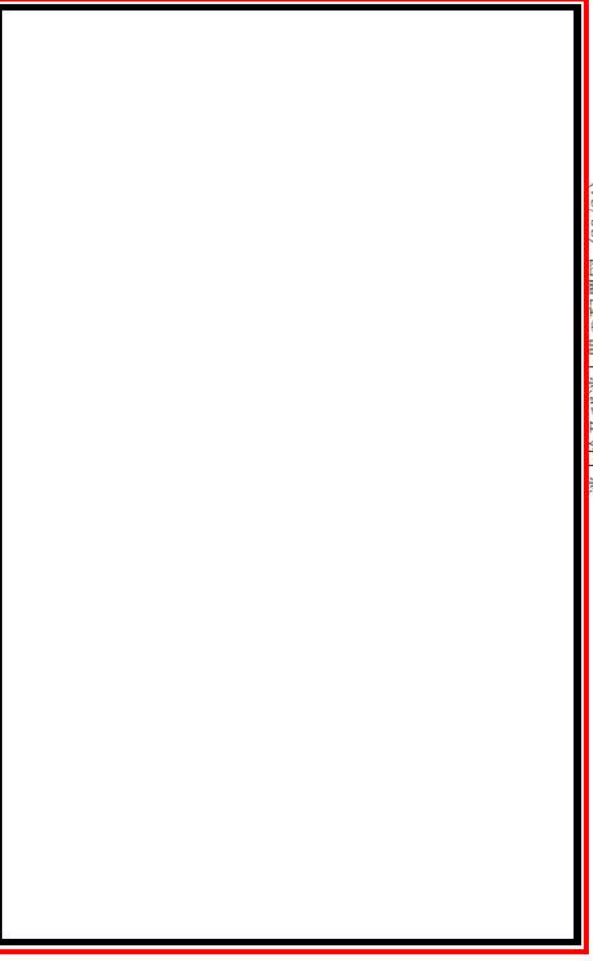

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (18/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (18/24)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (19/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (19/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

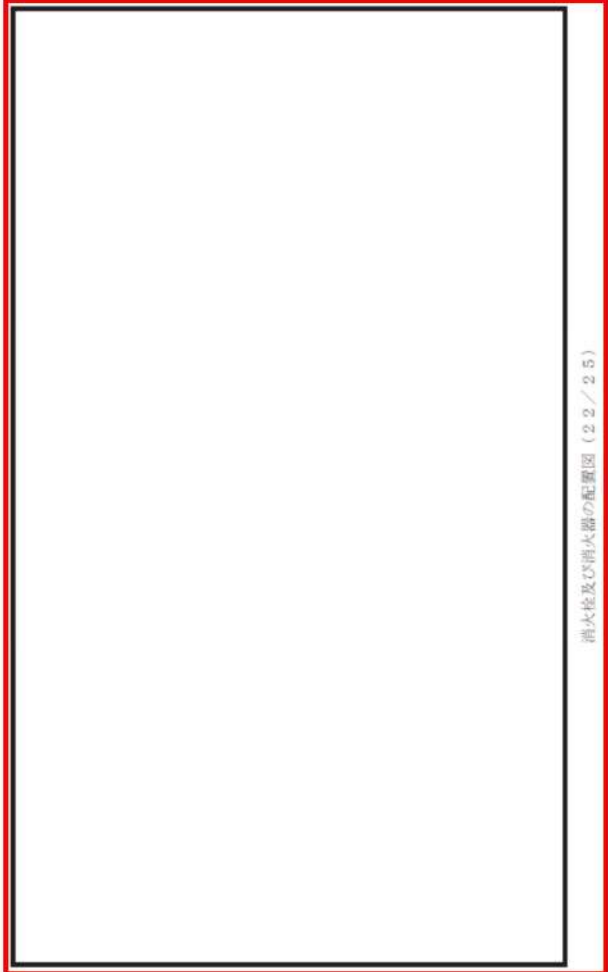
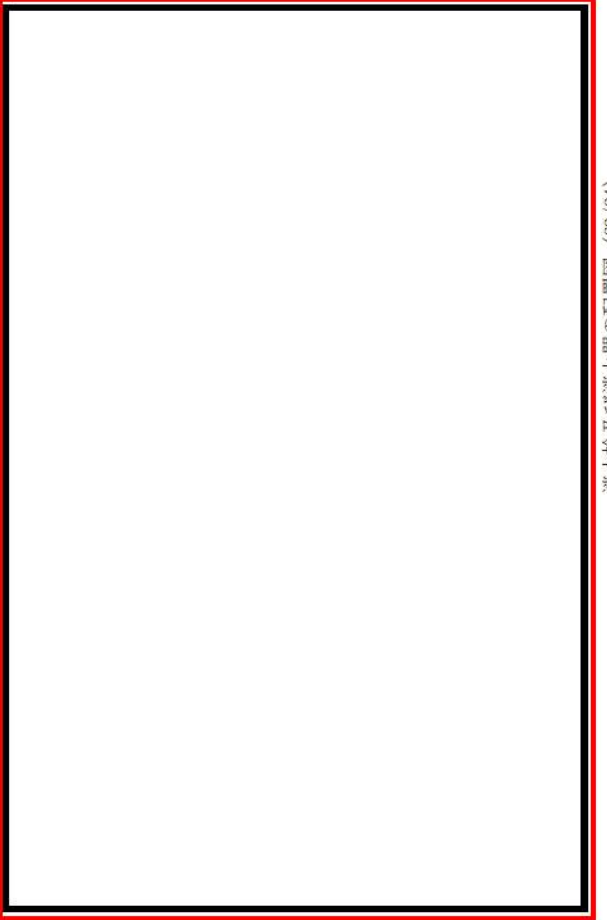

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (20/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (20/24)</p> <p style="text-align: center;">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

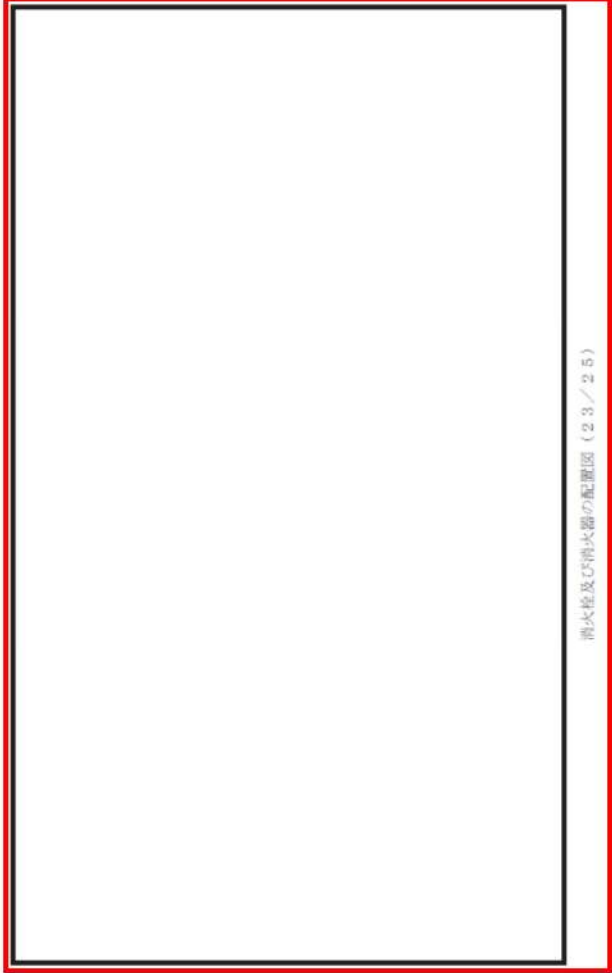
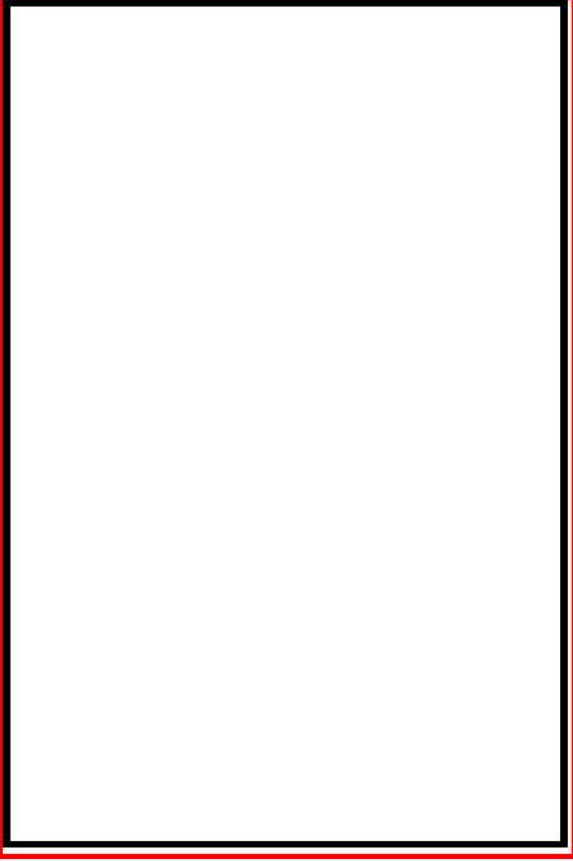

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (21/25)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (21/24)</p> <p style="margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

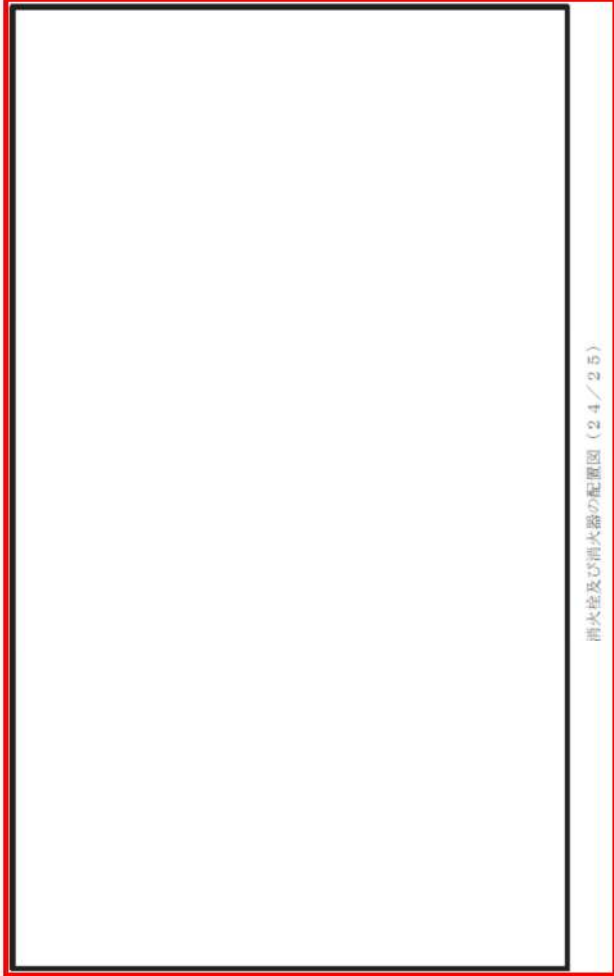
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (22/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (22/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

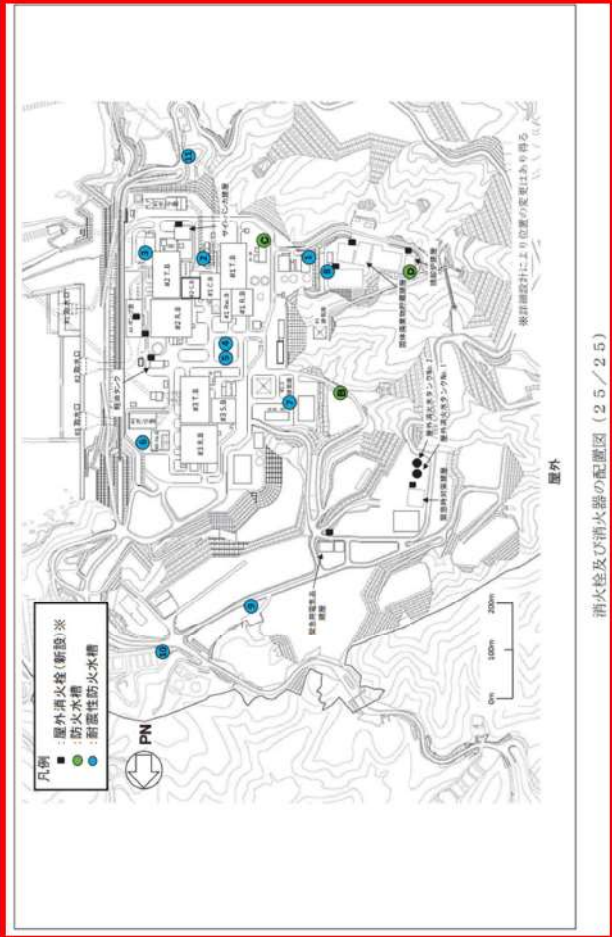
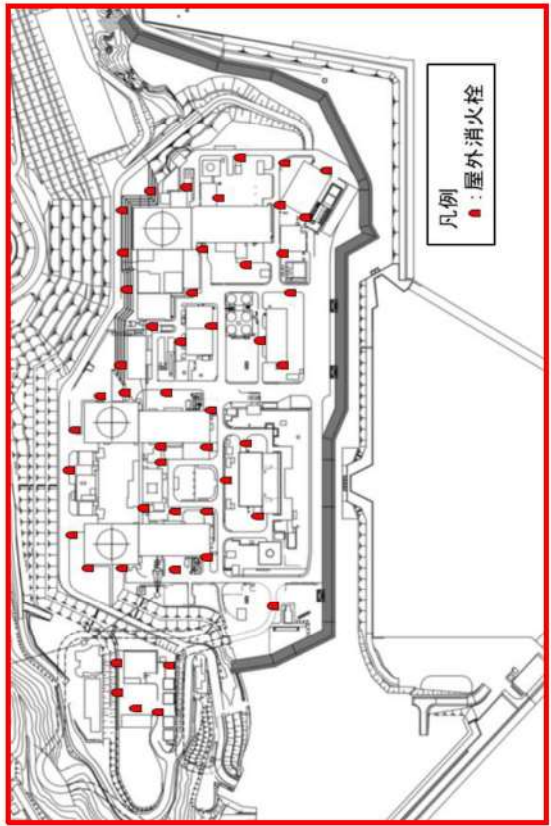
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (23/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (23/24)</p> <p style="text-align: center;">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; bottom: 10px;">消火栓及び消火器の配置図 (24/25)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>消火栓及び消火器の配置図 (2.5/2.5)</p>	 <p>消火栓及び消火器の配置図 (24/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料10 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">第1表：手動消火の対象となる低耐震クラスの油内包機器及び電源盤について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>装置番号</th> <th>装置名称</th> <th>消火設備の設置状況</th> <th>耐震B0クラスの油内包機器及び電源盤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-1-1</td> <td>トラス室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-1-21</td> <td>汽機循環冷却ポンプ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-1</td> <td>CRD計装ラック室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-28</td> <td>MPACタービンポンプ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-3</td> <td>CRD補修設備ポンプ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>CRD 手動消火設備</td> <td>通常は電源室に引き出される場合は考えにくく、使用上については作業員が検知することから、消火器による取組が適切</td> </tr> <tr> <td>R-5-5</td> <td>CRD補修室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-7</td> <td>ヤングラック室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-29</td> <td>TP装置室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-41</td> <td>熱室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-43</td> <td>MSトンネル室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-63</td> <td>TP駆動装置室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-68</td> <td>CST連絡配管トレンチ</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-8</td> <td>DGDD(ALHPCS)連絡配管トレンチ</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-10</td> <td>DGDD(B)連絡配管トレンチ</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-11</td> <td>RHRバルブ(B)室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-12</td> <td>RHRバルブ(A)室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-1</td> <td>IFインナー通路</td> <td>高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)</td> <td>共通 MCC15B-1</td> <td>主な可燃物及び電源盤に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-7-11</td> <td>ISIモックアップ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-14</td> <td>RHR 駆動装置(A)室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-28</td> <td>RW 制御室</td> <td>高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-7-40</td> <td>FCVS フィルタ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-43</td> <td>IF ハッチ室</td> <td>図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-50</td> <td>C:B連絡通路</td> <td>高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置</td> </tr> </tbody> </table>	装置番号	装置名称	消火設備の設置状況	耐震B0クラスの油内包機器及び電源盤	備考	R-1-1	トラス室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-1-21	汽機循環冷却ポンプ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-3-1	CRD計装ラック室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-3-28	MPACタービンポンプ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-3	CRD補修設備ポンプ室	図様(消火器)	CRD 手動消火設備	通常は電源室に引き出される場合は考えにくく、使用上については作業員が検知することから、消火器による取組が適切	R-5-5	CRD補修室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-7	ヤングラック室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-29	TP装置室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-41	熱室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-43	MSトンネル室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-63	TP駆動装置室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-5-68	CST連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-6-8	DGDD(ALHPCS)連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-6-10	DGDD(B)連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-6-11	RHRバルブ(B)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-6-12	RHRバルブ(A)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-7-1	IFインナー通路	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	共通 MCC15B-1	主な可燃物及び電源盤に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置	R-7-11	ISIモックアップ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-7-14	RHR 駆動装置(A)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-7-28	RW 制御室	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	-	主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置	R-7-40	FCVS フィルタ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-7-43	IF ハッチ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応	R-7-50	C:B連絡通路	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	-	主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全城ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>
装置番号	装置名称	消火設備の設置状況	耐震B0クラスの油内包機器及び電源盤	備考																																																																																																																							
R-1-1	トラス室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-1-21	汽機循環冷却ポンプ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-3-1	CRD計装ラック室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-3-28	MPACタービンポンプ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-3	CRD補修設備ポンプ室	図様(消火器)	CRD 手動消火設備	通常は電源室に引き出される場合は考えにくく、使用上については作業員が検知することから、消火器による取組が適切																																																																																																																							
R-5-5	CRD補修室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-7	ヤングラック室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-29	TP装置室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-41	熱室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-43	MSトンネル室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-63	TP駆動装置室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-5-68	CST連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-6-8	DGDD(ALHPCS)連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-6-10	DGDD(B)連絡配管トレンチ	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-6-11	RHRバルブ(B)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-6-12	RHRバルブ(A)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-1	IFインナー通路	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	共通 MCC15B-1	主な可燃物及び電源盤に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置																																																																																																																							
R-7-11	ISIモックアップ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-14	RHR 駆動装置(A)室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-28	RW 制御室	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	-	主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置																																																																																																																							
R-7-40	FCVS フィルタ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-43	IF ハッチ室	図様(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-50	C:B連絡通路	高圧固定式消火設備 (5t 機能種別) 図様(消火器)	-	主な可燃物に対して5t機能種別された固定式消火設備を設置																																																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料10 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置番号</th> <th>装置名称</th> <th>消火設備の設置状況</th> <th>設置目的(消火設備)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-7-32</td> <td>RH作動弁駆動装置</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-60</td> <td>計器校正室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-75</td> <td>パーソナルエアロック室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-76</td> <td>計器ベントレーション室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-8-18</td> <td>P.S.</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-8-20</td> <td>蒸気炉排煙(A)室送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-8-26</td> <td>メンテナンス室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-1</td> <td>2F インター通路</td> <td>高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-9-12</td> <td>ガス計測室(9)室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-14</td> <td>GMS ラック(B)室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-15</td> <td>GMS ラック(A)室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-16</td> <td>SOTS フィルタユニット室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-28</td> <td>HECW 冷凍機(ポンプ)室(D)室</td> <td>高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-9-34</td> <td>蒸気炉排煙(HPCS)送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-36</td> <td>除染室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-40</td> <td>D/Q(A)室非常用送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-44</td> <td>D/Q(HPCS)室非常用送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-45</td> <td>D/Q(B)室非常用送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-47</td> <td>SOTS ファン(B)室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-55</td> <td>蒸気炉排煙(A)室送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-58</td> <td>SOTS ファン(A)室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-9-64</td> <td>蒸気炉排煙(B)室送風機室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> <tr> <td>R-11-1</td> <td>運転室</td> <td>設置(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応</td> </tr> </tbody> </table>	装置番号	装置名称	消火設備の設置状況	設置目的(消火設備)	備考	R-7-32	RH作動弁駆動装置	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-7-60	計器校正室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-7-75	パーソナルエアロック室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-7-76	計器ベントレーション室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-8-18	P.S.	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-8-20	蒸気炉排煙(A)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-8-26	メンテナンス室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-1	2F インター通路	高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)	-	主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置	R-9-12	ガス計測室(9)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-14	GMS ラック(B)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-15	GMS ラック(A)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-16	SOTS フィルタユニット室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-28	HECW 冷凍機(ポンプ)室(D)室	高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)	-	主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置	R-9-34	蒸気炉排煙(HPCS)送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-36	除染室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-40	D/Q(A)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-44	D/Q(HPCS)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-45	D/Q(B)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-47	SOTS ファン(B)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-55	蒸気炉排煙(A)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-58	SOTS ファン(A)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-9-64	蒸気炉排煙(B)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応	R-11-1	運転室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全城ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>
装置番号	装置名称	消火設備の設置状況	設置目的(消火設備)	備考																																																																																																																							
R-7-32	RH作動弁駆動装置	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-60	計器校正室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-75	パーソナルエアロック室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-7-76	計器ベントレーション室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-8-18	P.S.	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-8-20	蒸気炉排煙(A)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-8-26	メンテナンス室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-1	2F インター通路	高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)	-	主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置																																																																																																																							
R-9-12	ガス計測室(9)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-14	GMS ラック(B)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-15	GMS ラック(A)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-16	SOTS フィルタユニット室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-28	HECW 冷凍機(ポンプ)室(D)室	高圧固定式消火設備 (1% 濃縮液剤) 設置(消火器)	-	主な可燃物に対しては濃縮液剤された固定式消火設備を設置																																																																																																																							
R-9-34	蒸気炉排煙(HPCS)送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-36	除染室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-40	D/Q(A)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-44	D/Q(HPCS)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-45	D/Q(B)室非常用送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-47	SOTS ファン(B)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-55	蒸気炉排煙(A)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-58	SOTS ファン(A)室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-9-64	蒸気炉排煙(B)室送風機室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							
R-11-1	運転室	設置(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を極く抑えられることから消火器により対応																																																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料10 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置番号</th> <th>設置名称</th> <th>消火設備の 設置状況</th> <th>設置状況の 適用可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Q-3-2</td> <td>変圧室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>Q-4-1</td> <td>中央制御室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能</td> </tr> <tr> <td>Q-4-2</td> <td>プロセス計算機室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能</td> </tr> <tr> <td>Y-1-1</td> <td>RHWポンプ(A)(D)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-3</td> <td>HPSWポンプ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-4</td> <td>RHWポンプ(B)(D)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-6</td> <td>送分ケーブル連絡トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-7</td> <td>送分ケーブル連絡トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-1</td> <td>ODD(A)(HPCS)連絡配管トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-2</td> <td>燃料移送ポンプ(HPCS)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-3</td> <td>軽油タンク室(A)</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-4</td> <td>ODD(B)連絡配管トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-5</td> <td>燃料移送ポンプ(B)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-6</td> <td>軽油タンク室(B)</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-7</td> <td>常水貯蔵タンク/連絡トレンチ/パ ルプ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>Y-7-8</td> <td>燃料移送ポンプ(A)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-9</td> <td>軽油タンク室(H)</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>T-1-2F</td> <td>送分用ガスホールアップ塔室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>T-3-13</td> <td>排ガス浄水器(A)(B)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可</td> </tr> </tbody> </table>	設置番号	設置名称	消火設備の 設置状況	設置状況の 適用可否	備考	Q-3-2	変圧室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可	Q-4-1	中央制御室	図録(消火器)	-	遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能	Q-4-2	プロセス計算機室	図録(消火器)	-	遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能	Y-1-1	RHWポンプ(A)(D)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-3	HPSWポンプ室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-4	RHWポンプ(B)(D)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-6	送分ケーブル連絡トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-7	送分ケーブル連絡トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-1	ODD(A)(HPCS)連絡配管トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-2	燃料移送ポンプ(HPCS)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-3	軽油タンク室(A)	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-4	ODD(B)連絡配管トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-5	燃料移送ポンプ(B)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-6	軽油タンク室(B)	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-7	常水貯蔵タンク/連絡トレンチ/パ ルプ室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可	Y-7-8	燃料移送ポンプ(A)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-9	軽油タンク室(H)	図録(消火器)	-	消火器にて対応	T-1-2F	送分用ガスホールアップ塔室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可	T-3-13	排ガス浄水器(A)(B)室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油 内包機器が設置される 火災区域又は火災区画 に対し、全城ガス消火設 備を設置するため、当該 記載がない。</p>
設置番号	設置名称	消火設備の 設置状況	設置状況の 適用可否	備考																																																																																																			
Q-3-2	変圧室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可																																																																																																			
Q-4-1	中央制御室	図録(消火器)	-	遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能																																																																																																			
Q-4-2	プロセス計算機室	図録(消火器)	-	遠隔操作が可能なことから消火 活動による消火が可能																																																																																																			
Y-1-1	RHWポンプ(A)(D)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-1-3	HPSWポンプ室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-1-4	RHWポンプ(B)(D)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-1-6	送分ケーブル連絡トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-1-7	送分ケーブル連絡トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-1	ODD(A)(HPCS)連絡配管トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-2	燃料移送ポンプ(HPCS)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-3	軽油タンク室(A)	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-4	ODD(B)連絡配管トレンチ	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-5	燃料移送ポンプ(B)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-6	軽油タンク室(B)	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-7	常水貯蔵タンク/連絡トレンチ/パ ルプ室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可																																																																																																			
Y-7-8	燃料移送ポンプ(A)室	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
Y-7-9	軽油タンク室(H)	図録(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																			
T-1-2F	送分用ガスホールアップ塔室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可																																																																																																			
T-3-13	排ガス浄水器(A)(B)室	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災発生を低く抑えられることから 消火器により対応可																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

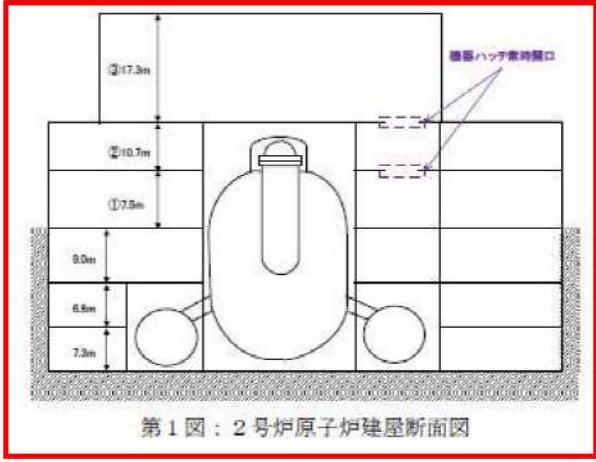
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 移動式消火設備について</p> <p>1. 設備概要</p> <p>発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備 (化学消防自動車:2台及び泡原液搬送車:1台)を配備している。</p> <p>移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所の例を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車 (第1図)は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。</p> <p>なお、泡原液搬送車 (第2図)については、1,000Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。</p> <p>これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約500mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の事務本館等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、第3保管エリア及び第4保管エリアに分散配備しており、万一、第3保管エリアに配備した化学消防自動車等が出動不可能な場合でも、初期消火要員が事務本館等から第4保管エリアに15分以内に到着することで、当該箇所に保管している化学消防自動車を用いて速やかな消火活動が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料11</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 移動式消火設備について</p> <p>1. 設備概要</p> <p>発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備 (化学消防自動車:1台、水槽付消防ポンプ自動車:1台、資機材運用車両1台)を配備している。</p> <p>移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所の例を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車 (第1図)は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。</p> <p>水槽付消防ポンプ自動車 (第2図)は、大容量水槽を有していることから、消火用水による消火を可能とする。</p> <p>なお、資機材運用車両 (第3図)については、740Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。</p> <p>これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約400mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の51m倉庫・車庫等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、初期消火要員が24時間待機している51m倉庫・車庫に配備しており、かつ、火災想定箇所へのアクセスルートを複数選定しているため、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車を用いて速やかな消火活動が可能である。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>配備する移動式消火設備の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>配備する移動式消火設備の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>使用するホースの長さの相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 <p>待機場所の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>待機場所の相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>配備する移動式消火設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	<p style="text-align: center;">第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所</p> <table border="1" data-bbox="719 193 1290 612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>化学消防自動車</th> <th>泡原液搬送車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td> <td>水又は泡水溶液</td> <td>泡消火薬剤 (搬送・備蓄)</td> </tr> <tr> <td>水槽</td> <td>1,500L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原液槽</td> <td>500L</td> <td>1,000L (搬送・備蓄)</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>冷却及び窒息</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>希釈濃度</td> <td>3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用規格</td> <td>消防法 その他関係法令</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプの級別</td> <td>A-2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防ホース長</td> <td>20m×25本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水槽への給水</td> <td>防火水槽 ら遠水タンク</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配備台数</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>配備場所</td> <td>第3保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>第3保管エリア</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="719 639 1048 852" style="text-align: center;">  <p>第1図：化学消防自動車</p> </div> <div data-bbox="1048 639 1285 852" style="text-align: center;">  <p>第2図：泡原液搬送車</p> </div> </div>	項目	仕様		化学消防自動車	泡原液搬送車	消火剤	水又は泡水溶液	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)	水槽	1,500L	—	原液槽	500L	1,000L (搬送・備蓄)	消火原理	冷却及び窒息	—	泡消火薬剤	—	—	希釈濃度	3%	—	消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効	—	適用規格	消防法 その他関係法令	—	ポンプの級別	A-2	—	消防ホース長	20m×25本	—	水槽への給水	防火水槽 ら遠水タンク	—	配備台数	2台	1台	配備場所	第3保管エリア及び第4保管エリア	第3保管エリア	<p style="text-align: center;">第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所</p> <table border="1" data-bbox="1346 201 1951 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">仕様</th> </tr> <tr> <th>化学消防自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>資機材運搬用車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">消火剤</td> <td>消火剤</td> <td>水又は泡水溶液</td> <td>泡消火薬剤 (搬送・備蓄)</td> </tr> <tr> <td>水槽</td> <td>1300L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原液槽</td> <td>500L</td> <td>740L (搬送・備蓄)</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 希釈濃度</td> <td>3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効</td> <td>水：消火剤の確保が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法 その他関係法令</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプの級別</td> <td>A-2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防ホース長</td> <td>20m×20本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水槽への給水</td> <td>消火栓 防火水槽 原水塔</td> <td>消火栓 防火水槽 原水塔</td> </tr> <tr> <td>配備台数</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>配備場所</td> <td>—</td> <td>51m倉庫・車庫</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1339 660 1608 879" style="text-align: center;">  <p>第1図：化学消防自動車</p> </div> <div data-bbox="1653 660 1906 879" style="text-align: center;">  <p>第2図：水槽付消防ポンプ自動車</p> </div> </div> <div data-bbox="1339 895 1608 1139" style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>第3図：資機材運搬用車両</p> </div>	項目	仕様			化学消防自動車	水槽付消防ポンプ自動車	資機材運搬用車両	消火剤	消火剤	水又は泡水溶液	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)	水槽	1300L	—	原液槽	500L	740L (搬送・備蓄)	泡消火薬剤 希釈濃度	3%	—	消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効	水：消火剤の確保が必要	—	消火設備	適用規格	消防法 その他関係法令	—	ポンプの級別	A-2	—	消防ホース長	20m×20本	—	水槽への給水	消火栓 防火水槽 原水塔	消火栓 防火水槽 原水塔	配備台数	1台	1台	1台	配備場所	—	51m倉庫・車庫	—	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 配備する移動式消火設備の相違 【女川】 ■設備名称、配備場所の相違</p>
項目	仕様																																																																																											
	化学消防自動車	泡原液搬送車																																																																																										
消火剤	水又は泡水溶液	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)																																																																																										
水槽	1,500L	—																																																																																										
原液槽	500L	1,000L (搬送・備蓄)																																																																																										
消火原理	冷却及び窒息	—																																																																																										
泡消火薬剤	—	—																																																																																										
希釈濃度	3%	—																																																																																										
消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効	—																																																																																										
適用規格	消防法 その他関係法令	—																																																																																										
ポンプの級別	A-2	—																																																																																										
消防ホース長	20m×25本	—																																																																																										
水槽への給水	防火水槽 ら遠水タンク	—																																																																																										
配備台数	2台	1台																																																																																										
配備場所	第3保管エリア及び第4保管エリア	第3保管エリア																																																																																										
項目	仕様																																																																																											
	化学消防自動車	水槽付消防ポンプ自動車	資機材運搬用車両																																																																																									
消火剤	消火剤	水又は泡水溶液	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)																																																																																									
	水槽	1300L	—																																																																																									
	原液槽	500L	740L (搬送・備蓄)																																																																																									
	泡消火薬剤 希釈濃度	3%	—																																																																																									
消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：泡火災に極めて有効	水：消火剤の確保が必要	—																																																																																									
消火設備	適用規格	消防法 その他関係法令	—																																																																																									
	ポンプの級別	A-2	—																																																																																									
	消防ホース長	20m×20本	—																																																																																									
	水槽への給水	消火栓 防火水槽 原水塔	消火栓 防火水槽 原水塔																																																																																									
配備台数	1台	1台	1台																																																																																									
配備場所	—	51m倉庫・車庫	—																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 10</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 重大事故等対処施設を設けた原子炉建屋通路部の消火方針について</p> <p>1. 概要 女川原子力発電所2号炉において、重大事故等対処施設を設けた原子炉建屋通路部で火災が発生した場合の消火活動の概要について以下に示す。</p> <p>2. 原子炉建屋内のレイアウト 女川原子力発電所2号炉における原子炉建屋内において、火災発生時の消火の観点で特徴的な通路部のレイアウトを第1図に示す。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第1図：2号炉原子炉建屋断面図</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の原子炉建屋通路部においては、火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、これは島根2号炉と同様である。本添付資料比較表の次頁以降も相違理由は同じであるため、相違は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①原子炉建屋1階</p>  <p>②原子炉建屋2階</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③原子炉建屋3階</p>  <p>第2図：機器ハッチの状況（地上1階～2階）</p> <p>3. 原子炉建屋通路部における火災発生時の消火</p> <p>原子炉建屋通路部における主な可燃物は、油内包機器、電源盤及びケーブルトレイであることから、これらに対する消火方法について以下に示す。</p> <p>（1）油内包機器に対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されている油内包機器は、主なものとしてほう酸水注入系ポンプがある。このポンプが内包する潤滑油は、その特性上、少量が燃焼しても煙が多く発生する可能性がある。</p> <p>油内包機器に対しては迅速な消火が必要なこと、固定式の局所消火設備の消火剤のうち、ガス系の消火剤は他の機器へ影響を及ぼすおそれが小さいことから、油内包機器に対しては、固定式の局所ガス消火設備を設置する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本固定式局所ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作によって消火が可能な設備とする。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備は、消火ガスとしてハロン 1301 を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計とし、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>油内包機器に対する局所ガス消火設備の概要を第3図に示す。</p> <div data-bbox="712 667 1308 1198" data-label="Diagram"> <p>第3図：局所ガス消火設備概要図（油内包機器）</p> </div> <p>(2) モータコントロールセンタに対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されているモータコントロールセンタについては、過電流保護装置が設置されているため、当該モータコントロールセンタに過電流が継続して火災が発生するおそれはない。しかしながら、万一モータコントロールセンタに火災が発生した場合に速やかに消火が可能となるよう、固定式の局所ガス消火設備を設置する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

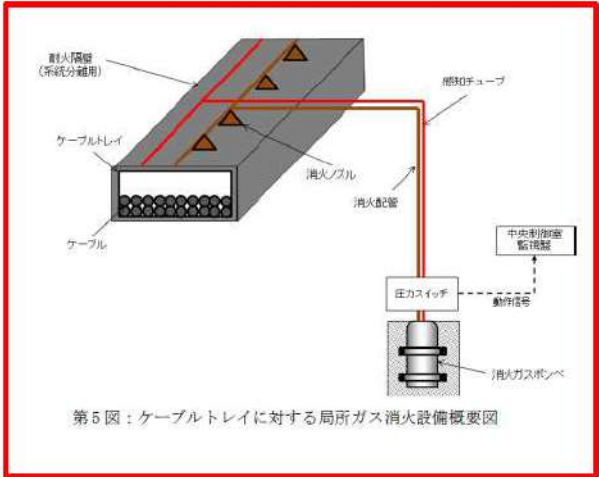
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、モータコントロールセンタに対する固定式消火設備については、固定式ガス消火設備が考えられるが、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作起動によって消火が可能な設備とする。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてハロン 1301 を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計とし、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>モータコントロールセンタに対する局所ガス消火設備の概要を第4図に示す。</p> <div data-bbox="712 735 1296 1297" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>第4図：局所ガス消火設備概要図（モータコントロールセンタ）</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブルトレイに対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されているケーブルは、原子炉建屋通路部の中でも可燃物量が大きく（階層毎の発熱量は約 413,000MJ～734,000MJ）、火災が発生した場合は発生箇所への迅速な消火が必要である。これらのケーブルを敷設するケーブルトレイに対する局所消火方法としては、固定式泡消火設備、固定式ガス消火設備及び消火活動による消火が挙げられる。</p> <p>ケーブルトレイに対する固定式消火設備については、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動起動によって消火が可能な設備とする。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてFK-5-1-12を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。</p> <p>さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計とし、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>以上より、原子炉建屋通路部のケーブルトレイについては、安全機能を有する機器等への影響を考慮し、FK-5-1-12を使用する局所放出の固定式ガス消火設備を設置する。</p> <p>ケーブルトレイに対する局所固定式消火設備の概要を第5図に示す。なお、適用に当たっては消火設備の設計の妥当性について、試験等により確認するものとする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5図：ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備概要図</p> <p>(4) その他の可燃物に対する消火方針の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されている上記(1)～(3)以外の可燃物については、可燃物が少ないこと、管体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一、当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としていること、又は使用時以外通電せず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがなく、万一、火災が発生しても煙の発生を抑えることから、消火活動が困難とならない。(別紙1)このようなものに対しては、火災発生時に初期消火要員が火災発生場所に急行し、消火器等を使用して消火活動を行うものとする。女川原子力発電所では、初期消火要員が常駐しており、消火手順の整備や消火活動に必要な資機材(消火器、耐熱服、セルフエアセット等)の配備を行っている。初期消火要員は、建屋内火災を想定した訓練を実施している。</p> <p>(5) 原子炉建屋通路部の持込み可燃物管理</p> <p>原子炉建屋通路部については、持込み可燃物管理を実施する。持込み可燃物管理における火災の発生防止・延焼防止に関する遵守事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルトレイ直下への可燃物の仮置を禁止する。 ・火災区域又は火災区画で周囲に火災防護対象機器がない場所に可燃物を仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を準備する。 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・火災区域又は火災区画での作業に伴い、火災防護対象機器近傍に作業上必要な可燃物を持ち込む際には作業員の近くに置くとともに、休憩時や作業終了時には火災防護対象機器近傍から移動する。</p> <p>・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、可燃物の仮置きを禁止する。</p> <p>なお、原子炉建屋通路部において定期検査中の放射線管理資機材等の設置、工事用仮設分電盤設置、工事用ケーブル・ホース類架設等の可燃性の資機材を設置する場合には、防火監視の強化、可燃性の資機材から一定距離以内での火気作業禁止といった措置を行い、火災の発生防止・延焼防止に努めることを持ち込み可燃物の運用管理手順に定める。</p> <p>(6) まとめ</p> <p>原子炉建屋通路部には補足 41-4 で示すように異なる2種類の感知器を設置するとともに、主な可燃物に対して局所放出の固定式消火設備を設置することによって、火災発生時に速やかに火災を感知し消火を行う設計とする。</p> <p>これ以外の可燃物に対しては、煙の発生を抑えるため消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（1/8）</p> <p>原子炉建屋通路部において消火活動が困難とならない機器について</p> <p>○原子炉建屋1階西側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、常用系プロセス放射線モニタ多重伝送現場盤、計装ラック、空気作動弁等である。これらは管体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>常用系プロセス放射線モニタ 多重伝送現場盤</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>計装ラック</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>空気作動弁</p> </div> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（2/8）</p> <p>○原子炉建屋1階北側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置現場制御盤、計装ラック、電動弁等である。これらは管体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>■：対象エリア（通路部） ■：ケーブルトレイ ●：消火器 ●：二酸化炭素消火器</p> </div> <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置現場制御盤</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>計装ラック</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>電動弁</p> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（3/8）</p> <p>○原子炉建屋1階東側通路</p> <p>当該エリアに設置している電源盤（常用系のMCC）等以外の機器は、格納容器露点計ラック、計装ラック、エリア放射線モニタ等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>格納容器露点計ラック</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>計装ラック</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>エリア放射線モニタ</p> </div> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（4/8）</p> <p>○原子炉建屋2階西側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、地震計、オペフロ電源ボックス用変圧器等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>エリア放射線モニタ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地震計</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オペフロ電源 ボックス用変圧器</p> </div> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（5/8）</p> <p>○原子炉建屋2階北側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、電磁弁架台、ほう酸水注入系現場操作箱、作業用分電盤等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p style="text-align: center;">(参照：G.P.2010「CFR3000」)</p> </div> <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>電磁弁架台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ほう酸水注入系現場操作箱</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>作業用分電盤</p> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（6/8）</p> <p>○原子炉建屋2階東側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、HPCW サージタンク、バージ用排風機、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p style="text-align: center;">[図面番号: 51.22.001.1.02.0000]</p> <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>HPCW サージタンク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バージ用排風機</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>電動弁</p> </div> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（7/8）</p> <p>○原子炉建屋2階南側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ多重伝送現場盤、電動弁、計装ラック等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  エリア放射線モニタ 多重伝送現場盤 </div> <div style="text-align: center;">  電動弁 </div> <div style="text-align: center;">  計装ラック </div> </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1（8/8）</p> <p>○原子炉建屋3階 運転床</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、計器、クレーン、操作箱、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。また、クレーンや操作箱については通常通電されておらず発火源がないこと、使用時のみ電源を投入し、使用の際は近傍に作業員がいるため万一火災が発生してもすぐに初期消火可能であることから、火災が発生するおそれがない。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  エリア放射線モニタ </div> <div style="text-align: center;">  計器 </div> <div style="text-align: center;">  クレーン </div> <div style="text-align: center;">  操作箱 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  電動弁 </div> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料17</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設周辺の可燃物について</p> <p>1. はじめに</p> <p>消火活動が困難とならないエリアは、資料4の3.1項に示すように、a. 屋外の火災区域、b. 人が常駐している火災区域又は火災区画及びc. 個別評価により煙が充満しないと判断できる火災区域又は火災区画を消火活動が困難とならないエリアとして抽出している。</p> <p>ここでは、a, b に該当しない火災区域又は火災区画のうち、天井高さ、空間容積、可燃物量、可燃物の延焼防止対策等を考慮し、個別評価により、火災が発生しても煙が充満しないと判断される箇所について説明する。</p> <p>2. 個別評価を行う上での考慮事項</p> <p>個別評価を行うにあたり考慮する事項として、以下のとおり整理する。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <p>消火活動が困難とならないエリアとして、エリア内にある主な設置機器（可燃物）がどの程度あるかを確認する。</p> <p>(2) 消火活動の成立性</p> <p>消火活動が困難とならないエリアとして、(1)に示す機器に対して、可燃物の火災の発生防止対策をどのように実施しているかを確認する。各機器に対する火災の発生防止対策について別紙1に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料11</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 重大事故等対処施設周辺の 可燃物等の状況について</p> <p>1. 目的</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画、並びに可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。</p> <p>したがって、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料12</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 重大事故等対処施設周辺の 可燃物等の状況について</p> <p>1. 目的</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。</p> <p>したがって、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 可燃物設置状況等により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の(1)～(2)の観点で、エリア情報を整理し、総合的に判断して、消火活動が困難とならないかを個別に評価する。評価結果を3.以降に示す。</p> <p>なお、燃料取替用水ピット、復水ピットについては、大半が水と金属であり、火災が発生するおそれはないため、評価の対象外とする。</p> <p>3. 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画で、消火活動が困難とならないエリア</p>	<p>2. 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の可燃物等の状況について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の一覧を第1表に示す。また、現場の状況を以下に示す。(安全機能を有する構築物、系統及び機器を含む) これらの火災区域又は火災区画は、発火源となる高温の熱源がないこと、火災源となる可燃物がほとんどないことに加え、持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑える。持込み可燃物の管理について、具体的には危険物の仮置き禁止、火災区域又は火災区画に仮置きされる可燃物の種類、量の確認と火災荷重の評価を行い、可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないようにする。火災区域又は火災区画内の仮置きについても、重大事故等対処施設の近傍には仮置きしないよう管理する。以上の持込み可燃物管理に係わる要領については、火災防護計画に定める。</p>		<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p>第1表：火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない 火災区域又は火災区画一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>火災区域</th> <th>火災区画</th> <th>荷室番号</th> <th>燃焼名称</th> <th>天井高 (m)</th> <th>二丁丁容積 (m³)</th> <th>等級火災時間</th> <th>火災熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>制御棟</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>674</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>2</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>118</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>3</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>78</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>4</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>389</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>5</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>388</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>248</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>7</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>488</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>8</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>238</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>9</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>98</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>10</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>188</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>11</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>428</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>498</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>718</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>14</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>898</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>15</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>718</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>118</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>17</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>338</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>18</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>78</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>19</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>238</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>278</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>21</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>498</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>22</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>78</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>23</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>78</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>24</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>448</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>25</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>1,398</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>26</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>198</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>27</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>338</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> </tbody> </table>	No	火災区域	火災区画	荷室番号	燃焼名称	天井高 (m)	二丁丁容積 (m ³)	等級火災時間	火災熱量	1	制御棟	01-01	01-01	01-01	26.00	674	0.1時間以下	1,000kJ以下	2	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	118	0.1時間以下	1,000kJ以下	3	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下	4	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	389	0.1時間以下	1,000kJ以下	5	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	388	0.1時間以下	1,000kJ以下	6	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	248	0.1時間以下	1,000kJ以下	7	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	488	0.1時間以下	1,000kJ以下	8	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	238	0.1時間以下	1,000kJ以下	9	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	98	0.1時間以下	1,000kJ以下	10	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	188	0.1時間以下	1,000kJ以下	11	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	428	0.1時間以下	1,000kJ以下	12	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	498	0.1時間以下	1,000kJ以下	13	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	718	0.1時間以下	1,000kJ以下	14	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	898	0.1時間以下	1,000kJ以下	15	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	718	0.1時間以下	1,000kJ以下	16	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	118	0.1時間以下	1,000kJ以下	17	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	338	0.1時間以下	1,000kJ以下	18	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下	19	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	238	0.1時間以下	1,000kJ以下	20	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	278	0.1時間以下	1,000kJ以下	21	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	498	0.1時間以下	1,000kJ以下	22	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下	23	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下	24	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	448	0.1時間以下	1,000kJ以下	25	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	1,398	0.1時間以下	1,000kJ以下	26	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	198	0.1時間以下	1,000kJ以下	27	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	338	0.1時間以下	1,000kJ以下		<p>【女川】 ■設計の相違 泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>
No	火災区域	火災区画	荷室番号	燃焼名称	天井高 (m)	二丁丁容積 (m ³)	等級火災時間	火災熱量																																																																																																																																																																																																																																																							
1	制御棟	01-01	01-01	01-01	26.00	674	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
2	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	118	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
3	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
4	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	389	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
5	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	388	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
6	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	248	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
7	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	488	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
8	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	238	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
9	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	98	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
10	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	188	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
11	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	428	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
12	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	498	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
13	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	718	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
14	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	898	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
15	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	718	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
16	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	118	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
17	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	338	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
18	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
19	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	238	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
20	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	278	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
21	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	498	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
22	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
23	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	78	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
24	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	448	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
25	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	1,398	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
26	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	198	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
27	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	338	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>火災区域</th> <th>火災区画</th> <th>荷室番号</th> <th>燃焼名称</th> <th>天井高 (m)</th> <th>二丁丁容積 (m³)</th> <th>等級火災時間</th> <th>火災熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>28</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>308</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>29</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>388</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>30</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>308</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>31</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>458</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>32</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>308</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>33</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>398</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>34</td><td>原子炉建屋</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>01-01</td><td>26.00</td><td>402</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>35</td><td>タービン建屋</td><td>02-01</td><td>02-01</td><td>02-01</td><td>12.70</td><td>700</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>36</td><td>タービン建屋</td><td>02-01</td><td>02-01</td><td>02-01</td><td>12.70</td><td>800</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>37</td><td>燃料</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>9.40</td><td>100</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>38</td><td>燃料</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>9.40</td><td>100</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>39</td><td>燃料</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>03-01</td><td>11.00</td><td>200</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>40</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>41</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>42</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>43</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>44</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>45</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>46</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>47</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> <tr><td>48</td><td>緊急時対策施設</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>04-01</td><td>-</td><td>-</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000kJ以下</td></tr> </tbody> </table> <p>※：構造詳細設計のため、変更も有り得る</p>	No	火災区域	火災区画	荷室番号	燃焼名称	天井高 (m)	二丁丁容積 (m ³)	等級火災時間	火災熱量	28	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下	29	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	388	0.1時間以下	1,000kJ以下	30	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下	31	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	458	0.1時間以下	1,000kJ以下	32	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下	33	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	398	0.1時間以下	1,000kJ以下	34	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	402	0.1時間以下	1,000kJ以下	35	タービン建屋	02-01	02-01	02-01	12.70	700	0.1時間以下	1,000kJ以下	36	タービン建屋	02-01	02-01	02-01	12.70	800	0.1時間以下	1,000kJ以下	37	燃料	03-01	03-01	03-01	9.40	100	0.1時間以下	1,000kJ以下	38	燃料	03-01	03-01	03-01	9.40	100	0.1時間以下	1,000kJ以下	39	燃料	03-01	03-01	03-01	11.00	200	0.1時間以下	1,000kJ以下	40	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	41	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	42	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	43	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	44	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	45	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	46	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	47	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下	48	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																								
No	火災区域	火災区画	荷室番号	燃焼名称	天井高 (m)	二丁丁容積 (m ³)	等級火災時間	火災熱量																																																																																																																																																																																																																																																							
28	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
29	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	388	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
30	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
31	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	458	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
32	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	308	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
33	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	398	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
34	原子炉建屋	01-01	01-01	01-01	26.00	402	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
35	タービン建屋	02-01	02-01	02-01	12.70	700	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
36	タービン建屋	02-01	02-01	02-01	12.70	800	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
37	燃料	03-01	03-01	03-01	9.40	100	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
38	燃料	03-01	03-01	03-01	9.40	100	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
39	燃料	03-01	03-01	03-01	11.00	200	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
40	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
41	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
42	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
43	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
44	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
45	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
46	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
47	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							
48	緊急時対策施設	04-01	04-01	04-01	-	-	0.1時間以下	1,000kJ以下																																																																																																																																																																																																																																																							


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="159 161 611 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称：使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア <エリア状況></p> <p>空間容積：約26,000m³ 天井高さ：約20m</p>  <p>番号①等は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <p>【金属製 (不燃材料) の機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み燃料ピット、新燃料貯蔵庫、ダクト①②、配管 <p>【可燃物を含む機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御・計器品①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿、クレーン①②、ケーブルトレイ①② <p>【ユーティリティ機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセント、ベージュ塗装、ベージュ塗装スピーカー、消火栓、照明灯①② </div>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0


第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 消火活動の成立性</p> <p>① (1) に示す使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアに設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計とすることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>② 使用済み燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアは、空間容積が約2.6万m³と大きく、容易に煙が充満しない構造となっている。</p> <p>③ クレーン類については、使用時のみ通電し、通電時は作業者が常駐する。万一、これらの機器で火災が発生しても、煙が充満する前に、常駐する作業者が消火器又は消火栓を用いた消火を行うことは可能である。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p><現場確認状況></p>  <p>①補助建屋クレーン ②SFP天井照明 ③空調ダクト</p> <p>④補助建屋クレーン主電源盤 ⑤管理区域照明用変圧器 ⑥管理区域照明用分電盤</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="159 165 611 847" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">  <p>⑦スライディングドア制御盤 ⑧電源盤 ⑨ケーブルトレイ</p> <p>⑩燃料転送チャンネル ⑪A-SFP水中照明用変圧器 ⑫A-SFP水中照明水位検出器</p> <p>⑬管理区域照明用変圧器 ⑭管理区域照明用分電盤</p> <p>⑮B-SFP水中照明用変圧器 ⑯B-SFP水中照明用分電盤</p> </div>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="161 153 609 858"> <p>名称：アニュラスエリア <エリア状況> 空間容積：約680m³ 天井高さ：約5m 約21.5m 約19.5m 補助連通 排気ダクト 格納容器 空気作動弁 番号①等は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器 【金属製 (不燃材料) の機器】 ・ダクト、資材 【可燃物を含む機器】 ・空気作動弁 (付属品含む)、制御・計装品 【ユーティリティ機器】 ・照明灯</p> <p>(2) 消火活動の成立性 ① (1) に示すアニュラスエリアに設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上とおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> </div> <div data-bbox="161 865 609 1465"> <p><現場確認状況></p>  <p>① AM用格納容器圧力計 ② 格納容器排気開閉弁 (空気作動)</p> <p>③ S/Gランシング用機材置場 (不燃物) ④ 格納容器排気ダクト</p> <p>⑤ 蛍光灯</p> </div>			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="159 153 611 858"> <p>名称：原子炉補機冷却水サージタンク室</p> <p><エリア状況> 空間容積：約1,100m³ 天井高さ：約8.5m</p> <p>番号(1)等は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <p>【金属製(不燃材料)の機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンク、配管、ポンプ、窓材 <p>【可燃物を含む機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気作動弁(付属品含む)、制御・計装品 <p>【ユーティリティ機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンパ、照明灯 <p>(2) 消火活動の成立性</p> <p>① (1)に示す原子炉補機冷却水サージタンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> </div> <div data-bbox="159 911 611 1398"> <p><現場確認状況></p> </div>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1)C-01 階段室(C-1-13)</p> <p>C-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>※足場や養生は仮設置</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管</p> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) LCW 収集ポンプ(A)室 (R-1-20)</p> <p>LCW 収集ポンプ(A)室に設置している機器は、LCW 収集ポンプ(A)である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、ポンプ軸受に少量の潤滑油を使用している。軸受は、不燃材である金属で覆われており、万一軸受部から発火した場合でも設備外部に燃え広がることのないこと、当該室は機械換気（エリア容積 110 m³ に対し換気風量 900m³/h）する設計であることから、煙の充満により消火活動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 726 1317 1340" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 110m³、等値火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋地下3階</p> <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管 ポンプ</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 代替循環冷却ポンプ室 (R-1-21)</p> <p>代替循環冷却ポンプ室に設置している機器は、代替循環冷却ポンプである。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、ポンプ軸受に少量の潤滑油を使用している。軸受は、不燃材である金属で覆われており、万一軸受部から発火した場合でも設備外部に燃え広がることのないこと、当該室は機械換気（エリア容積 70 m³ に対し換気風量 900m³/h）する設計であることから、煙の充満により消火活動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 70m³, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下3階</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <p>ポンプ (設置予定場所)</p> <p>※写真の設備を撤去しポンプ新設予定</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) R-01 階段室 (R-1-62)</p> <p>R-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1308 1098" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) CRD 計装ラック室 (R-3-1)</p> <p>CRD 計装ラック室に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 497 1317 1129" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 390m³, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>ダクト 電線管</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) HPAC タービンポンプ室 (R-3-28)</p> <p>HPAC タービンポンプ室に設置している機器は、高圧代替注水系ポンプ、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及びび可とう電線管に敷設している。なお、高圧代替注水系ポンプは、蒸気駆動方式のポンプであり、ポンプの軸潤滑は自系統の冷却水で行うため潤滑油を使用しない設計である。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 563 1312 1230" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 280m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>ポンプ (設置予定場所) ※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電動弁</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) CRD 補修室 (R-5-5)</p> <p>CRD 補修室に設置している機器は、制御棒駆動系補修設備、ハッチ開閉装置制御盤、揚重機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、制御棒駆動系補修設備軸受のグリス、ハッチ開閉装置制御盤及び揚重機等があるが、軸受は不燃材である金属で覆われていること、制御盤及び揚重機は常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 667 1308 1299" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 480m³、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋地下1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：消火栓 ●：消火器 ■：当該室 □：扉 →：写真① <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>CRD 補修設備</p> <p>ハッチ開閉装置制御盤</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) TIP 装置室 (R-5-39)</p> <p>TIP 装置室に設置している機器は、移動式炉心内校正装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1323 1094" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 280m³、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋地下1階</p> <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>TIP 装置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

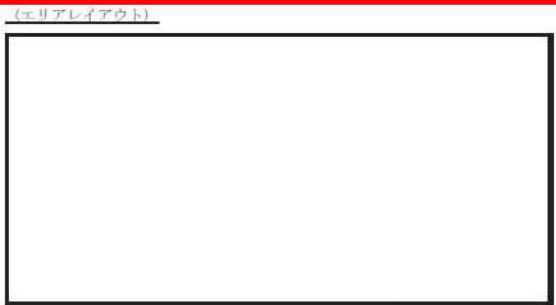


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチ (R-6-9)</p> <p>DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイトンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>また、トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>配管</p> <p>電線管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(10) DGDO(B)連絡配管トレンチ (R-6-10)</p> <p>DGDO(B)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイトンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エレベレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>電線管</p> <p>配管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

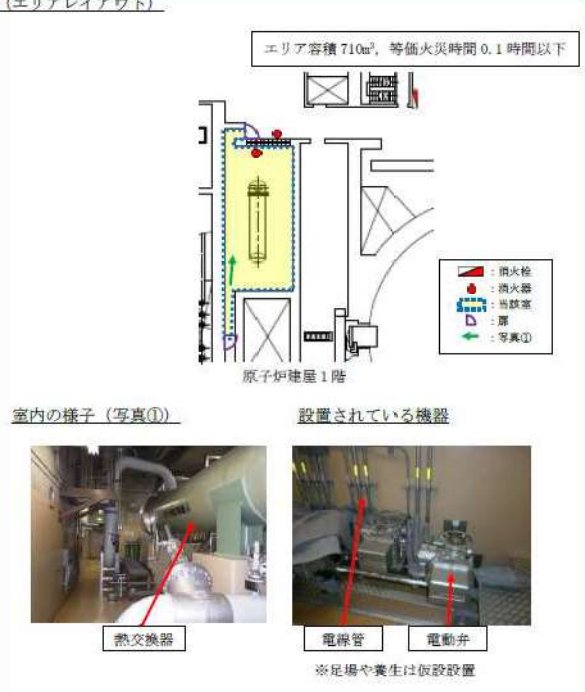
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(11) RHR パルプ(B)室 (R-6-11)</p> <p>RHR パルプ(B)室に設置している機器は、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1326 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 420m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋地下中1階</p> <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> <p>電動弁</p> <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(12) RHR パルプ(A)室 (R-6-12)</p> <p>RHR パルプ(A)室に設置している機器は、PLR サンプリング配管ヒータ制御盤、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 568 1321 1193" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 400m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋地下中1階</p> <p>原子炉建屋1階</p> <p>階段により1階にアクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓 ● 消火器 ● 階段 □ 扉 ← 写真① <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>PLR サンプリング配管ヒータ制御盤</p> <p>設置されている機器</p> <p>可とう電線管 電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(13) RHR 熱交換器(A)室 (R-7-14)</p> <p>RHR 熱交換器(A)室に設置している機器は、熱交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 491 1317 1204" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>熱交換器</p> <p>電線管 電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(14) FCVS フィルタ装置室 (R-7-40)</p> <p>FCVS フィルタ装置室に設置している機器は、フィルタ装置、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 491 1326 1129" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エア容积 890m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 1 階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>フィルタ装置 (設置予定場所)</p> <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(15) RHR 熱交換器(B)室 (R-7-52)</p> <p>RHR 熱交換器(B)室に設置している機器は、熱交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 494 1321 1197" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積710m³、等価火災時間0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>熱交換器</p>  <p>可とう電線管 電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(16) パーソナルエアロック前室 (R-7-75)</p> <p>パーソナルエアロック前室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 499 1310 1161" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 110m³, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m³, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋中2階 原子炉建屋3階</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p>  <p>電線管</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(19) 原子炉補機(A)室排風機室 (R-8-20)</p> <p>原子炉補機(A)室排風機室に設置している機器は、排風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <p>可とう電線管 排風機</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0



第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(20) メンテナンス室 (R-8-26)</p> <p>メンテナンス室に設置している機器は、揚重機及び揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては揚重機及び揚重機電源表示箱等があるが、これらは常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 627 1317 1136" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 270m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子伊達屋中2階 原子伊達屋1階</p> <p>室内の様子（写真①） 設置されている機器</p> <p>揚重機 揚重機電源表示箱 可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(21) ダスト放射線モニタ(B)室 (R-9-13)</p> <p>ダスト放射線モニタ(B)室に設置している機器は、ポンプ及び計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1326 994" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 490m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子力発電所2階</p> <p>室内の様子（写真①）</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管 ポンプ 計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

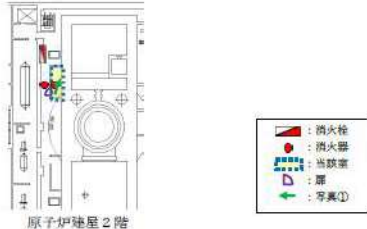


第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(22) CAMS ラック(B)室 (R-9-14)</p> <p>CAMS ラック(B)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 467 1319 1056" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <ul style="list-style-type: none">  : 消火栓  : 消火器  : 当該室  : 廊  : 写真① <p>室内の様子（写真①）及び設置されている機器</p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

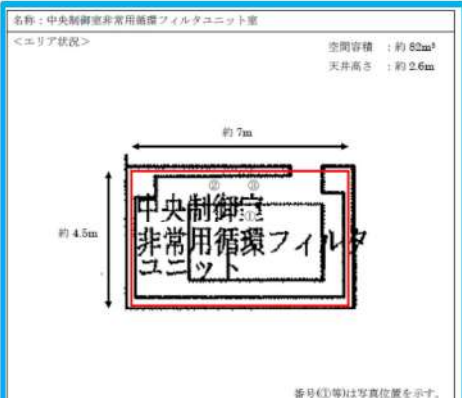


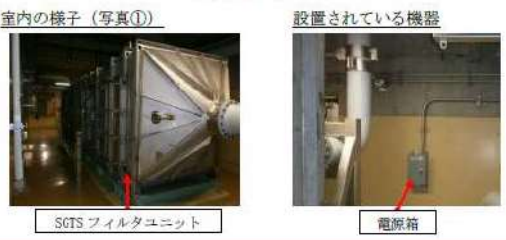
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(23) CAMS ラック(A)室 (R-9-15)</p> <p>CAMS ラック(A)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1317 1059" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m³、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>名称：中央制御室非常用循環フィルタユニット室</p> <p><エリア状況></p> <p>空間容積：約82m³ 天井高さ：約2.6m</p>  <p>番号①等は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器 【金属製（不燃材料）の機器】 ・フィルタユニット 【可燃物を含む機器】 ・制御・計装品 【ユーティリティ機器】 ・照明灯</p> <p>(2) 消火活動の成立性 ① (1) に示す中央制御室非常用循環フィルタユニット室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p>	<p>(24) SGTS フィルタユニット室 (R-9-16)</p> <p>SGTS フィルタユニット室に設置している機器は、SGTS フィルタユニット、電源箱等である。ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、SGTS フィルタユニット内の活性炭フィルタ及び電源箱があるが、活性炭フィルタは不燃材であるフィルタ装置内にあること、電源箱は常時電源切し、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
<p><現場確認状況></p>  <p>①中央制御室非常用循環フィルタユニット及び制御ケーブル 現場操作箱</p> <p>②フィルタユニット電気加熱コイル 現場操作箱</p> <p>③蛍光灯</p>	<p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積460m³、等価火災時間0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>設置されている機器</p> <p>SGTS フィルタユニット</p> <p>電源箱</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(25) 原子炉補機(HPCS)送風機室 (R-9-34)</p> <p>原子炉補機(HPCS)送風機室に設置している機器は、送風機、揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やスイッチ等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 528 1319 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 1,390㎡、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p> <p>※足場や養生は仮設置 送風機 揚重機電源表示箱</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(26) 除染室 (R-9-36)</p> <p>除染室に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 456 1317 1129" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 190m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管 ダクト</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(27) D/G(A)室非常用送風機室 (R-9-40)</p> <p>D/G(A)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 531 1326 1129" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 330m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>非常用送風機 可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

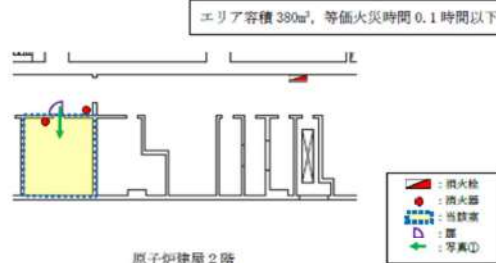


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0


第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(28) D/G(HPCS)室非常用送風機室 (R-9-44)</p> <p>D/G(HPCS)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難にならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 523 1326 1098" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300㎡、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子（写真①）</p> <p>設置されている機器</p> <p>非常用送風機</p> <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(29) D/G(B)室非常用送風機室 (R-9-45)</p> <p>D/G(B)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 523 1323 1129" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 390m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>非常用送風機</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(30) SGTS ファン(B)室 (R-9-47)</p> <p>SGTS ファン(B)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 539 1317 1082" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300m³, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(31) 原子炉補機(A)室送風機室 (R-9-55)</p> <p>原子炉補機(A)室送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 528 1319 1098" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 620m³, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子が建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>送風機 可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(32) SGTS ファン(A)室 (R-9-59)</p> <p>SGTS ファン(A)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 534 1326 1125" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300m³、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子伊建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>非常用ガス処理系排風機</p> <p>可とう電線管</p> <p>電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(33) 原子炉補機(B)室送風機室 (R-9-64)</p> <p>原子炉補機(B)室送風機室に設置している機器は、送風機及び空気作動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 531 1326 1058" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 890m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p>  <p>※足場や養生は仮設置 送風機 空気作動弁</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(34) ブローアウトパネル室 (R-10-9)</p> <p>ブローアウトパネル室に設置している機器は、ブローアウトパネル及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 499 1317 1225" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 432㎡、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋中3階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p>  <p>ブローアウトパネル</p> <p>※ブローアウトパネル閉止装置は設置予定</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(35) 活性炭式希ガスホールドアップ塔室 (T-1-27)</p> <p>活性炭式希ガスホールドアップ塔室に設置している機器は、活性炭式希ガスホールドアップ塔及び前置フィルタ等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物である活性炭は不燃材である活性炭式希ガスホールドアップ塔内にある。その他、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 528 1323 1094" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 780㎡、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>タービン建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>活性炭式希ガスホールドアップ塔</p> <p>※足場や養生は仮設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>前置フィルタ</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(36) 排ガス復水器(A)(B)室 (T-3-13)</p> <p>排ガス復水器(A)(B)室に設置している機器は、排ガス再結合器、排ガス予冷器等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 494 1328 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 960m³、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>タービン建屋地下1階</p> <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="739 893 907 1021">  <p>※足場や養生は仮設置</p> </div> <div data-bbox="929 893 1108 1021">  <p>排ガス再結合器</p> </div> <div data-bbox="1131 893 1310 1021">  <p>排ガス予冷器</p> </div> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(37) DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチ (Y-7-1)</p> <p>DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイトンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入城時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入城時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とされない。なお、火災により当該エリアに入城不可となることがないよう、消火活動のためのアクセスルートを2ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※露出ケーブルは仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管</p> <p>(38) DGDO(B)連絡配管トレンチ (Y-7-4) DGDO(B)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p>		<p>【女川】 ■設計の相違 泊は、火災荷重の管理に</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイトンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とされない。なお、火災により当該エリアに入域不可となることがないように、消火活動のためのアクセスルートを2ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>より、消火活動が困難とされない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ニリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p>  <p>電線管 配管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(39)復水貯蔵タンク/連絡トレンチ/バルブ室(Y-7-7)</p> <p>復水貯蔵タンク/連絡トレンチ/バルブ室に設置している機器は、空気作動弁、計器及び電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 502 1330 1120" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子（写真①） 設置されている機器</p>   <p>※露出ケーブルは仮設置 空気作動弁 可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(40) 緊急対策エリア用給気処理室 (KB-1-4)</p> <p>緊急対策エリア用給気処理室に設置してある機器は給気処理装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1323 852" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策建屋地下2階</p> <p>※建屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

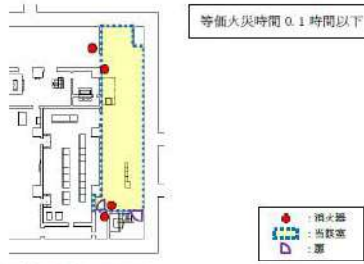
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(41) 緊急対策室アクセスエリア (KB-1-5)</p> <p>緊急対策室アクセスエリアに設置してある機器は電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1317 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策建屋地下2階</p> <p>※建屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(42) 廊下 (B2F 北側) (KB-1-6)</p> <p>廊下 (B2F 北側) に設置してある機器は電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1317 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策種屋地下2階</p> <p>※種屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(43) 資機材保管エリア (KB-1-7)</p> <p>資機材保管エリアに設置してある機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1326 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

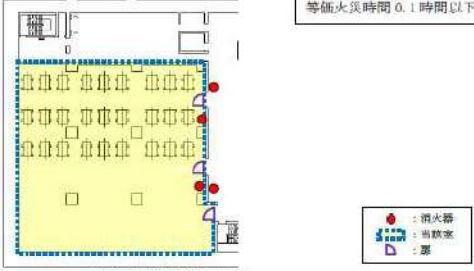
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(44) 廊下 (B2F 南側) (KB-1-8)</p> <p>廊下 (B2F 南側) に設置してある機器は、監視盤、電線管等である。</p> <p>これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 491 1323 890" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策建屋地下2階</p> <p>※建屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(45) 空気ポンベ室 (KB-2-1)</p> <p>空気ポンベ室に設置してある機器は、空気ポンベ、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1323 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアリアルイラスト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

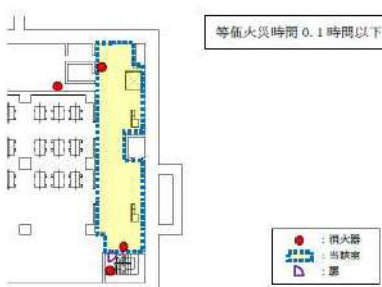
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(46) チェンジングエリア (KB-2-2)</p> <p>チェンジングエリアに設置してある機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1317 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>緊急時対策建屋地下1階</p> <p>※建屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(47) 廊下 (B1F) (KB-2-6)</p> <p>廊下 (B1F) に設置してある機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1326 890" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>緊急時対策種屋地下1階</p> <p>※建屋詳細設計のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(48) 廊下 (1F) (KB-3-12)</p> <p>廊下 (1F) に設置してある機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 459 1323 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策建屋1階</p> <p>※建屋詳細設計中のため変更もあり得る</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、火災荷重の管理により、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画はないことから、当該記載はない。</p>

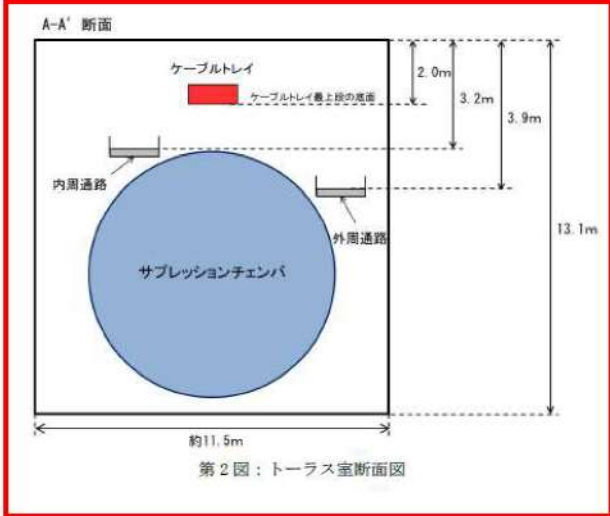
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. トーラス室</p> <p>トーラス室において万一火災が発生した場合でも、トーラス室の空間体積 (約 11,000m³) に対して換気風量が 21,600m³/h、原子炉棟排風機の容量が 85,500 m³/h (1 台当たり) であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能である。</p> <p>トーラス室下部エリアに可燃物となる機器は設置しておらず、上部エリアに電動弁、ケーブルトレイ、電線管等を設置している。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルトレイ以外に敷設しているケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>消火要員のアクセス性については、トーラス室上部通路へアクセス可能なルートが5箇所あることから、単一の火災により1箇所のルートが使用できない場合であっても他の箇所からアクセスすることが可能となっている。(第1図)</p> <p>また、単一の火災により煙が発生した場合であっても、トーラス室上部の空間体積が大きいこと、通路から天井までの高さが約 3.2 m~3.9m確保されていることから、火災発生場所までのアクセス性に影響することはなく消火活動が可能である。(第2図) 以上より、消火器又は消火栓により速やかに消火活動を実施することが十分可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>
	 <p>第1図：トーラス室上部の状況</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図：トールラス室断面図</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p> <p>(1) RSW ポンプ(A)(C)室(Y-1-1)</p> <p>RSW ポンプ(A)(C)室(床面積 171m²)は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ(A)及び(C)電動機の内包潤滑油 (26L)及びケーブルトレイ(18m)があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <p>(エアレイアウト)</p> 	<p>2. 屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子 (写真①)</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0





第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)HPSW ポンプ室(Y-1-3)</p> <p>HPSW ポンプ室(床面積 112m²)は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ケーブルトレイ(31m)があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の管体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。ケーブルトレイに敷設したケーブルは、火災の発生防止を考慮し、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子 (写真①)</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器③</p>  <p style="text-align: center;">ケーブルトレイ</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

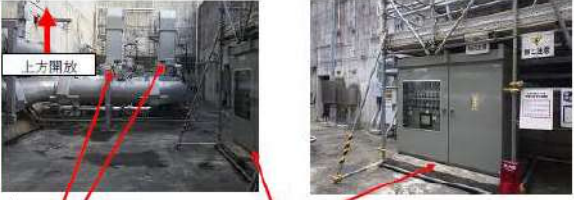


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3)RSW ポンプ(B)(D)室(Y-1-4)</p> <p>RSW ポンプ(B)(D)室(床面積 263m²)は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ(B)及び(D)電動機の内包潤滑油 (26L)、ケーブルトレイ (23m)及び屋外配管凍結防止用電気加熱制御盤 (1 面)があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <p>(エアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子 (写真①)</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p> <p style="text-align: center;">ポンプ用電動機 制御盤</p> <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器③</p>  <p style="text-align: center;">ケーブルトレイ</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>


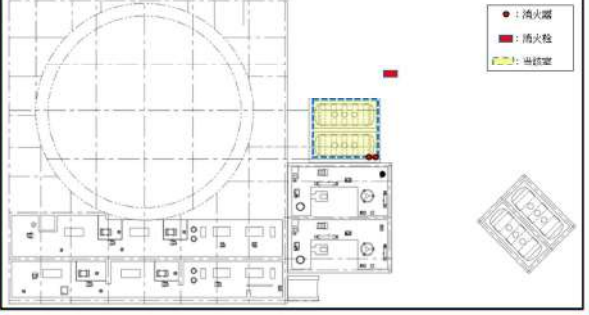
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

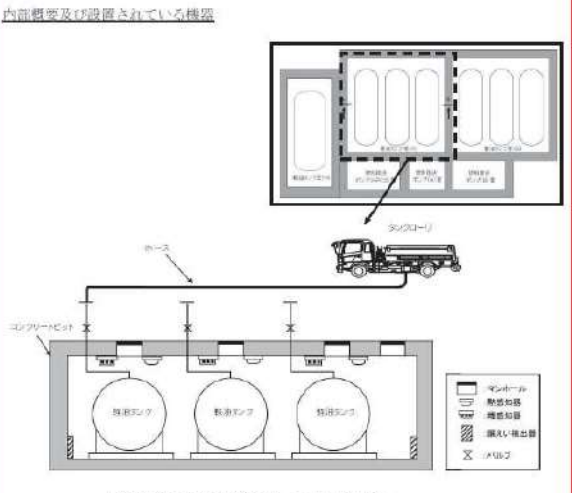

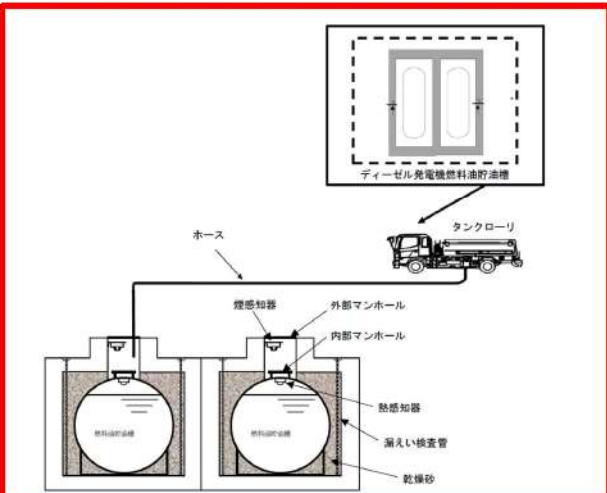
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4)燃料移送ポンプ(HPCS)室(Y-7-2)</p> <p>燃料移送ポンプ(HPCS)室(床面積 25m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子(写真①)及び設置されている機器</p>  <p>油配管 ポンプ設置予定箇所</p>  <p>上部開放箇所</p> <p>上部開放箇所(入域可能)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 軽油タンク室 (A) (Y-7-3)</p> <p>軽油タンク室 (A) (床面積 207m²) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充滿せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A)、(C)、(E) (各110k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 671 1308 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>	<p>(1) A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (0/B 1-01)</p> <p>A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充滿せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1344 671 1957 1026" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設計の相違 <p>泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>内部概要及び設置されている機器</p>  <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p> <p>上部開放箇所 (写真D)</p>  <p>上部開放箇所</p>	<p>内部概要及び設置されている機器</p> 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0


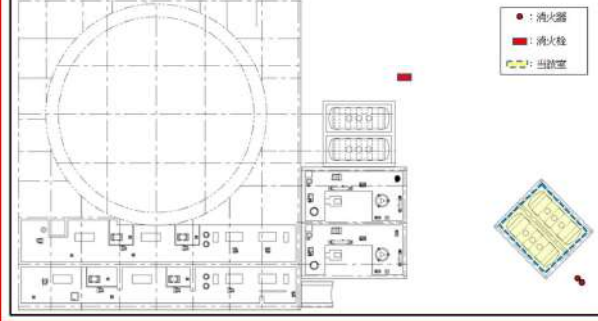
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 燃料移送ポンプ(B)室(Y-7-5)</p> <p>燃料移送ポンプ(B)室(床面積 27m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の管体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 635 1317 1029" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div data-bbox="712 1070 1317 1369" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>室内の様子（写真①）及び設置されている機器</p>  <p>油配管 ポンプ設置予定箇所</p> <p>上部開放箇所</p>  <p>上部開放箇所（入域可能）</p> </div>		<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 軽油タンク室 (B) (Y-7-6)</p> <p>軽油タンク室 (B) (床面積 207m²) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B) , (D) , (F) (各110k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 660 1326 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>	<p>(2) B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (O/B 1-02)</p> <p>B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1344 660 1957 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設計の相違 <p>泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違 <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>内部概要及び設置されている機器</p> <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p> <p>上部開放箇所 (写真①)</p>	<p>内部概要及び設置されている機器</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 ■設備の相違 設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 燃料移送ポンプ(A)室(Y-7-8)</p> <p>燃料移送ポンプ(A)室(床面積 15m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の管体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子（写真①）及び設置されている機器</p>  <p>油配管 ポンプ設置予定箇所</p>  <p>上部開放箇所 上部開放箇所（入域不可）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) ケーブルピット(A) (KB-2-12)</p> <p>ケーブルピット(A) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 598 1317 1029" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>緊急時対策建屋 地下1F</p> </div>	<p>(1) 代替非常用発電機 (O/B 1-5)</p> <p>代替非常用発電機は屋外に設置しており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を設置、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1355 598 1944 890" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> </div>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

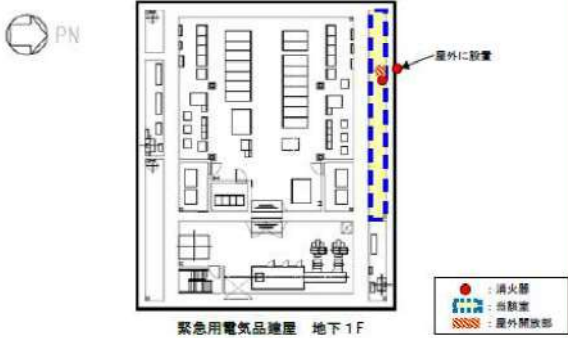
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) ケーブルピット(B) (KB-2-13)</p> <p>ケーブルピット(B) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 635 1326 1062" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>緊急時対策建屋 地下1F</p> </div>	<p>(2) 燃料タンク (SA) * (O/B 1-6)</p> <p>燃料タンク (SA) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、燃料タンク (SA) (約 60k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1361 643 1935 1437" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> </div> <p>※ 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

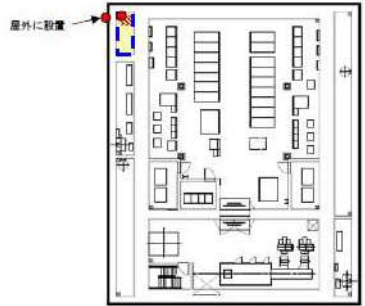
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブル取合ピット(A) (E-1-6)</p> <p>ケーブル取合ピット(A) (床面積 37m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 707 1321 1125" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 地下1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 消火器 : 当扉室 : 屋外開放部 </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

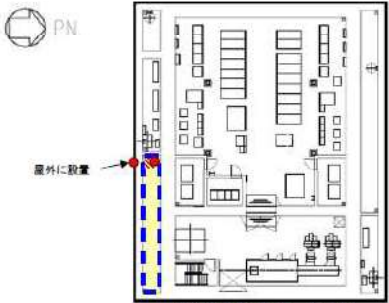
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) ケーブル取合ビット(B) (E-1-7)</p> <p>ケーブル取合ビット(B) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 831 1317 1238" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 地下1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 消火器 : 消火室 SSSS : 屋外開放部 </div>		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

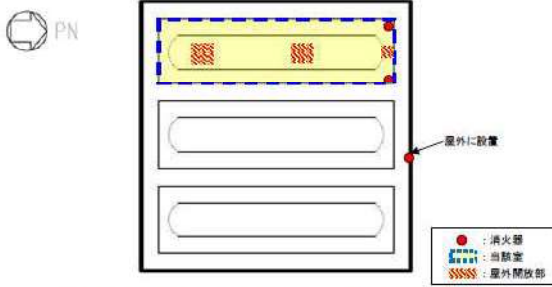
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) ケーブル取合ピット(C) (E-1-8)</p> <p>ケーブル取合ピット(C) (床面積 25m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 708 1328 1123" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気設備屋 地下1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 消火器 ■ : 当務室 ▨ : 屋外開放部 </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室 (Y-8-1)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室 (床面積 96m²) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(A) (110k l) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 659 1319 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (O.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

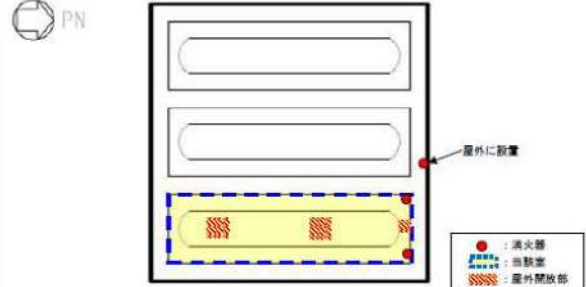
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室 (Y-8-2)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室(床面積96m²)は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)(110k1)があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 625 1326 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (0.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

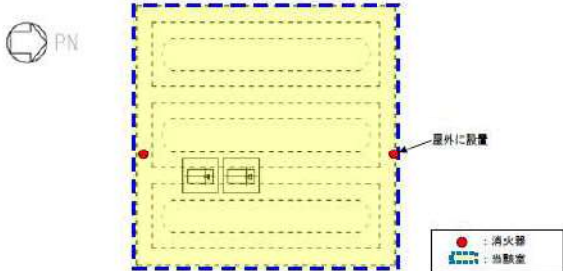
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室 (Y-8-3)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室 (床面積 96m²) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(C) (110k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 632 1326 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (0.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア (Y-8-4)</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア (床面積 484m²) は、屋外に設置されており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 592 1328 965" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア 地上1F (0.P.62300)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(10) ガスタービン発電機室 (E-2-1)</p> <p>ガスタービン発電機室 (床面積 532m²) は、屋外に設置されており、屋根及びルーバーの壁に囲まれ、火災が発生しても、ルーバーから煙が大气放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電機車 2 台、制御車 2 台及び各燃料タンク (発電用 500L (軽油)) がある。</p> <p>各車両間の離隔距離は約 3m と消火器運搬、ホース展開には十分なスペースを有している。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 635 1326 1059" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 1F</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性及び消火活動について</p> <p>1. 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p> <p>地下ピット構造の海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) は、竜巻防護ネットを設置する設計であるが、竜巻防護ネット設置後においても、地上面 (OP14,800) から循環水ポンプ室と TSW ポンプ室を通過し各部屋 (P3,000) にアクセスし、大型消火器及び小型消火器で初期消火を行うことが可能なことを確認した。(第1図)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全城ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

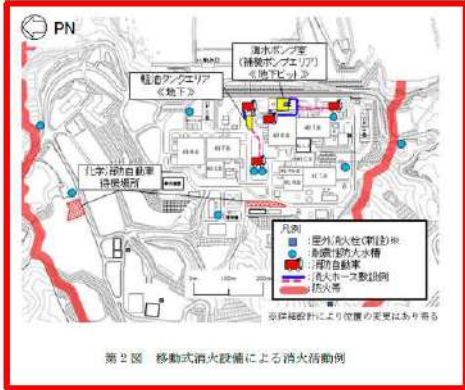


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

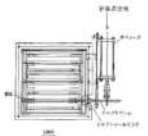

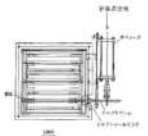

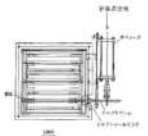

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>2. 移動式消火設備による消火活動</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車は消火栓又は防火水槽から取水し、消火ホースを海水ポンプ室（補機ポンプエリア）ほかに敷設し消火活動を行う。</p> <p>取水は2箇所以上から対応可能である。（第2図）取水箇所と各消火エリアの消火ホース敷設距離は最大約400m、高低差は地上面より下方への放水となり、化学消防自動車の性能や消火ホース圧損を考慮しても消火活動は可能である。</p> <p>化学消防自動車の車幅は約2.3mであり、保管場所から取水箇所までの道幅は3.5m以上を確保しており化学消防自動車の活動は可能である。また、地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネット及び浸水防止壁を設置する設計であるが、地上面から放水による消火活動が、竜巻防護ネット構造及び浸水防止壁高さ（約0.6m）を考慮しても消火活動が可能であることを確認した。（第3図）</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車の消火活動は、火災区画毎に消防車と消火エリアの高低差、活動ルート、消火ホース敷設距離（第1表）などが変わることから、火災発生時の必要な消防資機材や消防車の操作等について、個別の消火手順を整備すること及び要員の訓練（第4図）を計画的に行うことを火災防護計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="712 874 1323 1161"> <caption>第1表 消火ホース敷設距離</caption> <thead> <tr> <th>消火エリア</th> <th>水源</th> <th>距離（最大）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約170m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約320m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約80m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約150m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約120m</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓</td> <td>約400m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約130m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約360m</td> </tr> </tbody> </table>	消火エリア	水源	距離（最大）	海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m	耐震性防火水槽	約320m	軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m	耐震性防火水槽	約150m	緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m	屋外消火栓	約400m	緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓	約130m	耐震性防火水槽	約360m		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全城ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>
消火エリア	水源	距離（最大）																								
海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m																								
	耐震性防火水槽	約320m																								
軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m																								
	耐震性防火水槽	約150m																								
緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m																								
	屋外消火栓	約400m																								
緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓	約130m																								
	耐震性防火水槽	約360m																								

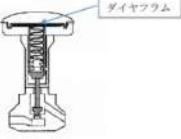

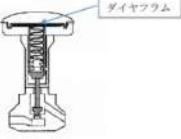

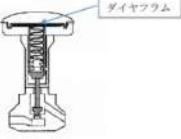

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全城ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">各機器における火災の発生防止対策について</p> <table border="1" data-bbox="168 331 604 986"> <tr> <td data-bbox="168 331 280 443">タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 貫柱</td> <td data-bbox="280 331 604 443"> 金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 443 280 651">ダンパ</td> <td data-bbox="280 443 604 651"> 全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 651 280 986">空気作動弁</td> <td data-bbox="280 651 604 986"> シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図中の機器は機軸に接する事象ですので公開することはできません。</p> </td> </tr> </table>	タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 貫柱	金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。	ダンパ	全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p>	空気作動弁	シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図中の機器は機軸に接する事象ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p>
タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 貫柱	金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。								
ダンパ	全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p>								
空気作動弁	シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図中の機器は機軸に接する事象ですので公開することはできません。</p>								

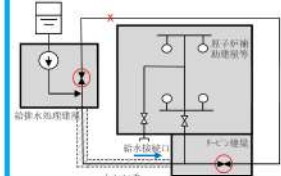
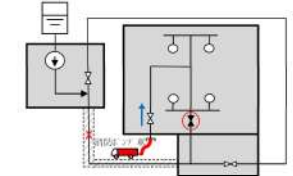
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 193 282 451"> <p>空気作動弁</p> </td> <td data-bbox="282 193 600 451"> <p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製(不燃材料)の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製(不燃材料)で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 451 282 507"> <p>制御・計装品</p> </td> <td data-bbox="282 451 600 507"> <p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれはなく、煙の発生は抑制される。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 507 282 799"> <p>冷却ファン</p> </td> <td data-bbox="282 507 600 799"> <p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>冷却ファン</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 799 282 879"> <p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大幹連動カメラ、 ページング等)</p> </td> <td data-bbox="282 799 600 879"> <p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の損傷にとどまることから、火災源とならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>空気作動弁</p>	<p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製(不燃材料)の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製(不燃材料)で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p>	<p>制御・計装品</p>	<p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれはなく、煙の発生は抑制される。</p>	<p>冷却ファン</p>	<p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>冷却ファン</p>	<p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大幹連動カメラ、 ページング等)</p>	<p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の損傷にとどまることから、火災源とならない。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p>
<p>空気作動弁</p>	<p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製(不燃材料)の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製(不燃材料)で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p>										
<p>制御・計装品</p>	<p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれはなく、煙の発生は抑制される。</p>										
<p>冷却ファン</p>	<p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に蔓延するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>冷却ファン</p>										
<p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大幹連動カメラ、 ページング等)</p>	<p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の損傷にとどまることから、火災源とならない。</p>										



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の凍結防止対策, 地盤変位対策について</p> <p>1. 発電所の水消火設備の設計概要</p> <p>(1) 泊発電所の消火設備について</p> <p>火災防護の審査基準で, 消火困難箇所や系統分離を行うために設置する消火設備は, 安全機能を有する構造物, 系統及び機器の耐震クラスに応じて, 地震時においても機能を維持することが求められている。</p> <p>泊発電所の消火設備は, 従来, 水消火設備を主とする設計としていたが, 水消火設備は耐震Cクラス設計であり, 上記の要求を満足することは難しいことから, 原子炉建屋等の建屋にはSs機能維持された全域ガス消火設備, 放射性廃棄物処理建屋や固体廃棄物貯蔵庫, ペイラ室には耐震クラスに応じた全域ガス消火設備を設置する設計とし, 耐震性を満足することを確認した。</p> <p>(2) 水消火設備について</p> <p>火災防護に係る審査基準における, 水消火設備に対する要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 消火剤に水を使用する消火設備については, ①に掲げるところによるほか, 以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は, 多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には, 隔離弁等を設置して遮断する等の措置により, 消火用水の供給を優先する設計であること。</p> </div> <p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は, 以下の各号に示すように, 地震等の自然現象によっても, 火災感知及び消火の機能, 性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は, 凍結防止対策を講じた</p> <p>(3) 消火配管は, 地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>泊発電所の水消火設備は, 上記審査基準の要求事項に適合するものであり, 設計に当たっては「原子力発電所の火災防</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は消火水配管の凍結防止及び地盤変位対策の設計について記載する方針とする。</p>

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>護規程」(日本電気協会JEAC4626-2010 以下「JEAC」という)の要求事項を満足するとともに、「原子力発電所の火災防護指針」(日本電気協会JEAG4607-2010 以下「JEAG」という)に示されている例示については、泊発電所の状況等を踏まえ極力取り込むこととした。</p> <p>泊発電所の消火用水供給系は以下に示すとおり、原子炉補助建屋等に消火用水を供給する主配管は主ループ回路を構成し(第1図)、地震時に消火水配管が損傷することを想定し、消防ポンプ車を用いて、原子炉補助建屋等の屋内消火栓に消火用水を給水することを可能とする給水接続口(第2図)を原子炉補助建屋等に設置し、多様性を持たせることにより消火用水供給系の信頼度の向上を図る設計としている。なお、消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計としている。</p> <p>万一、消火用水のループ構成の主配管が破断した場合(ケース1(埋設消火配管部分での破断)又はケース2(トレンチ内での破断))を想定しても、以下のように当該部分を原子炉補助建屋等の消火設備から隔離した上で、消火ポンプ又は消防ポンプ車により原子炉補助建屋等に消火水を供給でき、多様な手段による対応が可能な設計となっている。</p> <p>また、トレンチ内は人の立ち入りが可能であり、破断箇所の発見及び保修は容易である。</p> <div data-bbox="1355 893 1960 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ケース1 屋外消火栓の埋設消火配管部分で破断が生じた場合は、弁の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消火用水供給系を使用してタービン建屋側から可能。</p>  <p>ケース2 トレンチ内の消火配管部分で破断が生じた場合は、弁の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消防ポンプ車を用いて給水接続口から可能。</p>  </div> <p style="text-align: center;">第1図: 消火用水供給系概要図</p> <p>なお、泊発電所1～3号炉の運転開始以降における消火用水のループ構成の主配管損傷事例は、2号側屋外消火栓の埋設消火配管での1例^{※1}のみであり、消火配管の単一故障^{※2}を仮定する必要性は十分に低いものとする。</p> <p>※1 建設時の消火配管埋め戻しに際して砂利等による配管損傷部からの劣化事象及び2号機側バックフィル部での配</p>	

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>管損傷事象。</p> <p>※2 審査基準2.2.1 (2) 消火設備 (参考) ④で, 「消火設備は, 消火ポンプ系等の動的機器の単一故障により, 同時に機能を喪失することがないこと」との記載がある。</p> <p>給水接続口の設置状況について, 第2図 に示す。</p>  <p>第2図 給水接続口設置状況</p> <p>消火配管系統概要図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 消火配管系統概要図 (1/2)</p>	